

* 0031404000 *

0031404-000

346-Ta165n

南支南洋の関税と内国税

台湾総督府財務局

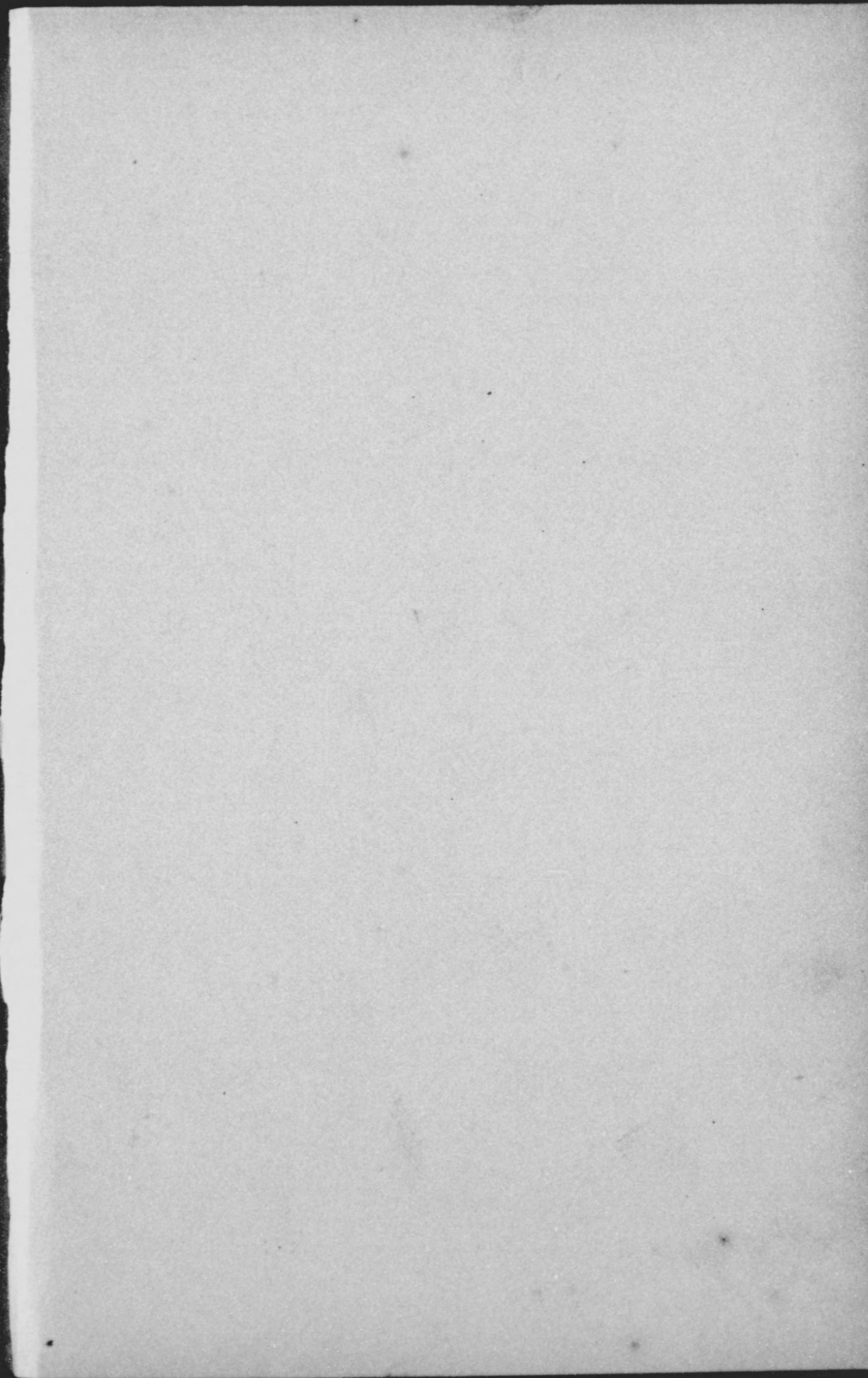
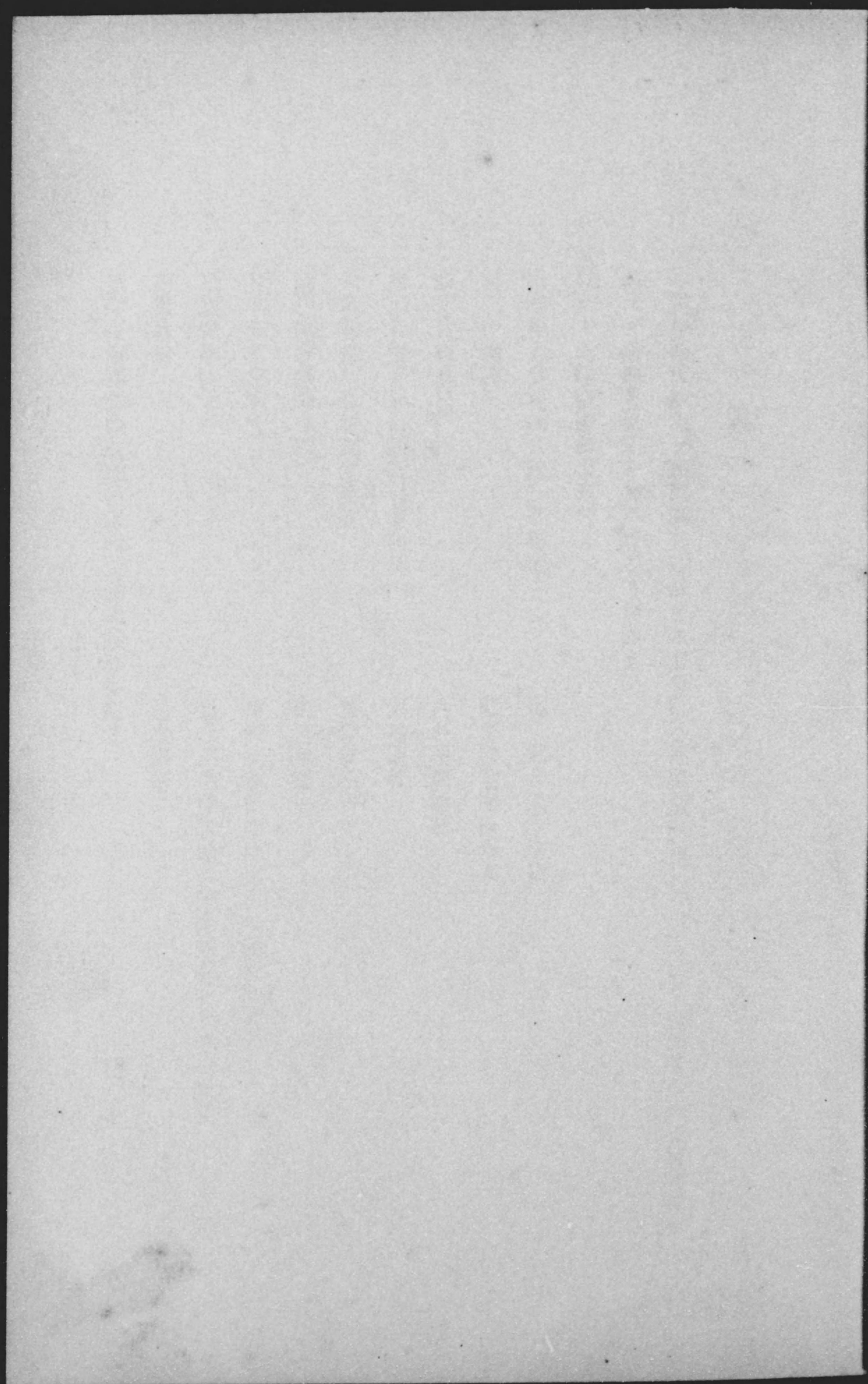
1935

AEB

昭和十年十月

南支南洋の關稅と内國稅

臺灣總督府財務局



346
Ta165n



凡 例

一、本書中關稅政策、關稅率等に關する主要參考書類左の如し、尙之より引用せる法規及關稅率は原文と對照し修正を加へたるものあり

在南支南洋帝國領事報告

臺灣總督官房調查課及外事課

同調查課譯

商工省貿易局

商工省貿易局出張所員事務所

大阪市役所産業部調查課

南洋協會臺灣支部

日本商工會議所

三菱經濟研究所

暹羅協會

東洋及南洋諸植民地の官報、法規集及年鑑類

南支那及南洋情報

蘭領印度關稅率表

内外商工時報

貿易週報

東洋貿易研究

南洋年鑑

佛國及佛領印度支那の關稅政策

東洋及南洋諸國の國際貿易と日本の地位

暹羅國情

一、中華民國海關金單位及南支南洋各地の通貨の昭和十年一月乃至六月に於ける各月の平均換算又は爲替相場左の如し

貨幣單位	最高	最低
海關金單位	一元九六七〇	一元六三四〇
上海	一九一一九	一二八七〇
福州	一九八三〇	一六一五〇
廣東	一元四五九〇	一元二一〇〇
上海	一元四七〇〇	一元二一七〇
廣東	二元〇九三〇	一元四九四〇
香港	一元七八八〇	一元七二七〇
比索	二元三四四五	二元二七七〇
比弗	一元六〇五六	一元五七三三
比弗	二元四七六〇	二元三五四〇
盾	二元〇三〇〇	一元九九〇〇

南支南洋の關稅と内國稅

總目次

第一編	南支南洋の關稅	一—四〇一
第二編	南支南洋の内國稅	一—九二

第一編 南支南洋の關稅

南支南洋の關稅と内國稅

第一章 南支南洋の位置

第二章 南支南洋の歴史

第三章 南支南洋の地理

第一編 南支南洋の關稅

目次

第一章 南支那の關稅	一
第一節 關稅制度	一
第一項 關稅政策	一
第二項 關稅率	四
一 輸入稅率	四
二 輸出稅率	一九
三 輸出入附加稅	三五
第三項 輸出入の禁止制限	三六
一 總說	三六
二 銀の輸出制限	三六
三 外國砂糖及糖蜜輸入許可制度	三八
四 外國波特蘭ドセメント輸入許可制度	三八
五 外國農產品專稅及類似課稅制度	三九

- 六 商品檢驗制度.....三三
- 第四項 保稅倉庫制度.....三三
- 第五項 內國關稅附統稅.....四〇
- 一 轉口稅.....四〇
- 二 統稅.....四一
- 第六項 西南政務委員會の外國貿易委員會.....四四
- 第二節 關稅行政の機關.....四四
- 第一項 海關の組織及職分.....四四
- 第二項 關稅取締狀況.....五一
- 一 一般船舶貨物の取締.....五一
- 二 便利屋取締.....五二
- 三 小型船舶の取締.....六一
- 四 密輸取締.....六一
- 第三項 通關手續.....六二
- 一 輸入.....六三
- 二 輸出.....六四

第二章 香港の關稅附澳門の關稅.....七七

- 第一節 關稅制度.....七七
- 第一項 關稅政策.....七七
- 第二項 輸入關稅.....七九
- 第三項 輸出入の禁止制限.....八四
- 一 銀の輸出制限.....八四
- 二 綿織物及人絹織物の輸入割當制度不採用に就て.....八五
- 三 其他の禁止制限.....八五
- 第二節 關稅行政機關.....八六
- 第一項 輸出入監督局の組織及職分.....八六
- 第二項 船舶貨物の取締.....八八
- 第三項 通關手續.....八九
- 一 輸出.....九〇
- 二 輸入.....九一
- 第三節 澳門の消費稅及特惠關稅制度.....九一
- 第一項 消費稅.....九一
- 第二項 葡本國澳門間特惠關稅制度.....九四

第三章 比律賓の關稅

九七

第一節 關稅制度

九七

第一項 關稅政策

九七

第二項 關稅率

一〇一

一 輸出稅

一〇一

二 輸入稅

一〇三

第三項 輸入禁制品

一〇三

第四項 通關手續

一〇三

第四章 佛領印度支那の關稅

一〇五

第一節 關稅制度

一〇五

第一項 關稅政策

一〇五

一 一八九二年の關稅率設定に關する法律時代

一〇五

二 一九二八年の植民地關稅法時代

一〇七

三 輸出稅

一〇七

四 日本印度支那間通商に關する日佛協定

一〇八

第二項 關稅及其の他の課稅

一〇九

一 輸入稅及輸出稅

一一四

二 爲替差額補償附加稅

一一〇

三 統計稅及埠頭稅

一一〇

四 國內一般稅

一一五

五 通過稅

一一六

第三項 輸出入の禁止制限

一一七

一 綿製品輸入割當制度

一一七

二 鑛泉輸入割當制度

一一九

三 磷酸及加里肥料輸入許可制度

一一〇

四 果實輸入取締令

一一〇

五 輸出入禁制品

一一三

第四項 保稅施設

一一七

第五項 通關手續

一二八

第五章 暹羅の關稅

一二三

第一節 關稅制度

一二三

第一項 關稅政策

一二三

第二項 關稅率

一二八

第三項 輸出入の禁止制限……………三三九

第四項 保税倉庫制度……………三四三

第五項 通關手續……………三四六

第六章 蘭領印度の關稅

第一節 關稅制度……………三四九

第一項 關稅政策……………三四九

第二項 關稅率……………三四四

一 印度關稅定率法……………三四四

二 課稅價格……………三四三

三 輸出入附加稅……………三四五

第三項 輸出入の禁止制限……………三四七

一 輸入割當制度……………三四七

二 輸入許可制度……………三四三

三 輸出禁止制限制度……………三四六

第四項 保税倉庫制度……………三四一

第五項 通關手續……………三四三

第七章 英領馬來の關稅

第一節 關稅制度……………三四三

第一項 關稅政策……………三四三

一 總說……………三四三

二 海峽植民地の關稅政策……………三四四

三 馬來聯邦及馬來非聯邦の關稅政策……………三四三

第二項 關稅率……………三四五

第三項 輸出入禁止制限及輸出入登録制度……………三四八

一 織物輸入割當制度……………三四九

二 護謨輸出制限制度……………三四三

三 錫輸出制限制度……………三四六

四 海峽植民地輸出入登録制度……………三四六

第四項 通關手續……………三四一

第八章 英領北ボルネオ及サラワクの關稅

第一節 關稅率……………四〇三

第二節 輸出入の制限……………四〇四

目次(終)

第一編 南支南洋の關稅

第一章 南支那の關稅

第一節 關稅制度

第一項 關稅政策

中華民國の輸出入關稅は一八四三年以降通商條約の拘束を受け財政關稅たるに止まり何等關稅政策を樹立し之を發動せしむるの餘地なかりしものなるを以て一九一九年「ヴェルサイユ」平和會議に於て國民政府は諸種の所謂不平等條約の撤廢と共に關稅自主權の回復を要求し爾來機會ある毎に之が達成を企圖したるも成功容易ならず近年に至つては列國會議に依る其の回復を斷念し不平等條約撤廢問題に關聯して各國との個別的條約締結に依りて之が促進に努め一九二八年中米、英、獨、白、伊、佛等本邦を除く全部の條約關係國との通商條約又は關稅條約の締結に成功し關稅自主權を回復するを得たり。雖も是等の條約は何れも皆最惠國待遇を約束せるものなるを以て本邦との關稅上の關係が更改せられざる限り有效なる作用を實現するを得ざりし處本邦と中華民國との特別なる關係に鑑み兩國に於ける此の種條約の締結が容易ならざる事業に屬する。こは又已むを得ざる次第にして幾多の曲折を経て遂に一九三〇年五月兩國間に關稅に關する協定成立を遂げ茲に中華民國は八十七年の長期に亘る條約拘束より離脱して關稅自主權の完全な

る回復を達成したり

國民政府は一九二八年中本邦を除く各條約國との條約改訂に依る關稅自主權の回復に乘じ第一次國定輸入稅率を制定せるが同稅率は元來輸入稅が輸出稅と共に通商條約に依り一律從價五分を基礎とせるものなるものに對し一九二五年北京特別關稅會議に於て釐金廢止に依る減收補填の爲從價二分五厘より二割二分五厘に至る七階級の附加稅を案出したる處國民政府は之を附加稅とせず正稅たる五分を加算し所謂七種差等稅率となし一九二八年十二月公布したるものに係り當時國民政府は本邦の之に反對すべきを慮り種々折衝を試み或る條件の下に本邦よりも一九二九年二月より施行の承認を得て之を實施し一九三〇年二月輸入稅の徵收上銀價暴落に依る財政上の損失を救済せんが爲從來の海關兩の使用を廢止し新に海關金單位を設定し同年五月本邦との關稅協定に依り完全なる自主權を回復するや同年十二月第二次國定輸入稅率を公布し一九三一年一月より之を實施し更に同年五月國定輸出稅率を制定し六月より施行するに至れり。右輸入稅率は財政收入の増加、國內産業の保護及奢侈品の重課を目的とし從價五分乃至五割の十二階級に別たれたるものなりしが同年七月及一九三二年一月に部分的改正を行ひ主として更に奢侈品の稅率を引上げたる爲五分より八割に至る十八階級となり一九三三年五月本邦との關稅協定が滿期となるや輸入稅率の根本的改正を行ひ大に其の稅率を増嵩し一九三四年二月より輸入稅率を新度量衡法に依り改訂し同年七月廣汎なる範圍に亘る改正を加へ日支協定滿期後排日貨的に引上げたるものの中最も甚だしきものに付ては幾分の輕減を行ひたるもの即ち現行稅率なりとす、而して敍上の如き頻繁なる引上改正の結果輸入稅率の輸入總額に對する比率は一九二八年の三分九厘より一九二九年の八分五厘に急増し逐年累進して一九三三年の一割九分七厘となり一九三四年には實に二割五分二厘の高率に上昇し關稅收入は貿易總額の漸減に反し一九二六年に於て一億一千萬元なりしもの一九二九年には二億二千萬元に倍加し、一九三〇年乃至三四年に於て三億七千萬元乃至三億三千萬元を算せるを見るなり

輸出稅率は一九三一年六月施行のものは大體從價七分五厘見當りし貨物の種類に依り輸出獎勵の爲三分乃至五分のものも尠からざりしが一九三四年六月改正を行ひ更に右の趣旨に基き重要輸出品に對し稅率を引下げ又無稅のものを増加して今日に及べり、因に輸出稅は從來海關兩を以て徵收したるが一九三三年三月公定換算率に依り銀本位幣を以て徵收するこゝこなり海關兩を廢止したり

尙最近國民政府は財政の窮乏愈々甚しく財政收入の増加を要望する一方對外貿易の巨大なる逆調（最近三年平均に於て年額約七億元）の克服を急務とし財政收入の増加に國內産業保護の爲輸入稅の引上、輸出獎勵策としての輸出稅の減免並に轉口稅の撤廢等を目論見つつあるやに傳へられ財政部は左記の如き財政方針大綱及輸入稅改訂の原則大綱を發表せり云ふ

(一) 財政方針大綱中關稅に關するもの

關稅稅則の整理を行ふこゝに依り稅收の増加を圖り而も工業用品及一般民衆の日常用品に影響を及ぼさざるやう努むるに共に特殊輸出品に對しては輸出稅の減率若は全免を行ひて貿易獎勵を圖るこゝ

(二) 輸入稅改訂の原則大綱

- 一、國內需要の全部を國內製品にて供給し得るもの又は大部分を充たし得るものは高率主義を採る
- 二、發展途上にあるもの又は將來成立の希望ある生産事業には保護政策を採る
- 三、生産不可能又は極めて少量を生産する原料には免稅又は減稅す、細手紡績用其の他の機械類及交通發展に要する要具に對しては減稅す
- 四、支那にて生産不可能のもの或は現在生産不可能の必需品は舊稅率を維持す
- 五、嗜好品又は無益の消耗品には高稅を課す

以上は國民政府の關稅政策の推移を敘述せるものにして其の制定に係る輸出入關稅が全國一様に施行せられつつある現状よりすれば南支那諸省も亦右政策下に包含せらるるものなり。雖も近來西南派の經濟的建設が堅實なる進歩を示しつつあり。傳へられ其の中軸たる廣東省は常に半獨立的傾向を有し政治的には中央の掣肘を受くること少く金融的にも亦其の干渉を存せず獨立的繁榮可能の要素を多分に保有し各種産業の復興建設に著大なる努力を傾倒し居れるに際し一九三四年七月施行の現行輸入關稅は甚しく同省の事態に適應せざるものあり。計畫中の廣東保護稅の實現を目論見たる趣に報せられ且最近に於て海外華僑の没落的傾向増大し從て同省土著大小資本家の海外投資を省内投資に誘導するに可なり。一面勞働者の出稼阻止。歸來者の増加に依る勞働供給量の遞増は勞働賃銀の低落を招來し茲に地元事業家の企業を容易化すべく豫想せらるるに付ては省政府の關稅政策は重大なる意義を有すること。なり將來は省内事業の保護統制的見地より何等かの形式に於て各種保護關稅の設定を見るに至るべきやにも傳へらる

第二項 關稅率

一、輸入稅率

現行輸入稅率は「一九三四年修正輸入稅則」にして同年六月三十日公布せられ上海海關に於ては七月三日、天津、青島、漢口、福州等の各海關に於ては同月五日、廣東海關に於ては同月十日之を施行したるが、右輸入稅則は輸入稅率表及附屬暫行章程三條より成り稅率は廣汎なる改正を行ひたるものにして内地及本島よりの重要輸出品中加工綿布の大部分、毛織絲及毛織物の一部、海産物の一部、紙類の一部並に椎茸等に付ては幾分の輕減を見たるも其の他は引上又は据置となり全體を通じて稅率を引下げたるものは僅に六十七項目に止まり引上げたるもの三百九十五項目の多きに

達し稅率中從價稅率は五分、七分五厘、一割、一割二分五厘、一割五分、二割、二割五分、三割、三割五分、四割、五割、六割、七割、八割の十四階級に別たる、稅率表の分類、各類の稅目數各類中最低及最高の從價稅率を表示すれば左の如し

第一類	綿及其の製品	稅目番號		稅目數	從價稅率	
		自	至		最低	最高
第二類	亞麻、ラミー、大麻、黃麻及其の製品	九五	九四	九四	二五・〇	五〇・〇
第三類	羊毛及其の製品	一一二	一一一	一七	七・五	五〇・〇
第四類	絹及其の製品	一二九	一二八	一七	五・〇	七〇・〇
第五類	金屬及其の製品(鑛、機械及車輛を含む)	一四六	二七三	一二八	五・〇	四〇・〇
第六類	飲食物及植物性藥材	二七四	四一九	一四六	一〇・〇	八〇・〇
第七類	煙草	四二〇	四二五	六	一五・〇	五〇・〇
第八類	化學藥及染料	四二六	五一八	九三	五・〇	二五・〇
第九類	蠟燭、石鹼、油、脂、蠟、護謨及樹脂	五一九	五四一	二三	一〇・〇	三〇・〇
第十類	書籍、地圖、紙及ウッド・パルプ	五四二	五六一	二〇	七・五	三〇・〇
第十一類	動物材料(粗のもの及整理したるもの)及其の製品	五六二	五七九	一八	七・五	四〇・〇
第十二類	木材、木、竹、籐、藥及其の製品	五八〇	六〇一	二二	七・五	三五・〇
第十三類	石炭、燃料、ピッチ及タール	六〇二	六〇七	六	一〇・〇	一五・〇
第十四類	陶磁器、珪瑯鐵器及硝子等	六〇八	六一七	一〇	二〇・〇	五〇・〇
第十五類	石、土及其の製品	六一八	六二六	九	一〇・〇	二〇・〇

第十六類 雜品

六二七 六七二 四六一〇〇四〇〇

次に現行輸入稅率表中主として本島輸出品に關係ある稅率を抄録すれば左の如し

本島關係中華民國輸入稅率表

第一類 綿及其の製品

稅番	品名	稅率	
		單位	金單位
三二	晒又は染色のポプリン(ポプリン・タフエタを含む)(幅八十二釐を超えざるもの)	每米	〇・一〇〇
三九	捺染金巾、捺染粗布及捺染天竺布、無地のもの (甲)幅八十二釐を超えざるもの (乙)幅八十二釐を超え百二釐を超えざるもの	同	〇・〇五〇
四〇	捺染雲齋及捺染細綾木綿(三枚又は四枚綜統を用ひたるもの)(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇五〇
四一	捺染カムブリック、捺染寒冷紗、捺染モスリン、捺染ブローケード(單絲のもの)及縞、散點模様、筋入又は紋金巾 (甲)幅八十二釐を超えざるもの (乙)幅八十二釐を超え百二釐を超えざるもの	同	〇・〇五〇
四二	捺染ポイル	同	〇・〇六八
四六	捺染縮縮(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇七三
四七	捺染縮縮(幅八十二釐を超えざるもの)	同	二五%
四七	捺染縮縮(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇四四

四九	トミール・クレープ、捺染コーティング、捺染スーティング、捺染トワイード、捺染ガバードイン及捺染トラウザー地(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇六一
五一	捺染ラスチング、捺染縞子、捺染サチネット、捺染イタリアン、捺染ダマスク、捺染シレンシア及捺染ビートルリス・トウイル(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇八一
五一	捺染ポプリン(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・一〇〇
五二	捺染縞ポプリン、捺染縫織、捺染コード、捺染畝織及捺染モーリリン(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇八三
五四	綿フランネル又はフランネル(平織又は綾織のもの) (甲)幅八十二釐を超えざるもの (乙)幅八十二釐を超え九十二釐を超えざるもの	同	〇・〇四四
五六	別號に掲げざる捺染綿布	同	〇・〇五七
五七	絲染金巾及粗布無地のもの(幅九十二釐を超えざるもの)	同	二五%
五八	絲染雲齋布及ジーンズ(三枚又は四枚綜統を用ひたるもの)(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇五〇
六一	絲染縮縮(幅八十二釐を超えざるもの)	同	〇・〇四四
六六	絲染綿フランネル又はフランネル(平織又は綾織のもの) (甲)幅八十二釐を超えざるもの (乙)幅八十二釐を超え九十二釐を超えざるもの	同	〇・〇四四
六八	別號に掲げざる絲染綿布	同	〇・〇五七
七〇	別號に掲げざる綿布	同	二五%
八三	莫大小製衣類(起毛したるもの)	同	二五%
八四	莫大小製衣類(起毛せざるもの)	同	五・〇〇〇

南支那の關稅

(甲)瓦斯絲又はマーセライズ絲製に非ざるもの
(乙)全部又は一部瓦斯絲又はマーセライズ絲製のもの

第二類 亞麻、ラミー、大麻、黃麻及其の製品

税番	品名	稅率	
		單位	金單位
九六	ラミー	從價	七・五%

第三類 羊毛及其の製品

税番	品名	稅率	
		單位	金單位
一一四	織絲及絲(全部毛のもの及其他纖維を交へたるもの) (甲)每百疋價格百八十金單位を超えたるもの (乙)同百八十金單位を超えざるもの	每百疋	六五・〇〇〇 四五・〇〇〇
一一二	別號に掲げざる毛織物 (甲)一平方米の重量二百瓦を超えざるもの (乙)一平方米の重量二百瓦を超え四百瓦を超えざるもの (丙)一平方米の重量四百瓦を超えたるもの	從價	一九〇・〇〇〇 四〇%

第四類 生絲及其の製品

税番	品名	稅率	
		單位	金單位
一三〇	人造絹絲	每百疋	一一〇・〇〇〇
一四二	別號に掲げざる絹織物(他の纖維との交織物を含む) (甲)蠶絲のもの (乙)人造絹絲のもの (丙)蠶絲及人造絹絲のもの (丁)蠶絲及毛のもの又は蠶絲、毛及植物纖維のもの (戊)人造絹絲及毛のもの又は人造絹絲、毛及植物纖維のもの (己)蠶絲及綿のもの (庚)人造絹絲及綿のもの (辛)其の他のもの	從價	八〇% 八〇% 八〇% 八〇% 八〇% 八〇% 八〇% 八〇% 八〇%
一四四	別號に掲げざる衣服、衣類及其の部分品又は附屬品	同	同
一四五	別號に掲げざる絹製品(他の纖維を交へたるものを含む)	同	同

第六類 飲食物及植物性藥材

税番	品名	稅率	
		單位	金單位
二七四	石花茶(散荷のもの)	每百疋	三・〇〇〇

南支那の關稅

二七五	鮑	(甲)散荷のもの (乙)罐詰 (丙)其他	同 同 同	每百斤 同 同	四二〇〇〇 一八〇〇〇 三〇〇
二七六	海參	(甲)黑色にして刺あるもの (乙)黑色にして刺なきもの (丙)白色のもの	同 同 同	每百斤 同 同	四三〇〇〇 三〇〇〇〇 一七〇〇〇
二七七	蛤又は淺利	(甲)乾したるもの (乙)生のもの	同 同	同 同	九一〇〇 一七〇〇
二七八	貝柱		同	同	四〇〇〇〇
二七九	乾蟹肉		同	同	二五〇〇〇
二八〇	魚骨		同	同	三〇〇
二八一	乾鱈(骨抜のものを含む)		同	同	三六〇〇
二八二	鰻		同	同	一四〇〇〇
二八三	乾魚及鱈魚(乾鱈及鰻を含まず)		同	同	八八〇〇
二八四	鮮魚		同	同	五三〇〇
二八五	鹹鱈		同	同	二〇〇
二八六	魚肚	(甲)一等品(一箇の重量〇・六〇斤以上のもの) (乙)二等品(一箇の重量〇・六〇斤未満のもの)	同 同	每百斤 每百斤	六一〇〇〇 二六〇〇

二八七	鹹鮭		同	同	二〇〇%
二八八	別號に掲げざる鹹魚		同	同	二〇〇%
二八九	魚頭、魚唇、魚皮及魚尾		同	同	三〇%
二九〇	乾淡菜、乾鱈及乾揚卷		同	同	一七〇〇〇
二九一	乾鰾及小鱈(散荷のもの)		同	同	二一〇〇〇
二九二	海草(刻みたるもの)		同	同	一七〇〇
二九三	同(長きもの)		同	同	一三〇〇
二九四	同(調理したるもの)		同	同	一七〇〇〇
二九五	同(赤色のもの)		同	同	二〇〇
二九六	鱈鱈(調理したるもの)		同	同	二〇〇〇〇
二九七	同(調理せざるもの)		同	同	一七〇〇〇
二九八	別號に掲げざる魚類及海産物	(甲)價格百斤に付八十金單位を超えざるもの (乙)價格百斤に付八十金單位を超え四百十金單位を超えざるもの (丙)價格百斤に付四百十金單位を超ゆるもの	同 同 同	同 同 同	一四〇〇〇〇 一七〇〇〇 五五〇〇〇
三〇四	ビスケット	(甲)散荷のもの (乙)罐詰又は其の他の包装のもの	同 同	同 同	二〇〇% 三〇%
三〇八	チョコレート(糖菓を含まず)		同	同	三五%
三一二	糖菓		同	同	五〇%
三三三	茶	(甲)紅茶粉	同	同	八〇〇〇

南支那の關稅

三五七	(乙)其他	從價	三五%
三五八	小麥粉	每百斤	一・二四〇
三六〇	其他の澱粉及穀物 別號に掲げざる果實(生のもの、乾したるもの、貯藏したるもの)	從價	二五%
	(甲)コブラ(散荷のもの)		
	(乙)其他		
三六二	人參(鬚人參、帶人參及碎人參を含む)	同	一〇%
三六三	野生人參	同	三〇%
三六四	落花生	同	三〇%
	(甲)脱穀せざるもの	每百斤	一・六〇〇
	(乙)脱穀したるもの	同	一・八〇〇
三六六	寒天(アイジングラス)	同	八〇・〇〇〇
三七〇	龍眼肉	同	八・九〇〇
三七一	乾龍眼	同	六・三〇〇
三七五	椎 茸	同	三五・〇〇〇
三七九	生 橙	同	五・八〇〇
三八四	米及粳	同	一・六五〇
	(甲)米	同	〇・八三〇
	(乙)粳	同	二〇%
三九四	蔬菜(生のもの、乾したるもの、調理したるもの又は鹽漬のもの)	從價	二五%
	(甲)散荷のもの		
	(乙)其他のもの		

一一

三九六 糖 蜜
三九七 砂糖(角砂糖、棒砂糖及氷砂糖を含まず)

三九六	糖 蜜	同	〇・三三〇
三九七	砂糖(角砂糖、棒砂糖及氷砂糖を含まず)	同	九・六〇〇
	(甲)精製糖、轉化糖二パーセント以上を含むもの		
	(乙)其他(粗糖を含む)		
	(一)旋光度八十六度を超えざるもの	同	六・三五〇
	(二)同	同	六・五〇〇
	(三)同	同	六・六五〇
	(四)同	同	六・八〇〇
	(五)同	同	六・九五〇
	(六)同	同	七・一〇〇
	(七)同	同	七・二五〇
	(八)同	同	七・四〇〇
	(九)同	同	七・六〇〇
	(十)同	同	七・八〇〇
	(十一)同	同	八・一〇〇
	(十二)同	同	八・四〇〇
	(十三)同	同	八・八〇〇
	(十四)同	同	九・六〇〇
三九八	葡萄糖	同	九・六〇〇
三九九	角砂糖及棒砂糖	同	二〇・〇〇〇
四〇〇	氷砂糖	同	一五・〇〇〇
四〇一	サツカリン	從價	五〇%

南支那の關稅

一一

南支那の關稅

四〇二 別號に掲げざる砂糖、麥芽糖、乳糖、果糖等の如き)
 四一三 エール、麥酒、ポーター、スタウト、林檎酒、梨酒其他果實及漿果より製造したる類
 似の酒

同	同	一四	八〇%	五〇%
---	---	----	-----	-----

第八類 化學藥及染料

稅番	品名	稅	
		單位	金單位
四三四	酒精 (甲)エチル・アルコール(酒精) (乙)變性酒精及メチル又は木酒精(甘味を附せざるアラツク及フューゼル油を含む)	每立	〇・〇八八
四五二	殺蟲劑及消毒劑(蚊取香を含む)	從價	二五%
四七九	硫黃	從價	二五%
四八二	(甲)粗なるもの(塊又は粉) (乙)其他	每百斤	一・五〇〇
五〇一	アニリン染料及其他のコール・タール染料(別號に掲げざるもの)	從價	二・五%
五一七	別號に掲げざる染料、顔料、繪具、タンニン及タンニン材料及ベント材料	同	三五%
		同	二〇%
		同	一五%

第九類 蠟燭、石鹼、油、脂、蠟、護膜及樹脂

稅番	品名	稅	
		單位	金單位
五二〇	ガソリン、ナフタ及ベンジン(礦物性のもの)(類似發動機燃料を含む) (甲)箱入のもの (乙)散荷のもの	每十立	二・一〇〇
五三二	石油(其他の燈火用礦物油にして比重〇・七八乃至〇・九〇のものを含む) (甲)箱入のもの (乙)散荷のもの	每十立	〇・五三〇
五三四	機械油 (甲)全部又は一部礦物性のもの (乙)其他(別號に掲げざるもの)	每立	一・八〇〇
五三五	石鹼 (甲)家庭用及洗濯用(藍色班點を有するものを含む)大塊のもの、棒状のもの又は二箇連続のもの、但し課稅は公稱の重量が實量より少からざるとき又は一箇の重量二百瓦より少からざるときは公稱重量に依る (乙)其他	每百斤	八・八〇〇

第十類 書籍、地圖、紙及ウッド・パルプ

稅番	品名	稅	
		單位	金單位
五四五	板紙(塗りたるもの又は塗りざるもの、裏張りしたるもの又は裏張せざるもの、白又は	從價	三〇%

南支那の關稅

着色のもの、艶附したるもの又は艶附せざるもの、押形を附したるもの又は押形を附せざるもの
 (甲)全部又は一部分ケミカル・バルブより成るアイボリー・ボード、クローム・ボード及プリストル・ボード
 (乙)ボツクス・ボード、レザー・ボード、マニラ・ボード、ジャカード又はシルク・ボード(チップ・ボード)、ウッド・バルブ・ボード及二枚又は三枚貼合のもの(各種の貼合板紙を含む)
 (丙)薬板紙(平面のもの)

從價	二五%
同 每百疋	三・五〇〇 一・五〇〇

第十二類 木材、木、竹、籐、藁及其の製品

税番	品名	税率	
		單位	金單位
五八三	硬木(一立方米の價格七十五金單位を超えざるもの) 〔註〕普通の木材を挽きたるもの	方米立	六・三〇
五八五	硬木 (甲)クリア(正味量一立方米の價格百三十金單位を超えざるもの) (乙)マーチャントブル(正味量一立方米の價格八十五金單位を超えざるもの) 〔註〕普通の加工材(單なる鋸挽以上に加工したるもの)を含み橋材及船桁材を含まず 籐及籐製品(別號に掲げざるもの) (甲)肉籐及丸籐 (乙)皮籐	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一・二〇〇〇 九・六〇〇 三・〇〇〇 六・〇〇〇
五九八	籐及籐製品(別號に掲げざるもの) (甲)肉籐及丸籐 (乙)皮籐	同 同 同 同	三・〇〇〇 二五%

五九九	(丙)割籐 (丁)籐器 麥稈、バナマ・ストロー其の他類似のもの及其の製品(別號に掲げざるもの) (甲)麥稈、バナマ・ストロー其の他 (乙)繩索 (丙)帽子 (丁)其の他の製品	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	三・〇〇〇 二五% 一一・五% 二〇% 三五% 二五%
-----	---	---------------------------------	--

第十三類 石炭、燃料、ピッチ及タール

六〇三	石炭 (甲)無煙炭(含率五又ハ以上ノモノ) (乙)其ノ他	同 每噸	二・八〇〇 一・八〇〇
-----	------------------------------------	------	----------------

第十四類 陶磁器、琺瑯鐵器及硝子等

六一五	硝子器(化學用及科學用のものを含まず)	從價	二五%
-----	---------------------	----	-----

第十五類 石、土及其の製品

六一八	水硬性セメント(ポルトランド・セメントの如き)	同 每百疋	〇・八三〇
-----	-------------------------	-------	-------

稅番	品名	稅率	
		單位	金單位
六四四	インディア・ラバー及ガタパーチャ並に其の製品 (甲)生、故又は屑インディア・ラバー及生ガタパーチャ (乙)全部又は一部護謨にて造られたる短靴及長靴(靴底及靴跟を含む)並に地下足袋 (丙)自轉車及人力車用のタイヤ及チューブ (丁)其の他(自動車用タイヤを含む)	從價 同	一〇% 三〇% 三〇% 三〇%
六五一	燐寸(木軸のもの、安全燐寸又は其の他のもの) (甲)小箱のもの(長五一耗、幅三五耗、厚一六耗を超えざる箱入のもの)(ブツタレットのものを含む) (乙)大箱のもの(長六四耗、幅三八耗、厚一九耗を超えざる箱入のもの) (丙)(乙)の大きを超えたる箱に入れたるもの	從價 同	二五% 三〇% 三〇% 三〇%
六七二	本稅表に掲げざる物品	同	四〇% 二〇% 四〇%

附屬暫行章程第一條は第一項乃至第九項に別たれ第一項には從價稅品の課稅價格は輸入港に於ける該貨物の卸賣市價を基礎として決定するものとし各種の通貨にて表されたる右卸賣市價が公定換算率に依り海關金單位に換算せられたる場合課稅價格より該貨物の輸入稅額及該貨物の課稅價格の百分の七丈け高さものみ看做すべし規定し右に依る課稅價格算出の公式を掲げ第二項及第三項には輸入者に貨物の價格を通知する眞正の送狀(製造者の送狀を含む)並に海關保存用副本及場合に依り賣渡契約書の提出方、第四項には送狀及契約書の證據力及貨物の課稅價格決定上海關當局者は一切の有效なる方法を採用し得るこゝ、第五項及第六項には海關の課稅處分に對する異議及訴願手續、第七項

には貨物の評價より發生したる爭議に關し該委員會が右貨物の正當なる價格が申告價格に比し百分の二十又は夫れ以上高し決定したるときは關稅全額の外連稅を計りたる關稅の十倍を超えざる追加關稅を賦課し得るこゝ等を規定し第二條には「次の貨物は輸入稅を賦課せらるるこゝなし」として金銀地金及同貨幣、白金(塊、條、片等)、書籍、地圖及海圖、新刊新聞及雜誌並に動物肥料を掲げ(尙商品見本稅額一金單位未滿の小包郵便物、旅客手荷物等に對しては免稅取扱をなすべき行政慣例あり)第三條に於ては輸入禁制又は制限品につき規定するこゝろあり

二、輸出稅率

現行輸出稅率は一九三一年六月施行のものを改訂し一九三四年六月八日附國民政府公報を以て公布し上海、青島、廣東等の各海關に於ては六月十九日附告示を以て同月二十一日より實施したるものにして右改訂は輸出貿易の振興獎勵を意圖し鳥卵及同製品、皮革製品、水産物の一部、大豆以外の豆類、生果、植物油の一部、落花生、胡麻子、葉煙草及刻煙草、羊毛、山羊毛、駱駝毛等三十二稅目に亘り稅率を引下げ總體的に見て約二、三割方の減稅を來し且小麥粉及其他穀粉、砂糖及冰糖、鮮魚及冷凍魚、酒及藥酒、インディア・ラバー、ガタパーチャ及同上製品、竹、籐及木各製品、紙及紙製品、繩索及綱、苧麻織絲及縫絲、麻布、毛及毛綿製絨氈、綿製衣服及同附屬品、黃銅製鈕釦、黃銅器、鐵・鋼及同上製品(銃、鐵、鐵磚、廢舊鐵鋼を除く)、錫器硝子及同製品、陶磁器、瑯玕器及七寶器、扇、爆竹、象牙器、蓆及地蓆等は無稅となしたるが大體に於て此等の無稅品は近年輸出不振のものなるが如し、尙輸出無稅品又は免稅品にして他の法令又は行政慣例等に依るものあり

輸出稅率は從價稅にありては五分及七分五厘の二階級に過ぎず、稅率表につき分類及各類の稅目數を掲ぐれば左の如し

類番	類名	稅目番號		稅目數
		自	至	
第一類	動物、動物製品及漁獲物	一	三九	三九
第二類	植物製品	四〇	一四五	一〇六
第三類	竹、燃料、籐、木材、木及紙	一四六	一六九	二四
第四類	織物用纖維及其の製品	一七〇	二一三	四四
第五類	金屬、礦物及其の製品	二一四	二三五	二二
第六類	雜品	二三六	二七〇	三五

次に現行輸出稅率表中主として本島輸入品に關係ある稅率を抄録すれば左の如し

本島關係中華民國輸出稅率表

稅番	品名	單位	稅率	
			國幣	銀元
三	卵及同製品	千箇	一・〇〇	〇
三三	(丁)鹽漬其の他加工卵		〇・六一	〇
四〇	大豆(黑、青、白及黃豆を含み白蠶豆を含まず)	同	〇・二三	〇
四一	蠶豆	同	〇・二三	〇
四二	綠豆	同	〇・三三	〇
四三	赤豆	同	〇・三八	〇

四四	豌豆及其の他列記せざる豆類	同	〇・二三	〇
四五	糖及麩	從價	七・五%	〇
四七	雜穀粉	無稅		
	(甲)機械製小麥粉(小麥屑を含む)	同	同	同
	(乙)其の他列記せざる雜穀粉(馬鈴薯粉を含む)	同	同	同
五三	小麥	同	同	同
五四	其の他列記せざる雜穀	每百疋	一・三〇	〇・九六
六〇	乾黑棗	同	〇・九六	〇
六一	乾赤棗	同	〇・九六	〇
六八	其の他列記せざる果物(罐詰果物を含む)	同	〇・四〇	〇
	(丙)梨	從價	五%	〇・五六
七七	桂皮	同	〇・五六	〇
七八	桂枝	每百疋	一・八〇	七・〇〇
七九	茯苓(整、片及塊)	同	七・〇〇	〇・六〇
八〇	肉桂	同	七・〇〇	〇・六〇
八一	良薑	同	七・五%	二・八〇
八二	人參	從價	七・五%	二・八〇
八三	甘草(碎きたるものを含む)	每百疋	二・八〇	三・九〇
八六	大黃	同	三・九〇	五%
八七	藥劑(丸散及膏藥類)	從價	五%	五%
八八	其の他列記せざる藥材及香料	同	五%	〇・四八
九四	落花生油	每百疋	〇・四八	

南支那の關稅

一〇〇	茶油	同	〇・四八
一〇一	桐油	同	四・一〇
一〇五	落花生	同	〇・二四
	(甲)殼付	同	〇・三〇
	(乙)殼無(澁皮なし落花生仁を含む)	同	四・二〇
一一六	杏仁	同	〇・五五
一一五	胡麻(皮なしのものを除く)	無稅	
一一七	酒及藥酒	同	
一二二	紅茶	同	
一二三	磚茶	同	
一二四	綠茶	同	
一二五	屑茶	同	
一二六	未烤茶(毛茶)	同	
一二七	香入茶	同	
一二八	茶片	同	
一二九	茶莖	同	
一三〇	其他列記せざる茶	同	
一三二	葉煙草	同	
一三五	食用菌(木耳)	同	
	(甲)黒色のもの	同	
	(乙)其他	同	
一三六	蒜	同	

二三

一三七	乾金針菜	同	一・八〇
一三八	椎茸	同	一・〇〇
一三九	乾及鹽漬大根	同	〇・五一
一四〇	其他列記せざる乾、鮮及鹽漬蔬菜	同	五%
一四一	豆腐	同	七・五%
一四八	其他列記せざる竹製品	無稅	
一五六	其他列記せざる藤製品	同	
一六三	其他列記せざる木製品	同	
一六四	上等紙、每百疋價格國幣三十元を超えたるもの	同	
一六五	次等紙、每百疋價格國幣十五元を超え三十元を超えざるもの	同	
一六六	下等紙、每百疋價格國幣十五元及十五元以下のもの	同	
一六七	紙箔(紙箔製燒紙を含む)	同	七・五%
一七四	棉花	同	三・一〇
一七八	黃麻	同	一・九〇
一九一	繩、索、綱	無稅	
二〇二	粗夏布(一匁に付經絲十六本を超えざるもの)	同	
二〇三	細夏布(一匁に付經絲十六本を超えたるもの)	同	
二〇六	其他列記せざる織物	從價	七・五%
二〇九	袋	從價	
	(甲)新のもの	從價	
	(乙)古のもの	從價	
二一二	衣服及附屬品	從價	

南支那の關稅

二三

二二三	錫及同製品	無稅
	(甲)箔	同
	(乙)錠及塊	同
	(丙)錫器	同
	(丁)其他	同
二二六	腕環及踝環	從價
二二七	硝子珠(著色又は無色)	無稅
	(甲)散のもの或は綿絲にて假りに繋げるもの(紙箱入内部銀鍍金の硝子珠を含む)	同
	(乙)飾綿絲或は絹絲にて繋げる首飾用のもの(飾箱入)	同
二二九	其他列記せざる硝子及硝子製品	同
二二〇	陳瓦及タイル	同
二二三	陶磁器	同
	(甲)每百疋價格國幣十二元を超えざるもの	同
	(乙)每百疋價格國幣十二元以上のもの	無稅
二四八	生漆	同
二四九	列記せざる化學製品	同
二五三	其他列記せざる印刷物	無稅
二六五	雨傘	無稅
二六八	藥筴及蘭席	同
二七〇	其他本稅則に列記せざる物品	七・五%

(備考) 本表は主として昭和九年七月十日附在廣東總領事通報に據る

輸入稅則にありては常に暫行章程を附屬せるに拘らず輸出稅則に對しては何等章程の設けなかりし處國民政府は一九三二年十一月輸入稅則暫行章程に準じ輸出(及轉口)稅則暫行章程を制定し上海海關に於ては同月二十日附を以て之を公布し即日施行したるが右章程は六條より成り第一條に於ては貨物が從價稅品なるときは其の課稅價格は輸出港に於ける海關の該貨物検査當時の平均卸賣市價(貨物の輸出の爲の包裝及整理費を包含するも輸出稅を包含せず)を以てし若し其の據るべきものなきときは國內主要市場の卸賣市價を以て計算の基礎となし得べきこと、第二條に於ては外國に輸出する貨物が既に契約に依り賣渡されたるものなるときは輸出者の賣價を記載せる真正契約書を輸出申告書と共に提出すべきこと及海關は課稅價格決定上一切の有効なる方法を採用し得ること、第三條及第四條には海關の課稅處分に對する異議訴願手續、第五條には貨物の評價に關する係争に付稅則分類評價評議會の決定したる正當價格が申告價格に比し百分の二十(又は夫れ以上)を超過したる場合は海關は其の正稅を賦課する外連脱を圖りたる稅金の十倍を超えざる追加稅を賦課し得ること等を規定せり

三、輸出入附加稅

輸出入稅に對する現行附加稅は一九三一年十二月以降存續せるものにして國民政府が同年に於ける揚子江水災の救濟費を支辨する爲十二月より翌年七月迄關稅の百分の十の水災救濟附加稅を徵收し其の徵收額約一千三百四十萬元を専ら救濟に充當し一九三二年八月以降は之を百分の五に減率し専ら米國よりの水災救濟用小麥の購買費返濟に充つることに決定し上海海關に於ては一九三一年十二月一日、廣東海關に於ては同月七日より何れも之を實施したるが滿期に先ち政府は一九三二年八月以降本附加稅は百分の十を百分の五に輕減すべきものなる處東北海關稅其他の收入減

退し中央財政の缺乏益々甚しく之が補填の爲尙百分の十を徵收するに、し之を兩分して百分の五を從來通り水災救濟附加税とし米國小麥借款を償還したる時を以て停止し他の百分の五は政府の財政不足を補填するに用ひ其の徵收期間は一箇年を超過せず一定の爾來上海廣東其他各海關に於ては水災救濟附加税に付ては何等海關告示を須ひずして徵收を繼續し關稅收入補填附加税に付ては毎年六月末日に終る一箇年を徵收期間とする海關告示を發し兩者合せて百分の十の附加税を徵收しつつあるものなり

第三項 輸出入の禁止制限

一、總 說

輸入禁止又は制限品に就ては輸入稅則附屬暫行章程第三條に於て鹽、武器、彈藥及各種の軍需品（民國政府の請求に依る場合又は其の許可を得たる場合の外）阿片及罌粟子、「モルヒネ」、「コカイン」及其の注射器、「モルヒネ」阿片又は「コカイン」を含有する戒煙丸（資格を有する醫師、藥種商又は藥劑師が保證狀を提出して輸入する場合の外）の輸入は之を禁止する旨を規定せる其他の法令、行政慣例等に依り多數の輸出入品に對し禁止又は制限を課し居れる處軍事、衛生、動植物病蟲害等の取締の目的に出でたるが如きもの相當多きを以て之を一々列擧するの繁を避け寧ろ南支那諸省就中廣東省に於て經濟上の目的の爲又は間接的貿易保護手段として採用せるもの認めらるる禁止制限制度中主要なる銀の輸出制限、外國砂糖及「ポートランド・セメント」の輸入許可制度、外國農產品專稅及類似課稅制度並に商品檢驗制度に關し略說するにこゝにすべし

二、銀の輸出制限

廣東省政府は一九三三年三月頃廣東省銀行が紙幣發行不始末に依る市民の一齊取付に遭遇したるを以て之が對策として毫銀其他銀類の禁運を意圖し四月財政廳をして「自今旅客は一名に付毫銀二十元以上を携帶して出港するに得ず且爾餘の銀錠、銀條及銀塊等は一律之が輸移出を嚴禁する旨」布告せしめ一方廣東海關が同年七月七日附を以て「省政府の補助銀貨及銀塊輸出に關し省政府の訓令に依り（旅客）一名に付洋銀二十元以上の銀元を携帶して出港するに之を禁止する旨」告示するに及び相當嚴重に取締をなすを得たるもの如く其の間上海地方に於ては米國政府の爲的銀價吊上策有力なり米國への銀塊輸出傾向を現出したるを以て之を制限せんが爲上海海關は一九三三年四月七日附告示を以て政府の命令に依り四月六日より銀塊に對し從價二分二厘五毛の輸出稅を賦課する旨告示し廣東海關に於ても亦同様の告示を發布して之に追隨し同年十一月福建省内亂の勃發に因由せる廣東金融界の混亂特に省市兩銀行の取付問題は翌一九三四年に入るも容易に終熄せざりしを以て省政府は財政廳をして一再ならず銀類就中毫銀の禁運命令を發出せしめ同年十月十五日廣東海關が上海海關同様政府の命令に依り銀元其他の銀類に對し從價七分七厘五毛又は一割の輸出稅及平衡稅を徵收する旨告示するや省政府は之に刺戟せられたるものか十一月十七日廣東海關をして一般旅客に對し銀元及銀類の輸出が制限せられ居るに、成年旅客の銀貨携帶限度が二十元にして之を埠頭勤務の海關吏に申告するを要するに等し等の注意を喚起する旨告示せしめたるも大小銀貨の澳門、香港方面への密輸出を目的とする省外流出甚しきを以て十一月二十九日附を以て大洋倫運辦法を公布し省内各地の海關監督及廣東全省水陸緝私總處（省政府直轄の密輸取締機關）に對し嚴重實施方を通令し更に廣東海關は一九三五年三月五日附を以て「政府の命令に依り外國行き又は中華民國の一港より外國港を経由して他の中華民國の港に行く船舶の旅客又は船員は銀貨携帶を一切禁止する旨」及同月十一日附を以て「上記告示に關聯し外國港經由を除き廣東より他の中華民國行き船舶の旅客及船員は銀元二十弗及銀貨二十弗を携帶するに之を得るも其の許可せられたる額以上の銀元及銀貨は之を沒收す

ミ云ふ省政府の規定に對し一般の注意を喚起する旨の告示を發したる趣なり

三、外國砂糖及糖蜜輸入許可制度

外國砂糖は廣東省糖業營運取締暫行規則、同糖蜜は廣東省暫行外國產糖蜜販運統制規則に依り夫々廣東省國貨推銷處砂糖部發給の輸入許可證を受くる一方廣東省外國糖類捐徵收章程第二條規定の稅率（例へば糖蜜は從價毫銀百元に付毫銀一元、和蘭標準第十七號以下の砂糖從量百斤に付毫銀一元二角、同上第十八號以上の砂糖同上二元八角の如し）に依り外國糖類捐を省内各地の外國農產品專稅局へ納付するを要す、右は廣東省政府が省政三箇年計畫所定の一事業たる省内糖業振興に關聯し製糖工廠の設立及一九三四年六月以降に於ける砂糖類販賣統制計畫實施に因由せるものと思料せらる

四、外國「ポートルランド・セメント」輸入許可制度

廣東省政府所屬廣東建設廳の直營に係る西村「セメント」工廠（尙他に河南分工廠あるも現在は半製品たる熟土の製造に從事すミ云ふ）は省營工業の中堅事業ミ稱せられ之が保護政策は近年頗に熾烈を極め製品の販路の維持擴張上外國「ポートルランド・セメント」（以下「セメント」略記す）の當省輸入に制限を加へんが爲一九三三年五月以降當時製品の販賣事務を掌理せしめ居りたる廣東士敏土廠營業處より豫め輸入許可證の發給を受けしむるこもし廣東海關をして廣東へ輸入する「セメント」にして右許可證を有せざるものは之を取扱はざる旨公告せしめて嚴重取締をなす外尙右目的達成の爲廣東建設廳は同月外國「セメント」密輸處罰章程並に密輸「セメント」處理及獎徵章程を制定施行し且從來輸入外國「セメント」に對して賦課し來れる中山大學建築用附加稅を増率し又別に長途電話架設用附加稅なるも

のを創設し省内各地の外國農產品專稅局をして之が徵收に當らしめ一九三四年五月前記營業處を廢止し其の事務を新設の廣東省國貨推銷處の「セメント」部に移すや再び廣東海關をして輸入外國「セメント」は自今右推銷處發給の許可證を有するに非ざれば當海關は之を放行するこもなしこの公告をなさしめ尙同年十月公布の廣東省「セメント」營運商取締規則第二條に凡そ外國「セメント」を輸入するには當該營運商（「セメント」の輸入及販賣を業とする者は總て之を營運商ミ稱す）は必ず廣東省國貨推銷處より「セメント」輸入許可證の發給を受くべしミ規定せり
前記本品に對する附加稅率は左の如し

	中山大學建築用附加稅	長途電話架設用附加稅
外國より直接輸入の場合		
三百斤に付(樽入)	大洋 一・八〇	〇・四五
二百斤に付(袋入)	同 一・二〇	〇・三〇
外省より移入の場合		
三百斤に付(樽入)	同 〇・九〇	〇・四五
二百斤に付(袋入)	同 〇・六〇	〇・三〇

五、外國農產品專稅及類似課稅制度

外國農產品專稅は廣東省政府が同省への外國農產品の輸入が年次増大し甚しき農村の疲弊ミ入超増加の要因たるを以て之が防遏を企圖するこ共に農村經濟の復興を助成せんが爲一九三三年九月十六日以降廣東全省外國農產品專稅徵收章程に依り第二條に規定せる米穀以下四十餘種の外國農產品に課稅をなすものにして第三條に於ては「華人商店が前條の外國農產品を輸入せるこきは其の購買先の外國商社たるこ華人商店たるこに論なく最寄の徵收局に對し其の

品目及數量を申報し專稅を納付したる上納稅濟證の發給を受くべし。規定し納稅義務者の中華民國人たることを明かにしあり、爾後右章程第二條には新規物品の追加、稅率の引上等の改正を加へられたるが其の主要品の稅率は左の如く就中落花生を除く豆類は主として大豆類にして滿洲國産を限り對象となし居るものと稱せらる。

米	每擔	大洋	一・二〇
粳	同	同	〇・六〇
落花生を除く豆類	同	同	一・八〇

(備考) 落花生に對しては別に稅率を定めあり即ち下の如し、落花生每擔〇・四〇、落花生實同〇・五〇

尙廣東省に於ては本稅及別項に記述せる外國糖類捐及外國「セメント」附加稅の外從來請負制度に依り右に類似せる左記の如き課稅を行ひ居りたるが一九三四年三月以降は外國農産品專稅徵收局をして之が徵收に當らしむることせり

- 外國顏染料專稅
- 外國肥料專稅
- 外國洋紙專稅
- 舶來皮革專稅
- 洋布疋頭專稅

又廣東財政廳は一九三三年十月石油販賣營業稅徵收章程を公布施行し原油又は石油を輸入せんときは石油商は豫め石油販賣營業稅總處より運照の發給を受け海關への輸入申告に際し之を呈示するを要し輸入原油に對しては十「ガロン」に付國幣三元の石油稅を徵收せらるものとす、尙外國「セメント」に賦課し居れる中山大學建築用附加稅は外國人造肥料及滿洲國大豆油槽に對しても各每擔洋銀八角として之を課し居れり云ふ

六、商品檢驗制度

商品檢驗制度は特定の輸移出入品に對して手数料を徴して品質検査を行ひ検査濟證を發給し以て其の輸移出入許否の決定に資するものなるに付ては産業助長の一方策たると同時に貿易制限の作用をも具有するものとす

廣州市商品檢驗局は一九三〇年國民政府商工部の訓令に基き廣東建設廳の開設せるものにして輸外向葉煙草、桂皮類及輸入外國砂糖等の検査を施行し來りたるが一九三三年三月に至り西南政務委員會直屬の西南外國貿易委員會之を接管し其の指揮監督をなし同年七月には輸移出入罐詰食料品の検査を加へ廣東海關をして右に協力の公告をなさしむるなき着々活動し來れるものなる處同局に於て一九三四年一月以來新に品質検査を開始し又は開始せんことを企てつつある物品として昭和九年六月二十三日附を以て在廣東總領事より報告せられたるもの左の如し

(一) 輸移入品

- (イ) 外國人造肥料 一九三四年三月十六日施行の廣東省化學肥料管理規則の規定に依る
- (ロ) 内外水産品 一九三四年五月十日施行の内外水産品検査辦法の規定に依る
- (ハ) 外國蜜蜂 一九三四年五月下旬西南外國貿易委員會の認可せる輸入蜜蜂検査辦法に依る、但し未だ検査を實施するに至らず

(二) 輸移出品

- (イ) 青果類 一九三四年三月一日より佛領印度支那(安南)へ輸出の青果類(荔枝以下二十餘種)は其の検査辦法に依り當局又は其の分局の品質検査を要す

(ロ)牛 皮 西南外國貿易委員會認可の本件検査辦法に依るべきものなるも準備の都合に依り未だ實施するに至らず

(ハ)肉 類 未だ具體的決定を見ざるもの如し

尙検査手数料は砂糖は每擔一仙、人造肥料は每包(百六十八斤以内)一元を徴しつつあるもの如し

第四項 保稅倉庫制度

保稅倉庫制度としては中華民國政府の命に依り公布せられ一九三〇年七月一日施行以後數次の改正を経たる一般保稅倉庫規則を主として同法第三條の規定に依る危險物保稅倉庫に對しては石油保稅油槽倉庫規則又特別保稅製造倉庫に對しては保稅再調整倉庫規則及自動車保稅組立倉庫規則の制定を見、尙他に船舶燃料用外國石炭保稅倉庫規則等あるも茲には一般保稅倉庫規則を掲ぐるに止むべし

一般保稅倉庫規則目次

第一章 總 則 (第一條—第八條)

第二章 一般商品保稅倉庫(第九條)

(甲)公用保稅倉庫(第十條—第二十八條)

(乙)私用保稅倉庫(第二十九條—第三十二條)

第三章 罰 則 (第三十三條—第三十五條)

第四章 附 則 (第三十六條—第四十條)

一般保稅倉庫規則

第一章 總 則

第一條 本規則に於て使用せらるる「保稅倉庫」なる名稱は保稅貨物及海關より保稅の儘改装、改造、再調整又は製造の許可を受けたる貨物を藏置する爲當該港に於ける海關に依り登録の上免許せられたる倉庫を指稱するものとする

第二條 倉庫は當該港に於ける海關が充分なる調査を遂げ其の(一)位置、(二)構造及(三)設備の適當なること及庫主に於て充分なる保證狀を差入れ且免許料を納付したることとを認むるにあらざれば保稅倉庫となすことを得ず、保稅倉庫の免許は毎年更新すべし

第三條 保稅倉庫の種類は左の如し

(甲) 一般商品保稅倉庫

(乙) 危險物保稅倉庫

(丙) 特別保稅製造倉庫

危險物保稅倉庫及特別保稅製造倉庫に付ては別個の規則に據るべきものとす

第四條 保稅危險物は其の目的の爲海關に依り特に許可せられたる保稅倉庫に藏置せらるべし

第五條 兵器を除き巨大なる重量(約二噸若は之を超えたる)又は形狀(約百六十立方フィート若は之を超えたる)の包装のものは海關より特許を受けたる後監督し得べき水際地域に於て屋外にて保稅を爲すことを得

第六條 保稅倉庫の免許料及監督手数料は當該港に於ける海關に依り徴收せらるべし

第七條 保稅倉庫出貨物に付ては輸入の爲の保稅倉庫庫出申告の時に於て行はるる關稅率に依り税金を納付すべし但し税金は申告の日より十五日以内に納付すべきものとす、右十五日以内に納付せざるものは若し當該貨物に對する關稅率が其の間に於て引上げられたる場合は新稅率に依り課稅せらるべし

第八條 保稅倉庫は海關の検査時間中に限り執務すべし

第二章 一般商品保稅倉庫

第九條 一般商品保稅倉庫は左の二種を以てす

(一) 公用保稅倉庫

(二) 私用保稅倉庫

私用保稅倉庫は輸入商人が自己の貨物を藏置する爲所有し又は借入れたる倉庫にして自己の専用に供するものをもす

(甲) 公用保稅倉庫

第十條 公用保稅倉庫は左記の諸港に設置することを得

廈門、廣東、長沙、芝罘、鎮江、重慶、福州、杭州、漢口、宜昌、九江、瓊州、江門、龍口、蒙自(河口)、南京、南寧、寧波、北海、三水、三都澳、上海、沙市、蘇州、汕頭、天津、青島、萬縣、威海衛、温州、梧州、蕪湖、岳州

第十一條 公用保稅倉庫は港界内に於ける水際地に直接して位置せらるべし

水際地倉庫が存在せざるか又は水際地倉庫が不適當なる構造設備の故に若は其の他の理由に依り目的に適せざる場合に於ては水際地以外に於ける倉庫に對して保稅倉庫の許可を與へらるることあるべし、然れども一切の斯る場合に於て庫主又は荷受人は海關規則に従ひ埠頭及倉庫間に貨物の運搬を行はざるべからず、尙船舶より倉庫への貨物の移動又は保稅倉庫よりの貨物の庫出を監督する海關官吏は庫主、荷受人若は出荷人に依りて倉庫往復上交通の便を供與せらるべし、斯る倉庫にして斷えず監督を要する場合に於ては庫主は海關官吏に對して家具を備附けたる宿所を供與し且當該官吏の俸給を支辨するに足るべき監督手数料を海關に納付することを得

貿易が水上運送に依らざる諸港に於ては公用保稅倉庫は通常の海關検査の行はるる地帯に位置せらるべし、然れども已むを得ざる場合に於ては斯る地帯以外に於ける倉庫に對して保稅倉庫の許可を與へらるることあるべし、但し水際地以外に位置せる保稅倉庫に對して前項に於て規定せられたることを同様條件及同様の制限に依るべきものとす

第十二條 貨物を保稅倉庫に庫入せんとする商人は特別輸入保稅申告書を提出すべし、此の申告に依り右商人は一切の保稅倉庫規則を遵守すべき義務を負ひ之に違背するときは處罰せらるべきものとす、而して一切の場合に於て貨物の保稅倉庫庫入前保稅免狀を入手するを要す、貨物は直接輸入の場合と同様の手續に依り保稅倉庫に庫入の爲通過せらるべし、即ち貨物は海關の裁量により検査を行ひ又は書類に依る通過を取計はるべし、海關に依りて通過せしめられたる後貨物は直接保稅倉庫に運搬せらるるを要す、海關は保稅倉庫より庫出の際貨物を再検査する權利を保留す、貨物を保稅倉庫に庫入の際保稅倉庫の庫主は商人より保稅免狀の提出を求めたる上海關官吏と共に貨物を點検して庫入すべきものとす

第十三條 船會社は荷受人不明の場合に於て積荷目録整理の爲海關の裁量に依り検査を行ふことなくして貨物の保稅を許可せらるることあるべし、然れども斯る保稅貨物は四箇月の後検査せらるるを要す、検査の後船會社は(一)税金を納付するか又は(二)更に八箇月を超えざる期間貨物を保稅の儘を爲すことを得

第十四條 輸入品の保稅藏置期限は最初の輸入の日より十二箇月とし其の後は貨物は納稅の爲申告せらるるを要す、然れども成規の保稅藏置期限滿了前貨物を他の開港へ保稅の儘積送することを得、而して貨物が右開港に到着したるときは商人は税金を納付するか又は之を保稅倉庫に庫入することを得、然れども此の後の場合に於て保稅藏置期限は最初の輸入港に於ける最初の保稅の日より十二箇月の未経過期間たるべし

第十五條 輸入の爲の保税倉庫出貨物に付ては其の最初保税倉庫に庫入したる時の性質及數量によりて税金を納付すべし、然れども右貨物が其の藏置中水害、火災及其の他不測の災害に依り損傷したるときは其の損傷の程度に依り税金を減免すべし

第十六條 保税倉庫藏置貨物の見本を取出し又は貨物の檢分を行はんとする輸入者は先づ海關より見本取出又は貨物檢分免狀を入手し之を公用保税倉庫の庫主に提出するを要す、見本の取出又は貨物の檢分は海關官吏の監督の下に行はるべきものとし其の終了後當該込物の包装は海關官吏の満足する封印を施さるるを要す

第十七條 輸入の爲の保税倉庫よりの貨物の庫出は保税倉庫庫出輸入申告に依りて行はるべし而して檢査及納税を含めたる一切の稅關手續を履行したる後貨物は海關發給の保税倉庫庫出免狀に依りて許放せらるべし、此の免狀は先づ公用保税倉庫の庫主に交付せらるべし、而して庫主は海關官吏と共に貨物許放前其の數量を照合すべし

第十八條 外國へ積送の爲保税倉庫よりの庫出は保税貨物積戻申告書に依りて行ひ右に添付して海關所定の期間海關決定稅額の十倍を超えざる金額に對する海關の承認すべき保證を提出すべし、海關の満足する檢査を行ひたる後保税貨物積戻免狀に依り該貨物を許放すべし、保税貨物積戻免狀に依る貨物が保税倉庫より出庫したるも其の包裝筒數に付全部又は一部が積戻船舶に到達せざるときは海關は免狀所載の全貨物に課すべき稅額を限度として保證の執行を強制するを得、保税貨物積戻免狀に依る貨物が保税倉庫より出庫し其の全部又は一部が船積の際免狀所載の貨物と相違するところを發見したる場合は海關は保證の全部を執行すべし、出庫保税貨物を外國へ積戻の爲船舶に積載し其の後脫稅の目的を以て中華民國國土に陸揚したる場合は海關は保證の全部を執行すべし
他の開港へ保税積送の爲保税倉庫より貨物の庫出を爲さんとする者は保税倉庫庫出並に保税積送免狀發給申告書を海關に提出し右に添付して貨物が申告仕向港に於て普通の手續に依り海關を経て輸入せられざる場合に於て課せら

るべき輸入稅の納付に對し海關の承認すべき保證を提出すべし、此等の書類を受理したるときは海關は貨物を檢査し相違なきときは保税積送免狀に依り之を許放すべし、右免狀發給貨物が免狀所載の船舶に積載せられざる場合に於て貨物が保税倉庫を出庫したるものなるときは保證の執行を生ずべし

積殘貨物は外國へ保税積送の爲保税倉庫より庫出したる場合のものなるも他の開港へ保税積送の爲保税倉庫より庫出したる場合のものなるを問はず輸入稅の納付に依り許放し又は申告者の任意に依り十二箇月の保税期間の未經過期間再庫入を爲すことを得

第十九條 公用保税倉庫の庫主は帳簿を備へ其の様式に付ては海關の承認を受け之に一切の倉庫入出貨物に關する事項並に檢分及見本取出に關する一切の事項を記載すべし

第二十條 海關は庫主側に於て阻止せらるることなく貨物並に帳簿を檢査する爲隨時官吏を派遣することを得

第二十一條 貨物の保税藏置期限たる十二箇月の満了の場合輸入者が其の貨物を申告せざるときは公用保税倉庫の庫主は海關の賦課に従ひ貨物に對して税金を納付し日曜日及海關休日を除外せる成規の日限たる三日以内に貨物を他所へ移すべし

第二十二條 後日再船積の爲假に陸揚げしたる輸入外國貨物にして數量及其の他の事項が運送取扱人にり不明なるものは保税となすことを得、然れども右申告者は貨物が再船積を目的とするものなることの申告に加へ包裝筒數、記號及品名を保税庫入申告書に記載せざるべからず

第二十三條 後日再船積を目的とする貨物の保税藏置期限は四箇月とす、右期限満了の場合貨物が船積せられざるときは貨物は海關に依りて檢査せられたる上申告者は(一)税金を納付するか又は(二)更に八箇月を超えざる期間貨物を保税の儘となすことを得

第二十四條 後日再船積の爲保税の貨物は倉庫内に於て他の貨物と區別を明かにすべし

第二十五條 公用保税倉庫の庫主は貨物庫入及庫出料並に其の定めたる一切の倉庫規則を海關に申出で承認を受くべし

第二十六條 保税貨物の保險満期納稅貨物にして引取を了せざるものの處分方の如き問題並に其の他一切の貨主及庫主間の關係事項は海關の關與せざるものとす

第二十七條 強盜、竊盜、火災又は其の他の一切の原因に依る保税貨物の滅失又は之に對する損傷に付總て海關は何等の責任を負はざるものとす

第二十八條 海關は倉庫を保税倉庫として使用すべく庫主に付與せる權限を其の理由を示すことなく隨時取消し又は停止することを得、然れども保税倉庫の庫主は豫め海關の同意を得ずして保税倉庫としての倉庫の使用を撤廢することを得ず

(乙) 私有保税倉庫

第二十九條 私有保税倉庫の設置及貨物の保税並に解除に關する規定は公用保税倉庫に對する規定と同様たるべし

第三十條 本規則第二條に依り私有保税倉庫の庫主又は借主より差入るべき保證狀に加へ當該港に於ける海關に於て倉庫藏置貨物に對して稅金を納付するに足るものと認めたる金額に相當する保證金を庫主又は借主より提供すべきものとす

第三十一條 私有保税倉庫の庫主又は借主に現實に委託せられたる貨物に限り右倉庫に於て保税を爲すことを得

第三十二條 私有保税倉庫の貨物庫入又は庫出申告書は其の庫主又は借主に於て署名又は捺印すべし

第三章 罰 則

第三十三條 海關の許可を受けずして倉庫より貨物又は其の見本を取出し本規則第十六條、第十七條及第十八條に違反したるときは貨主は當該貨物の稅金の五倍乃至十倍の罰金に處せらるべし而して同時に庫主は保税倉庫免許の取消に加へ取出貨物の稅金の五倍乃至十倍の罰金に處せらるべし

第三十四條 本規則の第二十二條に依り後日再船積の爲假陸揚を爲し保税倉庫に庫入したる貨物の數量其の他の事項にして申告せられざりしものが倉庫より取出され又は其の記號及包装が變更せられ、若は原因の如何を問はず亡失したる場合は庫主は保税倉庫免許の取消に加へ每包装につき國幣三百元の罰金に處せらるべし

第三十五條 保税倉庫の庫主又は其の使用人が別に罰則を規定せる第十六條、第十七條及第十八條以外の庫主の義務に關する本規則の規定に違反したるときは海關は犯則の重大さに従ひ保税倉庫免許の取消に加へ國幣七千五百元以下の罰金を課することを得

第四章 附 則

第三十六條 保税倉庫の庫主の納付すべき手数料左の如し

- (イ) 公用又は私有一般商品保税倉庫免許料 國幣 七十八元
 - (ロ) 公用又は私有一般商品保税倉庫免許毎年更新手数料 同 十六元
 - (ハ) 見本取出又は貨物檢分免狀發給手数料 同 十六元
- 特別の事情あるときは本手数料は海關の裁量に依り之を低減又は免除することを得
- (ニ) 公用又は私有一般商品保税倉庫監督手数料海關官吏一名に付一日毎に 同 十六元
 - 一箇月毎に同 四百六十八元

第三十七條 一般商品保税倉庫に藏置せる貨物全部に對し稅金が納付せられたるときは稅務司宛庫主の書面請求に依

り保稅倉庫免許は一時停止せしめらるることを得、保稅倉庫免許の停止期間中は當該倉庫は保稅資格を失ひ普通の非保稅倉庫として取扱はるべし従つて普通に納付すべき監督手数料は免除せらるべし

第三十八條 一般商品保稅倉庫にして其の免許を任意に停止したるものは庫主の書面請求に依り免許の有効期限（發給又は更新の日より一箇年）内に於ては保稅倉庫免許手数料を更に納付することなく隨時其の保稅資格を回復することを得、原免許は満期日迄有效とす

第三十九條 各港海關は關務署の認可を受け當該港の特殊事情に適應する爲本規則を修正し施行することを得
第四十條 本規則は關務署認可の日より施行せらるべし

第五項 内國關稅附統稅

一、轉口稅

中華民國に於ては古來釐金稅を初とし幾多の内國關稅を存したるも國民政府は一九三〇年一月十七日發行の國民政府公報を以て「本年十月十日以降總ゆる全國の釐金及之に類似する一切の稅金は之を一律に撤廢するを以て茲に公布す」を公布して以來銳意之が撤廢に努め現在に於ては純然たる内國關稅を稱し得べきものは誰一の轉口稅あるのみにして同稅は開港間に運送する内國產貨物に對し賦課せられ財政收入を目的とするもの如し、今之が賦課に關する一九三一年五月十八日附上海海關告示を掲ぐれば左の如し

「本年五月十二日海關告示を以て本年六月一日より改訂輸出稅率表を實施すべき旨告示したるが該改訂輸出稅率表は國外に輸出する國產品にのみ適用するものとす、國產品にして一般規定に依り汽船を以て開港場間を運送せら

るるものに對しては從來通現行輸出稅及附加稅を賦課す但し該稅は以後「轉口稅」と稱することとす、戎克に依り開港場間を運送せらるる國產品は凡て徵稅を免除す〔註〕

〔註〕 汽船又は發動機船の曳航する戎克に積載せる場合は轉口稅を徵收するも西江の各開港場を往來する汽船又は發動機船の曳航する戎克に積載せる場合は特に之を免除す

右告示に謂ふ所の現行輸出稅は告示當時の現行に係る一八五八年制定の輸出稅を指稱し實際の課稅上は之を整理したる中華民國海關轉口稅則（一九三一年）に依るものにて從價稅率は一律に百分の五とし附加稅は從價稅たるに従量稅たることを問はず正稅の半額を徵收するものとす（轉口稅則の附屬暫行章程に就ては第二項の二輸出稅率の部參照）

轉口稅は屢々改正を行ひ輕減免除品目遞増しつつある處最近國民政府に於ては輸入稅の引上及輸出稅の減免と共に年收一千六百萬圓を算する本稅の撤廢方を計畫し居るやに傳へらる

二、統稅

統稅は消費稅の一種を認めらるるも本邦並に本島の主要輸出品に對する影響頗る重視すべき課稅にして中華民國一九三四年度の歲入豫算に付て見るも歲入總額七億一千七百三十萬圓に對する收入順位に於て關稅の四六・三六%、鹽稅の二四・五〇%に次ぎ一億一千六百六十萬圓即ち一五%を以て第三位を占むるものなるを以て茲に關說することとす

統稅は國民政府が一九三一年一月自主的關稅の實施を機とし多年の懸案たる釐金稅及類似の種々雜多なる稅捐の廢止を斷行する一方近代的租稅體系を樹立し之を形成する中央稅の一として制定したるものにして即ち綿織絲、燐寸、セメント、統稅條例を公布し從來の卷煙草（葉卷及紙卷煙草）及小麥粉兩統稅の外綿織絲、燐寸及「ポートランド・セメ

ント」の三統稅を新設したるが後之が稅率を一部改正し又一九三四年十二月には酒精統稅を創設したり而して上記の物品は卷煙草が外國製品にありては其の統稅が輸入稅中に包含せらるるの故を以て内國製品に對してのみ別に稅率の定められある外は内外國製品も同一稅率を適用するものとし尙内國製綿織絲に付ては綿織絲直接織成品に對しても其の統稅を賦課するものとす

輸入品關係の統稅の現行率を示せば左の如し

- (一) 綿織絲
 - (甲) 生綿織絲 二十三番手を超えざるもの 每百斤 二・七五^元
 - (乙) 同 二十三番手を超えたるもの 同 三・七五
 - (丙) 其の他の綿織絲 從價 五分
- (二) 磷寸
 - 安全磷寸

- (甲) 長四十八ミリメートル、幅三十四ミリメートル、厚十六ミリメートルの小盒に七十五本乃至八十本を装入せるもの 小盒五十グロスに付 一三五〇
 - (乙) 長五十九ミリメートル、幅三十八ミリメートル、厚十八ミリメートルの小盒に百本乃至百五本を装入せるもの 同 一四四〇
 - (丙) 長五十九ミリメートル、幅四十四ミリメートル、厚十八ミリメートルの小盒に百十五本乃至百二十本を装入せるもの 同 二二〇〇
- 硫化磷寸

- (甲) 長四十八ミリメートル、幅三十三ミリメートル、厚十四ミリメートルの小盒に七十五本乃至八十本を装入せるもの 同 一〇八〇
- (乙) 長四十八ミリメートル、幅三十四ミリメートル、厚十六ミリメートルの小盒に百本乃至百五本を装入せるもの 同 一三五〇

- (三) ポートランドセメント 樽入 每樽(百七十キログラム入) 一・二〇

- (四) 小麦粉 每袋 〇・一〇
- (甲) 一袋四十九ポンド以下のもの (甲)の稅率に依り重量に比例して徵收す
- (乙) 一袋四十九ポンド以上のもの

- (五) 酒精 每リットル 〇・一三〇
- エチールアルコール(酒精) 同 〇・〇六五
- 變性アルコール、メチル又は木酒精(甘味を付せざるアラック及フェューゼル油を含む)

因に前記稅率中磷寸及「セメント」の稅率は一九三三年十二月五日國民政府財政部に依り改正せられたるものなる處粵桂閩統稅局は財政部の命令に依る趣を以て同日より磷寸統稅を左記の通増率する旨通告せりこのことなり(昭和八年十二月十三日附在廣東總領事通報に依る)

- 磷寸を甲、乙及丙の三種に區分す、各級品の稅率左の通
- 甲等品(長五十二ミリメートル、一箇百本以上) 小盒五十グロスに付 三〇・五〇^元

乙等品(長五十二ミリメートル、一箇百本以内)

四四

丙等品(長四十三ミリメートル、一箇七十五本以内)

同

二一〇〇

海關は統稅施行區域内の各港に於て外國より輸入する綿織絲、燐寸、セメント及小麥粉並に統稅未施行の各省より移入せる内國產の同上物品の外卷煙草及綿織絲直接織成品に對して統稅を徵收す、而して統稅施行區域は江蘇、浙江、安徽、湖南、湖北、江西、山東、河北、河南、廣東、廣西、福建の各省なるが廣東及廣西の兩省に於ては海關は輸入稅中に包含せる卷煙草統稅のみを徵收し其の他の統稅は之を徵收せず云ふ

第六項 西南政務委員の外國貿易委員會

西南外國貿易委員會は西南政務委員會が一九三三年二月第五十六次政務會議に於て其の組織條例を別記の通可決し直に劉蘆隱、區芳浦、鄧瑞人、甘介侯及王遜志の五名を委員に任命し尙蘆を委員長に伍嘉城を秘書に指名し成立を見たるものにして爾後に於ける其の活動振に關しては特に報道に接せざれども昭和八年六月二十八日附在廣東總領事代理の通報に依れば同月本委員會は特種柴油登記處を新設し原油中其の強度三十二度以上のものを輪移入するには豫め同處に登記を要するこゝにせり又昭和八年七月十三日、同月二十五日及昭和九年六月二十三日附在廣東總領事の通報に依れば本委員會は一九三三年三月以來廣州市商品檢驗局を其の直轄下に屬せしめ之が指揮監督に當り居れる模様なるに付ては相當の活動を續けつつあるものと思料せらる

外國貿易委員會組織條例

第一條 國民政府西南政務委員會は西南各省に於ける對外貿易の發展を圖らんが爲外國貿易委員會を特設す
第二條 外國貿易委員會の職務左の如し

- 一 外國貿易政策の樹立に關する事項
- 二 外國貿易の經營及管理に關する事項
- 三 輸出入貿易の保護及指導に關する事項
- 第三條 外國貿易委員會は國民政府西南政務委員會が委員三名乃至五名を選出して之を組織せしめ且其の中一名を委員長に指定す
- 第四條 外國貿易委員會は國內及外國に於ける貿易中心地帯に代表を派遣し又は外國貿易代理機關を設置するこゝを得

第五條 外國貿易委員會に秘書處を設く

第六條 秘書處に秘書一名を置く

秘書は委員長の命を受け本會一切の事務を辦理す

秘書は委員長之を推薦し國民政府西南委員會之を任命す

第七條 秘書處に三科を設け各科の管掌事項左の如し

第一科 文書、出納、庶務、監印、發受及其他の科に屬せざる事項

第二科 營業、運輸に關する事項

第三科 調査及統計に關する事項

第八條 秘書處の各科に主任を置く

主任は上官の命を受け當該科處管事務を處理す

主任は委員會之を委任す

第九條 秘書處の各科に科員若干名を置く

科員は當該科事務を助理す

科員は本委員會之を委任す

第十條 本條例は公布の日より之を施行す

第二節 關稅行政の機關

第一項 海關の組織及職分

支那に於ける稅關は海關ニ稱せられ總稅務司署の監督下に在り其の取扱事務は主として關稅其他の租稅に在り、雖も沿革上幾多の附帶事項を含む即ち一八五八年の英支通商章程に依れば關稅收入の管理、密輸の防止、港務に關するこゝ、燈臺、浮標等に關するこゝ又は噸稅徵收等を規定したるが如く或は其の他の協定又は内規慣例に依り増加したるもの多し

各港の海關は海事部工務部を除くの外は大體上海々關ニ大同小異のものなるを以て以下上海々關に付きて記述すべし

一、上海 海關

上海は他の各港に比し遙かに貿易上優越せるを以て海關の收入も從つて大にして其の編制の規模亦大なり而して總稅務司署直屬の海事部並に工務部を包含し其他海關直屬の水上警察員を有する等の特色あり

海關は徵稅部、海事部の外に一九一二年以降海事部より分離して工務部を設け三部制ニなれり

一、徵 稅 部

徵稅部は海關固有の關稅徵收事務を管掌する海關の本體にして他の兩部は寧ろ從屬的地位に在り普通海關ニ稱するは徵稅部を指すが如し

(一)内 班 本班は徵稅部の主腦にして海關の上級職員其他一般内勤者を以て組織し租稅の徵收、庶務、會計、統計等海關事務の大部を處理す

(二)外 班 本班は其の名の示すが如く外勤にして船舶貨物の臨檢、取締、犯則の防止等一般監視事務の外兼ねて貨物の検査を司る

(三)海 班 本班は主として海關所屬の船舶に乘組み沿岸水上取締の任に當り外班と共に關稅警察事務を司る

二、海 事 部

本部は巡工司を部長とし船舶並に港務に關する事務を掌理し次の四班に分たる

(一)巡 工 班 本班は沿海に於ける測量、工事、河海の改修事務を管理し新設燈臺の位置を選定し又各地の港灣事業及水先案内業に對し技術上の監督を爲す而して稅務司の直接支配の下に巡船及其の職員の監督を爲す外浮標其他航路標識に關し一般的に監督を爲し全沿海の事務に關しては直接に、一港又は一區域内に限る事務に關しては所轄稅務司を経由して之を總稅務司に報告すべきものとす

(二)港 務 班 本班は船舶噸數の測定、損傷船舶の検査並に其の事情の調査、航行免狀の検査及浮標、其他航路標識の設置、移轉、改造等を爲す、其の首班は理船廳(Harbour Master)とし理船廳は特に水先案内、改修事業、港内船舶の移動其他の事項の監督を爲し是等事項に關する港則は其の署名に依り有効に公布せらるるものとす

(三)燈臺班 本班は燈臺に關する事務を管掌す各燈臺の維持及其の職員は所轄稅務司の監督に歸す唯地方に於ては例外として廈門稅務司が福州及汕頭管内の燈臺を管理し上海駐在の巡工司は上海燈臺及寧波管内の燈臺をも直接に管理す

(四)巡船班 本班は船員にして多くは徵稅部海班員の兼務に係る

三、工務部
工務部は總營造司を首長とし上海に駐在し燈臺の新設、維持、點火其他特殊の供給を爲し全沿海の新計畫及燈臺事業に關しては直接に、一地方に限る事務に關しては所轄稅務司を経由して之を總稅務司に報告すること巡工司の場合に同じ而して其の事務は徵稅部の土地、建物、動産及海事部の財産、燈臺、燈船、機具等に關し技術的方面の擔任を爲し(一)營造班(二)庶務班(三)外班に分る

四、分課

上海々關に於ける分課系統は工務部を除くの外は他關と大同小異にして海關の本體たる徵稅部は總務課、徵稅審查課、派司課、戻稅課、統計課、秘書課、會計課、鑑定課、監視部等に分たるも其の所轄事項は稅務司の自由裁量に依るが故に時に依り多少の變改あり

五、海關の所在

南支那に於ける海關の所在左の如し(一九三四年六月十六日附上海々關告示)

江海關	本關	分關	吳淞	出張所	分所	監視署

鎮江海關	鎮江	江陰	鎮江			
寧波海關	鎮海	海門、古鰲頭				
溫州海關	東冲	沙埕、三沙				
三都澳海關	瓊頭	海口、秀嶼、涵江				
福州海關		觀音澳、泉州、東山、秀塗、石碼				潭頭、三江口
廈門海關		太平、市橋、容寄、石龍、陳村				媽嶼、海門、達濠埠
汕頭海關		沙尾、南澳、沙魚涌、鹽田、羅坊、深圳河、桂廟、伶仃、三門、疊福、溪浦、沙頭角、深圳車站、沙頭、大鐘、九龍車站				新塘、石龍車站、印州
粵海關		九洲、前山、馬溜洲、關蘭、石角				都斛、開坡、北津口
九龍海關		江門、崖門、廣海口、石岐、三夾海、陽江				電白、雙溪、竹山、博賀、江平
拱北海關		清瀾、鋪前				
江門海關		水東、芷蘆、大埠、麻章、沈塘、麻羅門、梅菜、黃坡、福建、城月、雷州、東興				
瓊州海關						
北海々關						

六、執務時間

海關の執務時間は休日を除き内班に在りては午前十時より午後四時迄とし外班に在りては午前六時より午後六時迄とし貨物の検査は午前八時に開始し午後五時に閉鎖す

海關の休日は左記の如し

一、陽曆一月一日、二日

(外國新年休日)

- 一、陰曆一月一日、二日、三日、四日 (支那新年休日)
- 一、陽曆二月十二日 (中華建國記念日)
- 一、グッド・フライデー (耶蘇復活祭前の金曜日)
- 一、サターデー・ビフォー・イースターデー (耶蘇復活祭前の土曜日)
- 一、陰曆五月五日 (端午節)
- 一、同 八月十五日 (中秋節)
- 一、同 八月二十七日 (孔子誕生祭)
- 一、陽曆十月十日 (雙十節、共和記念日)
- 一、冬至節
- 一、陽曆十二月二十五日 (クリスマス)
- 一、同 十二月二十六日 (クリスマスの翌日)

右の中五月五日の端午節及八月十五日の中秋節の當日が日曜日なるときは次の月曜日を休日とす
又此の外に上海に於ては五月及十一月初旬の春期及秋期の競馬三日間は海關半休日とし午前九時より正午迄執務す

二、總稅務司署

總稅務司署は全國の海關事務を總攬し其の分課次の如し

- 一、總 務 局 局長(總文案)は上級の稅務司を以て充て其の下に次長として副稅務司其他幫辦等あり
本局は一切の公文を處理する所にして會計、統計、漢文等の事務を除く外海關全部に亘る事務を取扱ひ總稅務司を

補助するものとす

- 二、漢 文 局 局長(漢文案)には稅務司を以て充て次長以下補助官を置くこゝは前者に同じ
本局は各關より送付する漢文書の報告を審査訂正するの外支那官衙と總稅務司との間の公文書の處理を爲し又翻譯等を爲す
- 三、審 計 局 局長(審計文案)には稅務司を以て充て其の下に監査官、徵收官及經理官等あり副稅務司等を以て充て其の他幫辦等を附屬せしむ
本局は海關全部の會計事務を掌理し各關の會計を監査す
- 四、人 事 局 局長は總稅務司の秘書官長を兼攝するを例とす
- 五、統 計 局 局長(統計文案)には稅務司を以て充て其の下に外支那人の署副稅務司、支那人幫辦、外人雜員、支那人書記等を配置し總稅務司に直屬し海關全般に關する統計事務を管掌し貿易其他の統計の外に各般の事項に亘り有益なる圖書の發行並に各關の書式其他書類の印刷、文具の購入供給をも司る
- 六、駐 外 局 (倫敦事務局)局長には稅務司を充て外人幫辦及雜員を置く本局は倫敦に置き歐洲に於て總稅務司を代表する機關として外人の採用試験並に採用者に對する手當の給與、用品の購入等を爲す

第二項 關稅取締狀況

- 一、一般船舶貨物の取締

(一)入 港

南支那の關稅

領事派遣國所屬の外國船舶入港したるときは船長又は船會社は船舶書類を領事に提出し領事報告の交付を受く、領事報告には船籍、船名(船種)、登簿噸數、船長名、積荷の種類、生産地、荷受人等を記載す船長又は船會社は領事報告と共に船舶積荷目録を海關總務課の輸入係に提出し海關申告番號を受く、輸入積荷目録には船長署名の上船荷證券及包装、番號、記號等を明細に記入するを要す

船舶が支那海關に於て發行したる噸稅證書を有する時は船會社は之を輸入係に差出し、船舶が支那開港より入港したるときは積荷證明書を差出すべきものとす

次に領事派遣國以外の船舶又は支那船舶入港したるときは船長又は船會社は船舶書類を輸入係に提出し稅關申告番號を受く船舶入港後四十八時間以内に稅關に正當の届出を爲さざるときは船長を毎日の延滞に付五十兩又は五十弗の罰金に處す但し三百兩又は二百弗を超ゆることを得ず

積荷目録に虚偽又は不正の記入を爲したるときは條約上船長又は代理人を五百兩の罰金に處す但し書類提出後目録中に誤謬あることを發見したるときは二十四時間内に之が訂正を爲し處罰を免る、ことを得、船舶入港後貨物の積却を爲さずして二十四時間以内に出港するときは又は燃料及船用品の積込を爲すものは入出港の手續を要せず

(二)出 港

船舶が關稅噸稅又は手数料を納付し一切の手續を完了せざるときは稅關は之が出港を許可せざれども次に述ぶる保證書の準備を爲したるときは噸稅及輸出稅を納付したるのみにて輸入稅納付前に於て稅關總務課より出港を許可せらる、即ち監視部は總務課より廻付したる船舶書類を受領したる後に船舶の代理人が積殘品報告書を提出したるときに之が出港を認許するものとす其の詳細は次の如し

イ、總務課に於けるもの

船舶は午後二時迄に出港の申告を爲し船舶の代理人は輸出積荷目録を總務課の輸出係に提出すべし、輸出積荷目録には船長の署名を要し船積指圖書の番號を符合せしめ包装、記號、番號、貨物の種類及荷主名を記入すべし直接外國仕向の船舶は輸出係に於て船舶の代理人が輸出申告書を提出せば輸出積荷目録の提出前に出港の許可を受くることを得、出港係は輸出積荷目録又は出港届を受領し收納整理係に於ては納稅未済の輸出申告書を取消す、而して出港係は輸入稅、噸稅の納否、保證書の存否を検し積荷目録を輸出申告書を照合し積荷目録中に誤謬を發見したるときは船舶の代理人をして之を訂正せしめ噸稅を納付し輸出積荷目録又は出港届に異狀なきことを認めたるときは出港を認許す

積荷目録、噸稅證明書、積荷證明書、船舶書類等は時間中には之を監視部に時間後は之を稅關棧橋に送致す又外國港又は沿岸開港に仕向くる外國船の場合には監視部又は稅關棧橋に稅關認許の英文證明書を廻付し揚子江河航船の場合には通航免狀又は特別通過證を他の書類と共に送付す

ロ、監視部に於けるもの

出港書類は監視部に於て受理す外國仕向船舶の代理人は同部の出港係に對して積殘品報告書又は積殘品皆無の報告書を提出し同係より噸稅證明書及海關認許證(外國船の場合)の交付を受けざれば自由に出港するを得ず、吳淞を經由して入港したる非常に小型の外國仕向船舶又は内國仕向の船舶に關しては其の船舶書類は之を楊浦ハルプ船に送り之を積殘品報告を引替に船舶の代理人又は船長に交付せらるものとす、凡そ開港に仕向くる船舶の場合には監視部に於ける手續も其の場合に同一なれき揚子江河航船に關しては通航免狀及積荷證明書は噸稅證明書と共に之を代理人に下付し代理人之を船長に渡し出港せしむ

日曜又は休日に入港すべき船舶に對しては船舶の代理人より其の船舶の積荷目録、噸稅證明書、積荷證明書等を

稅關開廳時と同時に差出すべき旨の保證書を入れたるときは前以て其の出港を許可す、出港の許可を受けたる船舶にして荷役を爲さざるときは其の出港手續を了し出港前に噸稅證明書の期限を越ゆるも再び入港の手續を爲さずして同一港に四十八時間碇泊するを得るも四十八時間を越えんときは更に入港手續を爲し噸稅を納付するを要す

(三)揚 荷

凡そ上海に入港する船舶は材木船の如き特殊のものを除きては一般貨物荷揚許可證に依り貨物の船卸を爲す
一般貨物荷揚許可證は船會社其の他の代理人が海關總務課の許可係に申請して豫め海關に保證書を差出し又倉庫支配人が庫入貨物を海關の特許なくしては移動せざる責任を負ひ海關より發給せらるるものとす、而して船會社は本船の荷渡に關して責任を負擔す

該許可證は外國より入港したる船舶に對しては入港毎に發給すべきも沿海及河航汽船に發給するものは三箇月間有效とす、該許可證を受領したる船舶は許可證の條項及荷役に關する規定に従ひ直に荷揚を開始し指定の碼頭に陸揚すべく時間外の荷役を爲さんとするときは別に特許を必要とす

一般貨物荷揚許可證に依り荷揚すべき貨物は輸入積荷目録に記載せる武器以外の貨物にして武器及積荷目録に記載せざる貨物は陸揚するを得ず

武器の荷揚に付いては船會社又は荷主の申請に依り准單處より特許を受くることを要す、爆發物の場合には申請書に港務長の奥書を受けたる後許可係に提出して許可を受く、積荷目録に記載せざる釘付封箱の自用品又は家具を手荷物として陸揚せんとするときは普通の例に依り輸入申告を爲し所定の形式を具備せば許可係より陸揚許可書を交付す、而して該許可書は陸揚前に乗船中の海關官吏に引渡すことを要す

碼頭碇繫船舶にして該碼頭に運搬する爲貨物を舁船に船卸せんとするときは船舶の代理人は特許を受くることを要す、又一般貨物荷揚許可證を要するときは他の碼頭又は稅關棧橋に運搬する爲に貨物を舁船に船卸せんとするときも同様とす、而して許可書は乗船官吏並に碼頭駐在の海關官吏に呈示することを要す
「バー」を横切る爲に船舶が吳淞に於て貨物の舁船積を爲さんとするときは之が許可を受くることを要す、而して該許可は船舶の代理人が荷揚許可證に指定したる碼頭に陸揚及藏置することを條件として附與せらる
河航汽船が他の汽船に轉送茶を船移しせんとするとき並に船舶が登簿舁船に依り他船に轉送貨物を船移せんとするときも許可を必要とす

(四)積 荷

貨物の船積は稅關の許可印ある船積指圖書又は船積免狀に依り之を爲すことを要す
手荷物及積荷目録に記載せられざる釘付封箱の自用品又は家具を船積せんとする場合には一般貨物の例に依り輸出申告を爲し船積免狀の下付を必要とす

船用炭燃料油又は「バラスト」を船積せんとするときは監視部、同派出所、順泰及金利源碼頭、同検査係革通碼頭、海關楊樹浦派出所及海關棧橋等に申告することを要す
海關は必要と認むるときは貨物積卸の監督の爲官吏を乗監せしむるものとす

(五)時間 外 荷 役

特許を受けざるときは貨客の積卸は錨地の限界内に於て平日は午前六時より午後六時の間に限る、而して其の時間外荷役の特許手数料は左記の如し(帆船を含む)

平

日

自午後六時

至午後十二時

一〇〇〇〇

海關

平	日	自午後十二時	至午前六時	一〇〇〇
日曜日及其他の休日		自午前六時	至午後六時	二〇〇〇
		自午後六時	至午後十二時	二〇〇〇
		自午後十二時	至午前六時	二〇〇〇

小蒸汽船及發動機船の貨物積卸旅客並に手荷物の陸揚に付ては前記半額とし、外國貿易船の旅客九名以上を乗船せしむるときは貨物の荷役手数料と同額にして長江及寧波航路の定期沿岸船の旅客及手荷物に付ては無料とし、外國貿易船、長江及寧波航路の定期沿岸船を除きたる船舶の旅客及手荷物の陸揚は三兩とす

又船用炭若は燃料油船積の爲には特許を受くることを要するも手数料は必要とせず

夜間日曜及海關休日には於ける荷役の特許は平日は午後四時四十五分迄に監視部より發給し時間後又は日曜休日に在りては海關棧橋事務所より發給す

既に特許を受けたる船舶にして荷役の必要上更に其の時間を延長せんときは申請することを要し其の分に付ては手数料を追徴す

二、便利屋取締

吳淞又は通州に於て荷役する場合は豫め特許を受くることを必要とせず荷役後其の時間を當該官吏に報告して手数料を納付すべし

便利屋と稱するは商品を携帯して本島對岸間を往復し貿易に従事する一種の行商人にして小商人とも稱すべきものならんも商法上に所謂小商人とは異り中には相當多額の資本を擁する者もあり便利屋なる語の起源は詳ならざれども其の當初に於ては支那人、臺灣人等が彼我商人の注文を受けて物品を購入し之を販賣し其の間に於て利潤を得る一種の御用聞きに端を發したるものと云ふ

抑々本島對岸間に於ける便利屋業なるものは相當古くより行はれたるものと思想せらるるも本業の今日の如く發達したるは極めて最近のことに屬す

即ち昭和六年滿洲事變の勃發に起因し支那に於ける全國的排日の影響を承け南支方面に於ても日貨排斥運動熾烈を極めたる昭和八年支那關稅率の急激なる引上げは我が輸出貿易の途を杜絶せしめ爲に南支市場に於ける日貨は著しく缺乏を來せり

元來排日貨運動は黨部其他一部商人の運動にして一般國民は之に深き關心を有せず寧ろ價格の低廉なる日貨を欲求するの切なるものあり、此の時に當り機を見るに敏なる便利屋業者は進んで彼の需要を満たし併せて我に巨利を博せんが爲通關に便なる様商品を一般旅客の携帶品の如く裝ひ每航海對岸との間を頻繁に往復し之が販賣に従事したる所機宜に適し一方支那に於ける銀の昂騰は益々業者の利潤を大ならしめ斯業の發達に拍車を掛くることとなり逐年業者の數を増加し當初基隆に於ける業者は二、三十名に過ぎざりしものが昭和九年七月以降一時六百名に達する盛況を呈し現在に於ても鳳山丸及廣東丸基隆出入の際には每航三百五十名乃至五百名を算するの實情に在り

其の業者の内譯概略左表の如し

地 別	昭 和 八 年					昭 和 九 年				
	内地人	本島人	朝鮮人	支那人	計	内地人	本島人	朝鮮人	支那人	計
基隆福州間	二	七	一	三	一二	一	五	一	三〇	三六

摘要	基隆計	基隆計	汕頭計	廈門計
本表は基隆稅關の調査に係る推算なり元來便利屋業は免許營業に非ざるを以て適確なる數は調査困難なり	三	八七	二	一
	二	二	二〇	一〇三
	二三五	一一五	五	二七〇
	一	一	一	一
	一六七	四	一三〇	三
	四五七	一〇	一三五	二七六

此の外高雄より對岸に往復する便利屋業者は四十一名あり、而して基隆に於ける之等業者の輸出入價額の推算高左表の如し

年種別	輸出	輸入	計
昭和八年	九二一、七六五 ^四	四七、三〇八 ^四	九六九、〇七三 ^四
昭和九年	二、四〇〇、〇〇〇	六二四、六〇〇	三、〇二四、六〇〇

之等便利屋業者は本島籍民の多數居住する廈門を商取引地とする者最も多く従つて海關の紛争事件も此の地に於て最も多し以下主として廈門に於ける情況を説明せん

從來廈門海關に於ては業者の携帶する商品は總て船舶の入港後船内に於て課税したりしも業者の密輸入事件頻發したるに鑑み海關は之が取締上昭和八年九月以降業者の携帶する商品は全部積荷目録に記載せしむることとなりたる爲業者は非常な打撃を受くることとなり

然るに利慾に汲々たる彼等業者は目的の爲めには手段を選ばず或は海關吏に賄賂を提供して課税の緩和を圖り或

は海關吏を脅迫し或は又衆を頼みて實力を以て其の検査を妨害し甚しきに至りては武力派(廈門に在住する豪)に結託してテロ行爲に及ぶ等漸次外交問題化するに至れり、又一方廈門市内の商品は之等便利屋業者の脱税したる廉價商品を以て充満するの傾向を示し爲に正當貿易業者に相當苦痛を與ふるに至りたるを以て是等一部の支那人は昭和九年初頭木綿物商組合の名に於て便利屋業者の取締を海關稅務司に請願せり

茲に於て海關は昭和九年三月十六日以後本島よりの入港船は一時港外に停船を命じ検査徵稅の上入港を許可することとし更に翌十年三月四日以後は一層取締を嚴にし商品の船内課税を廢し業者の携帶する商品は總て海關倉庫に庫入せしめたる上徹底的に検査課税を爲すこととなりたるを以て業者間に一大恐慌を來せり海關は便利屋業者の抗爭に就ては廈門領事館は絶えず紛争調停に善處したるも非は常に我に在りて如何にもするこゝ能はず絶えず領事館當局の憐みの種となり昭和九年七月總督府に於て開催したる領事會議の際にも本件は前廈門塚本領事より一の議題として提出せられ種々實情を聴取し打合を遂げたり

之より先業者に在りては共通の利害の爲には強力なる團體の力を借りて海關、船會社等に交渉するを有利とし北部に於ては昭和八年八月臺北市に臺灣輸出商業組合を組織したれども所期の目的を達するに至らず、又南部に於ても臺南、高雄等の同業者を以て昭和八年十月南部小荷物輸出協會を組織したれど翌九年十一月には解散せり

然れども海關側も永く抗爭を續くるは益々其の取締を嚴にせらるる虞あり又多數同業者間の競争は遂に商品の亂賣となり其の利する所少く徒らに正當貿易業者の反感を招くのみなることを覺り最近之が前後策に付領事館に陳情したるを以て領事館當局に於ても之を諒し海關に交渉したる處海關側に於ても便利屋の海關吏に對する暴行及脱税、銀密輸出等の弊に堪え兼ね領事館との協調に依り便利屋業者の整理を圖り從來通り船内課税を默認するに如かずと思考するに至り遂に領事館との間に左の約定草案を交換するの運びなれり

約定草案

- 第一、每航海組員を三百名に限定すること
- 第二、組員は徽章を着し證明書を携帯すること
- 第三、組員の携帯荷物は一人に付四箇に限ること
- 第四、一箇の荷物容積四才(四立方尺)を超えざること
各荷物には荷札を附し番號及姓名を明記すること
- 第五、組員携帯荷物四箇の内二箇は基隆出發前船倉庫に入れ他の二箇は之を船上に於て課税すること但し船上の二箇に付ては一箇に付厦門銀五十元或は七十五元(此の點未だ協定に至らず)を超過する場合右超過荷物は之を保稅倉庫に入れ課税すること
- 第六、每航海組合より二名の代表者を派遣し右代表者は船上に於ける組員の行爲に付全責任を負ひ且稅關員の事務を補助すること
- 第七、組員に非ざる者の荷物に付ては稅關員の處置に任じ組合之に關せざること
- 第八、組員が稅關員との間に事件を發生したる場合は組合は之に付全責任を負ふこと
便利屋に於ては第五項の船上課税價額の五十元或は七十五元は何れに決するも支障なき趣なり
海關側に於ては右原案に付目下總稅務司に訓令を仰ぎつゝあるを以て不日決定を見るに至るべし思料せらる
尙厦門領事館に於ては本問題解決の爲め本年六月矢口領事官補を渡臺せしめたるを以て之が對策に付ては財務局、官房文書課及殖產局に於て種々協議の上具體案は殖產局にて考究中なり
惟ふに業者の密輸は我國の體面上寒心に堪へざるも亦嚴格なる海關取締は斯業の發達を阻害し反動的に密輸其他

の不正事件を發生せしめ徒らに涉外關係を複雑ならしめ延いては業者の生活に脅威を感じしむるのみならず遂には我輸出貿易促進の途を杜絶せしむるの虞れあり、されば外は外交交渉に依り海關取締の緩和を圖るに共に内には統制力ある組合制度を確立し業者の自制官廳の指導宜しきを得ば斯業の發達期して待つべし

三、小型船舶の取締

從來本島と對岸支那との間に於ける發動機船に依る貿易は比較的自由なりしも昭和六年一月十七日厦門海關に於ては政府の命令に依り告示第八六三號を以て「登簿噸數百噸以下の汽船又は發動機船は今後支那各港と外國間の直接貿易に従事することを許さず但し右船噸雖も外國との貿易に従事せざる限り依然沿岸又は河川貿易に従事することを得本告示に違反する船舶は其の積載貨物と共に之を沒收する旨を發表し各地海關又相前後して同様の告示をなせり中國政府の意圖は一は從來本島對岸間の貿易に従事せる我發動機船は殆んど百噸未満の小型船舶にして而も是等船舶が密貿易の目的を以て不開港に出入し貨物の陸揚等を爲したる事例ありたるを以て之が取締の爲に他は本邦出漁船に對する漁業上の利權を奪はんとするに在りしを以て本島發動機船貿易業者並に青島、上海等を根據地とする本邦出漁船に採りては甚大なる影響を蒙りたり

我出先官憲の中國政府に就き確めたる所に依れば本規定は獨り本邦船舶に限らず他の外國船及中國船にも適用せらるるものなりと雖も同年二月十四日附廣東海關告示に依れば現に香港と廣東「デルタ」間に就航せる百噸以下の汽船及發動機船を除外する旨を規定したれば(註)本邦船舶が差別待遇を受くることは事實にして其の本旨の奈邊に在るかは略々窺知するに難からざるべし

(註) 昭和六年二月十四日附廣東海關告示(二月十四日附なるも廣東領事よりの通報に依れば實際は二月二十四日に告示した

總稅務司の訓令に依り登簿噸數百噸以下の蒸汽船及「モーター・ボート」は中國と外國との間の直接貿易に従事することを許さず之に違背するときは船舶及貨物を共に沒收すべし

右規定の噸數以下の船隻も外國に往來せざる限り沿岸或は内地貿易に従事するは差支なし現に香港と廣東「デルタ」間に就航しつつある登簿噸數百噸以下の蒸汽船及「モーター・ボート」は現狀の通り往來することを許すも此の種の船隻は入港のとき先づ大鐘(Tai-shan)に於て貨物の検査を受け税金を支拂ふことを要す

茲に於て我出先官憲は之が撤回乃至緩和方に付き再參中國政府に交渉したる結果上海出入の日本漁船に對しては同年二月三日以降三箇月間本規定の適用を猶豫することとなり

其後四月二十八日南京駐在上村領事が外交部に交渉の結果青島、上海等に在泊せる本邦漁船に對しては右三箇月の猶豫期間後雖も當分差支へなきこととなりたれど貿易船に付ては何等の緩和を見るに至らず

尙前記廈門及廣東の海關告示には百噸以下とあるも拓務次官より總務長官宛の公文(昭和六、二、四)に依る重光代理公使並に福州田村領事の情報に依れば百噸未満とあるを以て前記百噸以下は百噸未満の誤譯ならんと思料せらる

四、密輸取締

支那に於ては昭和六年海關巡檢華洋船隻章程を制定し海關密輸取締の限界を沿岸より十二海里の範圍内と定めたり

此の外交支那に於ては民國二十三年(昭和九年)密輸取締規則として海關緝私條例を公布し之が取締の徹底を期す其の條例の内容は

- 一、密輸取締官吏の臨檢搜索權(第一條)
 - 二、物品及身邊の検査權(第二條)
 - 三、被疑者、證人等の訊問權(第三條)
 - 四、職權行使上の注意、制限及義務等(第四條乃至第八條)
 - 五、罰則(第九條乃至第二七條)
 - 六、罰金未納者に對する禁止、制限(第二八條)
 - 七、累犯加重(第二九條)
 - 八、未納稅の追徵(第三〇條)
 - 九、異議及決定(第三一條)
 - 一〇、行政訴訟(第三二條)
 - 一一、異議訴願者に對する稅務司の處置(第三三條)
- 等である。

條例の全文並に之に關聯する規定左の如し

海關緝私條例 (民國二十三年(昭和九年)六月十九日公布 上海經濟月報昭和二〇、二一、二二、九八號)

第一條 緝私關員は主管長官の命を受け職務執行の際本條例に違反せる事情ありし認むる正當理由ありたるときは關係場所に赴き検査搜索を爲すことを得、右検査搜索の場合は該場所の占有者又は同居人、傭人、隣人並に該地警察或は其の他の公務員を立會せしめ證人となさしむ、若し船舶航空機車輛を検査の際は其の管理人をして證人となさしむべし前項關係場所官署又は公共機關の場合は検査搜索施行に當り該官署又は機關を會同辨理せしむ

第二條 緝私員にして主管長官の命に依り職務執行の場合携帶物件中本條例に違反するものありし認むる正當の理由ありたる際は該物件を提出せしめ検査するを得若し拒絶せば其の身體を検査し得べし
身體検査に當りては第三者又は其の他の關員を現場に在らしむべし
婦女の身體検査に當りては婦人の緝私關員之を行ふ

第三條 緝私關員主管長官の命を受け本條例違反の嫌疑に因り調査上必要ある場合は該嫌疑人、證人及嫌疑人申出の關係者を訊問するを得

第四條 緝私關員検査、搜索、訊問の際は制服又は徽章を帶び或は其の職務に在ることを證明するに足る證憑を提示すべし

緝私關員検査、搜索、訊問の場合必要あらば軍警の協助を求むるを得

第五條 緝私關員主管長官の命を受け検査貨物が本條例に違反するものなりし認めたるときは該貨物を抑留し且つ抑留内容を作成し該貨物の名稱、數量、抑留地點、時間、貨物所持人の姓名及其の住所或は居所を記載すべし
前項抑留の貨物は緝私關員實際上の便利より貨物所持人又は該地公務機關に保管せしむるを得公務機關に保管の際は貨物所持人に通知すべし

第一項抑留貨物にして腐敗の虞あるものは海關は案件とする以前該貨物を競賣し其の金額を保管の上貨物所持人に通知するを得

前項の公賣は事前に之を公告すべし

第六條 本條例に依る抑留貨物は所持人に於て相當の擔保を提供して抑留の免除又は返還を請求するを得
海關稅務司は前項の請求に對し貨物所持人が逃走の虞あり又は後日處理の際困難を生ずることを明なりし認めたる

ものに非ざれば拒絶するを得ず

第七條 検査搜索又は貨物の抑留は日没及日出前に施行するを得ず、但し日没前に開始し尙繼續の必要あるもの又は現行違反者に對しては此の限に非ず

第八條 緝私關員は検査搜索又は貨物抑留後右經過情況を詳細筆記報告すべし、該報告は現場に於ける證人又は訊問せられたる者に閱覽せしめたる上一同署名捺印すべし若し右署名捺印を爲さざる者あらば其の事由を報告書中に記入すべし

第九條 國際貿易船にして通商港以外に入港の際は其の船舶を沒收し船長は五百元以上二千元以下の罰金に處す但し災難又は不可抗力に因り船長が入港の理由を該地官憲に報告せるものは此の限に非ず

第十條 船舶にして中國沿海十二海里内に在り海關巡視船空砲を放ちて信號を爲し停船を命じたるに抵抗して從はざる時は之を射撃するを得

前項抵抗の事情ありたる際は船長を二千元以下の罰金に處し其の船舶を沒收するを得

第十一條 船舶にして中國沿海十二海里以内又は追緝せられ界外に逃出せるものにして貨物又は船舶貨物に關する書類を毀損又は水中に抛棄し以て捕獲を免れんせざるものは當該人を二千元以下の罰金に處し且つ其の船舶を沒收するを得

第十二條 外國港より中國に航行し來り中國沿海十二海里以内に入り正當の荷卸地點に到着せず且つ荷卸許可證を受けざる以前船長が積荷又は船用品を卸すことを許せる場合は同船長に該貨物價格の一倍乃至二倍の罰金を科し物品又は船舶は之を沒收す

船舶にして擅自に自ら轉載、放置又は前項の貨物、物品を收受し或は積卸を幫助せしもの亦同じ

第十三條 密輸貨物船に對し信號又は消息を送りたる者は一千元以下の罰金に處す

第十四條 海關の許可を経ずして船舶、航空機、車輛に依り密輸貨物を輸入、輸出、運搬せる者は二百元以上二千元以下の罰金に處し且つ該貨物又は船舶、航空機、車輛は之を沒收することに得

第十五條 船長海關の定章に従はず積荷目録を提出せざる際は一百元以上一千元以下の罰金に處す

第十六條 船舶積載貨物中海關に於て積荷目録に未記入のものを發覺せる場合は船長及荷主を各二百元以上二千元以下の罰金に處し且つ其の貨物を沒收することに得

貨物は二包又は二包以上を合せるものを一件みなし積荷目録に未記入のものは千元以下の罰金に處す

第十七條 船舶積載貨物にして積荷目録に記載せるものに比し不足せる場合船長は一千元以下の罰金に處す但し該貨物が途中寄港の際誤て卸され又は積荷港に於て積荷の際不足せることを證明し得るものは此の限に非ず

第十八條 船舶にして海關に輸出積荷目録を提出せず又海關の輸出許可證を受けずして擅に出港せる際は船長を二百元以上一千元以下の罰金に處す

第十九條 航空機、車輛を以て外國より貨物を運送し到着停車場に於て未だ税關に報告せず又は其の検査を経ざるに該貨物を卸せる場合は航空機、車輛の管理人を一千元以下の罰金に處す

第二十條 凡て貨物、行李又は保税の貨物、行李にして船舶、車輛、倉庫内にあり又は海關管理下に於て海關の封鎖せるものを擅に塗改、移動又は封鎖を毀損し或は勝手に船舶、車輛、倉庫内に入り運搬を計り若は該貨物、行李を運搬せるものは一百元以上一千元以下の罰金に處す

第二十一條 密輸貨物を輸入、輸出し又は密輸業を經營せる者は該貨物の價格の一倍乃至三倍の罰金に處す

密輸貨物の積卸、運搬又は藏匿を爲せるものは一千元以下の罰金に處す

其の雇用又は他人を誘致して之を爲せるもの亦同じ

密輸貨物の收受、貯藏、購買又は代理販賣者は一千元以下の罰金に處す

前三項の密輸貨物は之を沒收することに得

密輸貨物たることを知らずして積卸、運搬、收受、貯藏、購買又は代理販賣の行爲を爲し海關に於て事實知らざりしことを認めたる場合は處罰を免除す

第二十二條 輸入、輸出貨物にして左記事項の一に該當するものは脱税金額の二倍乃至十倍の罰金に處し且つ其の貨物を沒收することに得

一、貨物數量を隱匿報告せるもの

二、貨物の品質、價值の等級を詐報せるもの

三、偽造出荷票若は證憑を提出せるもの

四、其他違法脱税の行爲ありたるもの

第二十三條 輸入、輸出の嫌疑ある貨物を違法に海關にて緝獲、抑留したる場合は其の輸入商、輸出商、荷主又は荷受人は海關の通知に依り該貨物の出荷票、價格表、勘定書及其他の證憑を提出すべし、其の貨物の輸入、輸出、賣買、資本、代金支拂に關係ある帳簿、書信簿又は出荷簿は海關にて査閲し若くは抄録することに得

前項検査に提出せず又は査閲若くは抄録を拒絶し或は證憑煙滅を企圖して前項關係證憑帳簿を隱匿、毀損せる者は一千元以下の罰金に處す

第二十四條 外國より送付を受けて携帯し又は中國に於て使用の目的を以て所持せる輸入出荷票の空欄證憑並に其の他の附屬書類は該證憑が實際出荷票記入の用に供するものなることを證明する必要あり、該證憑の送付を受け若く

は所持せる者が若し正當の理由を提出し能はざるときは一千元以下の罰金に處し且つ其の證憑を沒收す

第二十五條 詐欺の方法を用ひて免稅、減稅若しくは戻稅を請求せるものは二千元以下の罰金に處し且つ其の貨物を沒收することを得

第二十六條 郵送の手紙、小包内に課稅を要する貨物を入れ其の封皮上に該貨物の品質、數量、價格を附せず又右貨物の記載なきもの發覺せられたる際は其の貨物を沒收することを得

第二十七條 通關業者海關に提出せる報告表中貨物の重量、價格、數量、品質又は其の他の事項にして虚偽の記載を爲し若しくは詐欺、偽造、混迷等のこゝに因り國家の課稅を侵害し損失を招かしたる者は該課稅額を追徴し第二十二條に依り處分するに共に其の營業を停止し又は營業執照を取上ぐることを得但し其の貨物は沒收せず

前項虚偽の記載事項にして通關業者が右は荷主の捏造に係るものなることを證明し海關にて其の事實なるを認めたる場合は該通關業者は處分を免るるに共に關係貨物を沒收することを得、其の情狀比較的重きもの並に荷主は二百元以上二千元以下の罰金に處す

第一項の虚偽記載等が若し通關業者に荷主との共同行爲なりし時は前二項の規定に依り夫々處罰す

第二十八條 本條例に依る處罰は異議聲明期間を経過し又は異議聲明して決定後行政訴訟期間を経過し或は行政訴訟を提起して判決後滿三十日間に罰金を納付せざる場合該商は如何なる港に於ても輸入、輸出の貨物運送取扱を停止せしめ罰金完納の日に至り解除す

運輸貨物の輸入、輸出を爲す船舶、航空機、車輛にして前項の事情ありたる際は其の運輸貨物は如何なる港にも輸入、輸出を停止し且つ該船舶、航空機、車輛の出入を禁ずることを得

第二十九條 處分確定の日より五箇年以内に再び本條例同條の規定を犯したる際は其の罰金に二分の一を増加し三回

以上を犯したるものは一倍を増徴することを得

第三十條 本條例に違反せることを事後に發覺の際は未納稅額を追徴することを得、但し右事情發生後三箇年を以て限りことを得

第三十一條 海關稅務司の爲せる罰金又は沒收處分に不服ある者は處分通知書接到後十日内に書面を以て異議を聲明し該海關稅務司に撤去を請求することを得

前項の請求にして海關稅務司理由あり認めたる場合は原處分を撤去すべく理由なし認めたる際は書面を以て其の理由を述べ原請求書と共に總稅務司を経て關務署に提出して之を決定す

關務署は前項の事件を受理したる場合は海關罰則評議會を設くべし、其の組織規定は行政院に於て之を定む

第三十二條 前條關務署の決定に不服あるものは決定書接到後二十日以内に行政訴訟を提起することを得

第三十三條 前二條の不服を聲明せる案件にして若し聲明者逃亡の虞あり又は執行困難なること明なる場合其處分が罰金なる際は聲明者より保證金を提出せしめ海關稅務司に於て暫く保管す保證金額は稅務司事情に照して之を定む其の處分沒收なる場合は稅務司は關係船舶、航空機、車輛又は貨物を抑留することを得其の貨物腐敗破損し易きものは本條例第五條第三項、第四項の規定に照し辨理す

第三十四條 海關現行規定にして本條例に抵触するものは無効とす

第三十五條 本條例は公布の日より施行す

關務に對する抗議申告手續に關する海關告示(一九三五年一月五日上海々關告示第一四一八號)

昭和十年一月十日上海經濟月報第九十七號

國民政府制定に係る海關抗議審理局組織に據り今回海關内に海關抗議審理局(海關罰則評議會)を設定したり

右組織法は別紙の如し

同局の服務規定は別紙の通り政府の定むる所に據る抗議申告に關する手續左の如し

- 一、抗議は一定のフォームに支那文を以て記載するを要す用紙は申込次第海關之を交付す、用紙の餘白が必要なる詳細事項全部を記録するに不足する場合は別紙に連續記録する事を得
- 二、抗議書は海關稅務司の決定文書を受取りたる日より十日以内に三通提出する事を要す
- 三、抗議を容る、能はざる際は稅務司は其の抗議書を受理したる日より十日以内に其の内の二通を海關公文書(英文)と共に總稅務司に進達するものとす右公文書には正副二通の支那文翻譯を添付するを要す稅務司は亦同時に該問題の詳細全部及抗議を受諾し得ざる理由を抗議用紙中「稅務司意見」欄に支那文を以て明記するを要す

四、關務署の決定事項は一定の用紙に記載の上總稅務司署を通じて三通を稅務司に附し内一通は抗議申告者に他の二通は關係海關に保存するものとす

右告示す

上海海關監督 唐 海 安
同 稅務司 A. C. E. Braud

海關抗議審理局組織並手續規程

- 第一條 審理局は密輸防止法(海關緝私條例)第三十一條の規定に依り財政部關務署之を組織す
- 第二條 審理局の局員は五名より成り内三名は關務署の職員より二名は總稅務司署より關務署長之を選任す
- 第三條 稅務司の決定したる罰金或は貨物沒收に對し商人より文書を以て抗議し稅務司之を受諾し得ざる場合は稅務司は抗議書を受理したる日より十日以内に該問題を海關總稅務司に報告し且つ稅務司の執りたる事務の理由書を具

申すべく同時に抗議書の原本を審理局に進達し審議に資すべし

第四條 審理局若し關務署を通じて進達されたる事件に關し調査の必要なしと認めたる場合は該問題審議の爲十日以内に會議を召集するを要す

本會議出席者數は審理局局員四名を以て定數とす

第五條 審理局の決定は關務署の承認を経たる後效力を發生するものとす

第六條 本規定は公布の日より實施す

海關抗議審理局服務並手續規程

- 第一條 審理局の服務は本手續規程並に海關密輸防止法及審理局組織法に據りて之を定む
- 第二條 審理局局員は五名より成る内一名は局長とし關務署長之を任命す
局長若し會議に出席する事能はざる場合は臨時代行者として審理局局員の一名を指名する事を要す
- 第三條 關務署々長は一名の審理局秘書を任命し審理局々長の命令に従つて審理局に關する凡ゆる事務を處理し公告の頒布文書を發受及凡ゆる書類の整理を爲さしむ
- 秘書は審理局の會議に於て意見を發言する事を得るも表決權を有せざるものとす
- 第四條 審理局は服務援助の爲關務署々員の派遣を請ふことを得、必要な場合は特殊専門家の派遣を請ふことを得
- 第五條 審理局秘書は關務署を通じて抗議書を受理したる際は研究の爲直ちに各局員に其の寫を交付するを要す
該問題の審議會開會期日は審理局々長之を定む
- 第六條 審理局局長は抗議に關し取調の必要ありと認めたる場合は局員の一名に命じ直に調査せしめ其の結果を審議の爲審理局に報告せしむることを得

第七條 審理局局長が抗議に關する質疑の爲申告者の出頭を必要と認めたる場合は審理局は該申告者若は其の代理者に會議の開會期日を通知し且つ會議に出席して質問に應答することを要求するものす

第八條 必要と認めたる場合は審理局は關務署或は海關總稅務司の責任ある署員に審理局會議に於て該抗議に關し意見の發言を求むることを得

第九條 審理局局長は一名一票の評決權を有し定數四名とす議事は過半數を以て決す

第十條 審理局秘書は抗議に關する議事決定後議事録を作成するを要す、全局員之に署名を爲したる後にあらざれば之を以て審理局の評決を爲すを得ざるものとす

第十一條 審理局の評決は關務署に達して承認を経ることを要す、但し關務署が必要と認むる場合は再審議の爲之を審理局に却下することを得

第十二條 本規定は關務署に報告し其の承認を経たり

審理局員の過半數が希望する場合は修正の許可を申請することを得

第三項 通關手續

一、輸 入

中華民國の輸入手續は同國海關總稅務司署出版に係る「海關法規彙編」中に詳細に收録せらる今南支那に於ける之が手續に付て見るに其の末節に付ては各海關に依り異なるも大體右に準據せるが故に左に之が要點に付き述べべし

貨物の輸入申告に際しては必要事項を詳記せる輸入申告書二通に船荷證券又は船舶代理人に依り裏書せられたる

Delivery order 輸入稅率附屬假規程に依り要する送狀及其他の書類例へば契約書、爲替手形、保險證券等貨物の數量及價格を證明するに足る材料並領事送狀及貨物の品質に應じ見本、繪畫、型錄等を添付す

稅關にて不合理なる價格修正を要求せられたるときは自己申告價格の正當なることを裏書するに足る左記材料を蒐集し之を提出す

一、日本内地市價を證明するに足る市場日報、商況月報、カタログ、價格表、新聞雜誌等

二、支那の輸入地市場に於ける右同斷のもの

三、同種日本品間に於ける品質等級別、價格乃至見本

四、同種外國品との比較に資する爲外國品等級別價格乃至見本

從價稅率を適用せらるる輸入品の課稅價格は輸入港に於ける該貨物の卸賣市價を基礎として決定せらる各種の通貨に依り表はさるる右卸賣市價は公定換算率に依り海關金單位に換算せられたる場合課稅價格より該貨物の輸入稅額及該貨物の課稅價格の七分丈け高きものと見做す

卸賣市價とは輸入申告の當日輸入港に於ける公開市場に於て該貨物が通常の卸賣數量にて普通の商取引事情の下に自由に販賣せられ又は販賣せられ得べき平均價格を謂ふ、輸入港に於て卸賣市價存在せざるときは中國の主要なる市場に於ける市價を以て課稅價格算出の基礎とす、貨物にして其の卸賣市價が中國に於て求め得られざるが如き性質のものなるときは之が課稅價格は普通の場合實際の C. I. F. 價格に其の五分を加算したるものを以てす、輸入者に貨物の價格を通知する眞正の送狀(製造者の送狀を含む)は該輸入者に於て其の正當なることを證明したる上輸入申告書と共に提出し運賃保險料及一切の諸掛は之を明示するものとす、一切の申告書、送狀及契約書には「前記の事項及數字は正確なることを保證す」なる聲明を記載し申告者之に署名するを要す

輸入稅率假規程に特記せる證書以外中國に輸入せらるる總ての貨物にして價額(F.O.B.)支那貨二百弗を越ゆるものは積出港又は最寄地に於ける中國領事の發給する領事送狀を添付することを要す但し稅關は課稅上の目的の爲に領事送狀に明示せられたる價額其の他に關する事項を承認する義務なきを注意すべし

外國貨物の荷受人が輸入申告に當り必要なる領事送狀を海關に提出すること能はざる場合に於ては海外の中國領事館の發給せる送狀番號を申告し得るに否きを問はず荷受人は個々の領事送狀に要する普通證明料五金單位の三倍に相當する金額を供託金として納付すべきものとす

中國向貨物の包裝には一九三三年一月より荷印及番號を附するを必要とす

中國に於ける原產國標記條例は一九三二年十二月十六日を以て公布せられ標記方法に關しても詳細なるもの屢々發表せられたるが其の實施期日は種々の曲折を経て一九三四年七月一日となりたるも更に今日の處無期延期の状態なり

二、輸 出

貨物を輸出せんとする者は稅關に對し申告書に船積指圖書を添付し提出するを要す、申告書に記載すべき事項は細密に且明瞭なるを要し又申告書に掲ぐる純量は船舶指圖書に之を記入すべきものとす

海關及商人相互の錯誤不正を防止する爲申告者は納稅欄を連綴する特殊形式の輸出申告書を使用す後欄には稅關が署名捺印し稅額を記入するものにして之を引離して稅關の證明したる船積指圖書と共に申告者に下付するものとす

輸出申告書に添付する船會社の發行したる船積指圖書には申告書と同様に連續したる番號を付し之に日附、船舶名、仕向地、貨物の荷印及番號、包裝、箇數、貨物の種類、重量等を記載すべきものとす

(一) 検査を要する貨物の輸出申告書には船積指圖書を添付し之を貨物と共に検査官吏に提出す検査官吏は検査に必要

なる包装を指定す稅關は検査に關し生じたる損害に付責を有せざるが故に其の貨物に就て周到の注意を要す、申告書が検査の結果異狀なきことを認めたるときは稅關は課稅額を決定し申告書及船積指圖書に番號を附し納稅告知書を發給す、而して申告者は納稅の上船積指圖書に稅關の證明を受け貨物の船積をなし得るものとす

(二) 検査を要せざる貨物の輸出申告書は船積指圖書と共に單に課稅上の必要上より稅關鑑定課を經由し前記手續に準じ納稅の上許可を受くるものとす

第二章 香港の關稅附澳門の消費稅及特惠關稅

第一節 香港の關稅制度

第一項 關稅政策

香港は所謂自由港市に屬する自由港にして其の全地域に亘り無關稅地帯とし唯輸入の酒類、煙草及揮發油に對し財政關稅を賦課するのみなりしが一九三二年七月に於けるオッタワ英帝國經濟會議の英帝國領土並に其の植民地相互間の産業及貿易の擁護及増進を計る決議に基き同年十月以降英帝國內製造の自動車保護の爲外國製自動車に對し從價二十%の特惠稅を設定し之を從來自動車の登録につき徵收し來れる普通免許料の外特別免許料として外國製自動車の使用者より徵收するこゝし又右同様の目的を以て一九三二年十月以降英帝國內生産のブランドイに對し輸入稅を五割方輕減するこゝししたり

自動車に對する特別免許料の形式に依る特惠稅の賦課は獨り當領に止まらず海峽植民地及ジョホール州等に於ても亦同様の舉に出でたるものにして當領に於ける其の效果の見るべきものあるに關し一九三五年一月二十五日發行のサウス・チャイナ・モーニング・ポスト紙報道の概要を掲ぐれば左の如し

外國產自動車輛の香港への輸入に對する英帝國特惠稅が期待の效果を奏しつつあるこゝしは交通警察局の昨年 of 自動車輛登録表に依りて明かなり、即ち一九三四年十二月末日に終る一年間の自家用車及タクシー車二、九八八臺中英國製一、二四〇臺米國製一、三二八臺なりしに對して一九三二年は英國製七七六臺、米國製一、五三〇臺なり又一九三

二年十月特惠稅の賦課當時にありてはカナダ製ものは香港に一臺も存在せざりしに一九三三年末には一〇四臺となり一九三四年には二五二臺に躍進を見たり、一九三二年乃至三四年に於ける製造國別登録車輛數は次の如し

製造國	乘用車				商用車				合計
	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	
英國製	七六	一〇四七	一一四〇	三二五	三三三	四〇二	一〇九一	一三九〇	
米國製	一五〇	一四三八	一三二八	五〇〇	五〇九	四八二	二〇五〇	一九六七	
カナダ製	一	一〇四	二五三	一	六二	三三	一	一九七	
其他	一七	一九三	一七八	一	五	六	一七	一八四	
計	二四七	二八〇一	二九八八	八三五	九一九	一〇一一	三三三三	三九七〇	

尙香港が近年輸出入貿易不振を極め例へば一九三一年の貨物輸出入額合計約十二億八千萬弗なりしも三二年には約十一億弗、三三年には約九億弗、三四年には七億四千萬弗と連年激減を續け従つて市況沈滞甚しきものあるに關し現下の世界經濟の情勢に鑑み世上或は香港の自由港制度が其の一要因たるやの議なきにしもあらざるに付ては此の點に關し何等參考に資せんが爲香港總督の任命に係る調査委員會が一九三五年二月發表せる報告中關係部分を左に掲ぐるこゝにすべし(主として一九三五年四月十九日發行サウスチャイナ・モーニング・ポスト紙の報道に依る)

一九三四年七月香港總督は郵政總長エム・ゼイ・ブリンを議長とし他に英支官民十一名の委員と一名の書記より成る調査委員會を任命し本領に於ける不景氣の現状につき其の原因並に影響を調査し之が改善方法及貿易の伸展方に關し進言せしむる爲調査に従事せしめたる處、其の中の重要問題は香港を課稅港となすべきや否やの問題にして香港當局の意見に依れば香港商業の凋落せる原因は外國品の自由輸入の爲なるを以て課稅港に改め商業の發展を期すべしと謂ふに對し支那人方面の意見に依れば香港には何等生産するものなし若し課稅港に改むれば商業は更に衰微すべし、尙香港の商業の不振は世界的經濟の不景氣に因る云々傳へられたるが一九三五年二月十六日附を以て委員會の呈出せる報告書に依れば委員會は「香港の自由港たる現狀は南支那の交換所としての當植民地の地位の基礎たる仲繼貿易に取り緊要缺ぐべからざるものなり」と進言する一方香港支那間の親善關係の樹立を推奨し支那が一九二五年に於ける關稅自主權の回復達成以來頻繁なる關稅の引上を行ひ當初は單に歲入の増加を目的とせしものが次第に課稅に依る外國品の輸入制限をも企圖する複雑なる經濟的國家主義の目的を有するに至り爲に香港の仲繼貿易品及香港の生産品の對支輸入が阻礙せらるるに至りたる處香港は種々なる多數の方法に依り支那を援助するの用意あり又支那も吾人同様の實證を示すべきものとして香港と支那とが具體的の親善なる協力關係を設定せんこと何物にも優りて望ましく之に依りて例へば當植民地に於ける支那の勞力、支那の資本及支那の原料より成る製造品の對支輸入につき支那は關稅上の讓歩を供與すべく之に對し多年の懸案たる香港支那間の密輸取締に關し關稅收入擁護上當領が支那官憲と協力活動するの用意あるべきなり云々と説述せり

第二項 輸入關稅

香港に於ては輸出稅を存せざるも輸入稅は既記の如く酒類、煙草及揮發油に對して之を賦課するものにして其の現行稅率を左に掲ぐるこゝにすべし、右稅率中酒類に就ては一九三五年三月二十八日附飲料稅改正令に依り、煙草に付は Directory and Chronicle of China, Japan, etc., 1935 所載のものを採り揮發油に付ては一九三〇年六月二十七日附モーター・スピリット令及翌年九月十七日附右改正令に依り、尙輸入稅と同視すべき外國製自動車輛に對す

る特別免許料率をも附記するこゝにせり

一 香港輸入稅率

酒 類

一、歐洲 酒 類

總てのリキユール及シヤンパン並に其の他の沸騰性葡萄酒

英帝國より積送し且英帝國に於て製造したる總てのブランデー

其の他の總てのブランデー及ヂン、ウキスキー並に其の他の酒精含有飲料

總てのポート、シエリー及マデーラ

其の他の總ての非沸騰性葡萄酒

サイダー及ベリー

麥酒(本令に於て規定されたるもの但しサイダー及ベリーを除く)、原比重即ち醗酵前の麥芽汁の比重一・〇五五度を越えざるもの

啤酒標準糖量計にて測定し一・〇五五度を越えたる麥酒を當植民地に於て釀造する場合此の種麥酒の麥芽汁の原比重一度を増す毎に毎ガロン〇・〇一弗を附加す

其の他の總ての麥酒(本令に於て規定されたるもの但しサイダー及ベリーを除く)にしてコンセントレートド・フオーム(エール・ベースミシしての)又は麥芽及ホップ・コンセントレートミシて輸入されたるもの

每ガロン稅率

一・〇〇〇

三・〇〇〇

六・〇〇〇

四・〇〇〇

三・〇〇〇

〇・六〇〇

〇・六〇〇

〇・六〇〇

啤酒標準糖量計にて測定し原比重一・〇四五度を越えたるものは一度を増す毎に毎ガロン〇・〇一弗を附加す

標準酒精以下一八度の強度を超えたる總ての醉性飲料に對しては上記の特定稅以外に一八度以上一度を増す毎に

〇・〇七

二、支 那 酒

酒精含有量二四重量%を超えざる總ての支那酒類

一・二〇〇

酒精含有量一重量%を増す毎に

〇・〇五

三、日 本 酒

酒精含有量二四重量%を超えざる總ての酒

一・二〇〇

酒精含有量一重量%を増す毎に

〇・〇五

四、其の他の飲料

醉性飲料以外の總ての酒精含有飲料但し二四重量%を超えざる酒精を含有する總ての火酒又は

アラックを含む

一・二〇〇

酒精含有量一重量%を増す毎に

〇・〇五

但し輸出入局長は其の裁量に依り上記第一、二、三號中特掲せられざる醉性飲料に對しても局長が殆ど上記の醉性飲料に類似すこ認むるものなるときは各號に規定せる稅率に依りて課稅を爲すは適法とす、又局長の裁量に依り一時に二「ガロン」未滿の積送品にて輸入せられたる如何なる酒精含有飲料に對しても毎ガロン五弗の課稅を爲すは適法とす

煙草

甲、未製煙草

每ポンド稅率

(一) 莖を除かざるもの

(イ) 重量一〇〇ポンドに付一〇ポンド又は夫以上水分を含有するもの

一 英帝國產のもの

二 其他の煙草

〇・六三^弗
〇・七〇

(ロ) 重量一〇〇ポンドに付一〇ポンド未滿の水分を含有するもの

一 英帝國產のもの

二 其他の煙草

〇・七二
〇・八〇

(二) 莖を除きたるもの

(イ) 重量一〇〇ポンドに付一〇ポンド又は夫以上の水分を含有するもの

一 英帝國產のもの

二 其他の煙草

〇・七六
〇・八四

(ロ) 重量一〇〇ポンドに付一〇ポンド未滿の水分を含有するもの

一 英帝國產のもの

二 其他の煙草

〇・八四
〇・九〇

乙、製造煙草

(一) 葉卷煙草

一 英帝國の生産竝に製造のもの

二 英帝國の製造のみに止まるもの

三 其他の葉卷煙草

一・六〇
一・八〇
二・〇〇

(二) 紙卷煙草

一 英帝國の生産竝に製造のもの

二 英帝國の製造のみに止まるもの

三 其他の紙卷煙草

〇・八〇
〇・九〇
一・〇〇

(三) 其他の製造煙草(嗅煙草及シーガ!カッテイングスを含む)

一 英帝國の生産竝に製造のもの

二 英帝國の製造のみに止まるもの

三 支那製造煙草

四 其他各種

〇・八〇
〇・九〇
〇・九〇
一・〇〇

左記の煙草は課稅を免除す

(イ) 船用品

(ロ) 自用の爲旅客手荷物中にて開封の儘輸入する煙草但し局長の許可又は本令に依る規則所定の數量、重量又は價額を超えざるもの

揮發油

總ての揮發油

每ガロン

〇・二五^弗

備考

- 一 酒類は輸入品の外香港植民地に於て蒸溜、製造又は調製するものに對しても同率の課税を爲す
- 二 輸入酒類及煙草の關稅は英貨建にて徵收す即ち稅率の弗及仙は一志八片の等額として計算するコンヴェンショナル弗なるを以て香港通貨にて納付すべき實額を得んには右コンヴェンショナル弗に二十を乘じ之を前月に於ける香港上海銀行のロンドン宛參着拂寫替の賣平均建値に相當し且時々財務局長の定むる數字を以て除するものとす

二 自動車特別免許料

自動車輛にして警視總監が英帝國製品と認めざるものは當領に於ける最初の登録に關し當領に到着の場合に於ける原價、運賃及保險料込價格よりタイヤー及豫備車輪又は他の豫備部分品の價格を控除したるものの百分の二十に相當する特別免許料を普通免許料以外に賦課す

備考

- 一 右は一九三二年十月十三日公布の英帝國特惠令に依る
- 二 自動車輛は乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車、モーター・トラック、自動二輪車及自動三輪車を含む

第三項 輸出入の禁止制限

一、銀の輸出制限

銀の輸出制限に關しては一九三五年六月七日附左記規則の發布を見たるが右は從來銀貨等が支那本土より香港に密輸し更に外國に輸出せられ居りたるものを防止せんとする趣旨に外ならざるものとご解せらる

「何人たりとも一九三五年六月十五日土曜日の夜半以後は輸出入局長の裁量に依り許與せられたる輸出免狀に依る

に非ざれば支那以外の國又は地に當植民地より

- (一) 支那に於て鑄造せる銀貨幣又は
- (二) 香港植民地及支那以外の地に於ける精鍊所の生産品たる銀條以外の銀地金を輸出することを得ず

二、綿織物及人絹織物の輸入割當制度不採用に就て

一九三四年二月、日英兩國間に於て綿織物及人絹織物の輸出に關する市場協定の協議不調に歸したるを以て五月英國商相は議會に於て英領各植民地に對し右物品につき輸入割當制度採用方を提議せる旨聲明したるが當港にありては其の輸入品は殆ど全部再輸出せらるるものなるを將又附近に廣東、澳門等の競争者を控へ居る關係上到底之が實施は問題ならざるべし一般に觀測せられたるが果然當政廳は香港に於ける斯る種類の有用なる措置實行不可能なりとの政廳の意見に本國政府も同意なる旨の通牒に接したる趣を公表したりと云ふ

三、其の他の禁止制限

阿片の販賣は政府の專賣に屬し政府以外のものに依る一切の輸入は禁止せらる

危險藥品の輸入はジュネーブ條約の條項に依り規律せらる

各種の航空機及其の構成部分品、彈藥(完成品又は部分品)、各種武器及其の構成部分品及爆發藥(工業用以外のもの)の輸出は輸出入局長の明示許可を要し又之が藏置及移動に關しては一般警察及港務規則に従ふべきものとす

第二一節 香港の關稅行政機關

第一項 輸出入監督局の組織及職分

香港は一般には所謂自由港として知られるれど政廳に於ては阿片の專賣を行ひ、特殊貨物たる酒、煙草に付き輸入税を課するの外船舶貨物の取締を爲せり

香港には稅關と稱するもの無く只我國の稅關に相當するものにしては輸出入監督局在りて稅關に關する事務を管掌す

第一 組織及職分

一、監督官房

官房に於ける重要事務は總て輸出入に關する許可の處分にして其の許可は監督局長の名に於て爲し諸種の解釋に疑義あるときは監督局長之を決定す

二、庶務課

庶務課に於ては監督局長附隨の事務を處理し文書の發送受理を掌る外他課に屬せざる諸般の事項を取扱ふ

三、輸出入課

輸出入課に於ては輸出入許可申請書の受理内容の審査及許可書の下附等大體に於て監督局の主要事務を取扱ふ、許可書は元より局長の署名を要すれど特に重要事項に屬するもの外は内容の審査及其の許可は殆んど全部同課に於て處理す

四、酒 煙草 課

本課は阿片專賣並に酒、煙草の課稅に關する事務を掌理し次の三部に分る

(一)阿片 部

從來阿片の精製及販賣は阿片特許商をして請負はしめ其の特許料は政廳の重要なる財源なりしが其の特許期間の満了と共に一九一四年二月以降政廳は阿片の專賣を實施し監督局に移し其の事務を處理せしむるこゝにせり

(二)煙草 部

阿片專賣の結果當時收入減少したる爲之が補填の目的を以て一九一六年七月十四日煙草條例を制定し輸入煙草に對し平均二割五分の課稅を爲し同時に監督局をして之が實行の任に當らしめ其の收入を計り來りたるが更に一九二一年四月七日條例を改正して其の輸入税を約倍額に増率せり

(三)酒 類 部

煙草税と同じく阿片の收入を補足する目的を以て香港に於て消費せらるる酒類に課稅す

五、統計 課

輸出入許可申請書の中特殊のもの(阿片、煙草、酒は三通)の外は正副二通を要し副本は統計課に廻付を受け統計資料とす

輸出入監督局の執務時間は公休日を除き左記の通りにして時間外の臨時開廳なし

一、普通事務取扱時間

普通日 午前九時より午後五時迄

土曜日 午前九時より午後三時迄
(但し正午より午後一時迄は執務を休止す)

二、特別許可を要する時間

普通日 前に同じ

土曜日 午前九時より正午迄
(但し正午より午後一時迄は執務を休止す)

第二項 船舶貨物の取締

一、入 港

船舶入港したるときは船長は二十四時間内に港務局に入港届を爲すことを要し休日なれば開港の初日に遅滞なく届出づく届出と同時に船用品目録、旅客名簿、船舶の登録、最終仕出港名、積荷目録を添付すべし、又船長は前記書類の外に船舶、貨物その他必要なる事項の明細報告を提出することを要す

二、出 港

船舶出帆の準備を了したるときは其の旨を港務局に届出づ此の場合に支障なきときは港務局は出港免状を下附すると同時に先に供托したる書類を還付す而して出港免状の下附を受けたる後三十六時間内に再出港し難き場合は直ちに其の理由を届出づることを要す

尙英、米、佛、葡、其の他の諸國又は其の領土に寄港する船舶は出港の際に各國港務警官に對し一定の手数料、(英國六弗、米國五弗、佛國二十フラン、葡國四弗五十仙)を納付し健康證明書の下附を受く

三、罰 則

港務局長は適法且つ必要を認めたるときは命令を發し船長が正當の事由なくして故意に之を拒み、又は申告を偽り出港免状なくして出港したるときは二百五十弗以下の罰金を科し入港の場合には二百弗以下の罰金を科す

四、荷 役

日曜日には原則として貨物の積卸を爲すことを得ざれど特許を受ければ之を爲すことを得、特許申請は土曜日の午後一時迄に之を爲すべし緊急の場合に限り小切手を以て特許料を支拂ひ午後五時迄に願出ることを得
荷役の特許手数料は左の如し

登簿噸數四百噸未満の船舶	七十五弗
同 四百噸以上七百噸未満の船舶	百 弗
同 七百噸以上一千噸未満の船舶	百五十弗
同 一千噸以上二千噸未満の船舶	百七十弗
同 二千噸以上の船舶	二百弗

五、罰 則

日曜特許の規定に違反せば千弗以下の罰金又は一箇月以下の苦役に處せられ其の荷役を補助したる小蒸汽船、舢板、戎克及其他のものは五十弗以下の罰金又は十四日以内の苦役に處せらるるものとす

第三項 通關手續

香港は由來自由港なるが故に特殊貨物を除くの外普通貨物の輸出入に就ては統計材料蒐集の必要上届出の義務を課

しつづあるに止る故に其の手續も自ら簡單なり、只特殊貨物の外に禁制品の輸出入其の他に關して特例を設く

一、輸 出

香港より貨物を輸出する場合は輸出許可證にS/Oを添付し本船に差出し積込を開始す只危險品の積込に就ては輸出許可證の外に危險品荷役許可證を要し殊に高度爆發物の場合には此の外に民政長官の特別許可證を要す

輸出の際には輸出許可申請書二通を作り輸出入監督局に提出し一通は監督局に保管し一通は係官署名の上許可證として本人に下付す

輸出許可申請書には左記事項を記載するものこす

- イ、船名
- ロ、積込豫定日
- ハ、荷受主
- ニ、仕向地（仕向地は最も必要の記載事項にして事實貨物の到達すべき地を記載するものこし仕向地の決定は積荷目録に依つて證明せらる若し輸出入監督局長が必要と認めたるときは最終仕向地證明書の提出を命ずるものこす）
- ホ、荷印及番號
- ヘ、個數
- ト、品名
- チ、重量及數量
- リ、價格
- ヌ、最終荷受主
- ル、申告月日
- ヲ、申告者名

申請書は輸出入監督局長の査閱を経て差支なしと認めたるときは之に署名又は捺印の上申請者に返還せらる署名又は捺印せられたる申請書は許可證の効果ありS/Oには輸出許可證番號を記載するを例とす船舶に輸出許可證なきときは貨物に許可證と相違したるときは貨物の積込をなすことを得ず若し積込を了したるときは本船に於て之を保管するものこす

許可を受けたる貨物を積残したるとき又は許可證記載事項に変更を生じたるときは其の旨監督局に届出づべきものとす積出取消其の他の原因に依て輸出許可證の不要となりたるときは其の翌日迄に監督局に返還するを要す要之普通貨物の輸出手續はS/Oに輸出許可證を備ふれば足るものこす

二、輸 入

輸入手續も輸出の場合と同じく簡略にして一部の禁制品、其の他特殊貨物に對する課税又は制限規定を設く普通貨物の場合は左の事項を記載したる輸入許可申請書二通を輸出入監督局に提出し其の一通を許可證として下付せらる

- イ、船名
- ロ、入港月日
- ハ、積出人及積出地
- ニ、箇數
- ホ、荷印
- ヘ、番號
- ト、品名
- チ、重量又は數量
- 有税品たる酒類の輸入をなすには保税倉庫に庫入するを便し此の場合には荷受主のなすべき手續其の他の輸入許可申請の如きも普通貨物の場合と同じ而して庫出には酒類の輸入引取書を提出すべきものとす、保税倉庫に庫入せず本船より直ちに引取り輸入する場合は普通貨物に對する輸入許可申請書の外に同時に酒類輸入引取書を添付し提出することを要す、課税執照面には左の事項を記載するものこす

- イ、輸入時日
- ロ、所在場所
- ハ、本船入港日
- ニ、酒の種類
- ホ、荷印
- ヘ、數量(グラム)

前記兩場合共に輸出入監督局の監視嚴密にして保税倉庫より引取る場合には收入官吏の立會を要し本船より直引取の場合には積荷目録と照合を要す

煙草は大體酒類と同じ

第三節 澳門の消費稅及特惠關稅

第一項 消 費 稅

葡萄牙領澳門は元來自由地帯にして外國品並に葡國品の輸移入に對し大體關稅を徴收し居らず唯特定品に對して消

澳門の消費稅及特惠關稅

澳門の消費稅及特惠關稅

費稅の名目を以て徵收するもの之し之を經濟局に於て取扱ふものの如く左に其の數例を掲ぐるべし

澳門總督府令		品名	單位	稅率	備考
番號	日				
二八九一九三三	四月一日	ガソリン(火油)	毎リットル	〇・〇二五	一九三〇年五月十七日附總督府令第一二二號第一條規定のガソリンに對する稅率一リットルに付一仙二五なる處納稅人に擔稅力あると右稅率が低稅にして之を引上げるも其の商業上妨礙なきと國庫の増收を計る必要あるとに由り引上げたりと云ふ
二九〇一九三三	四月一日	乗合及貨物自動車用 タイヤ 「完全鐵質輪」 自動車用 自動自轉車用 タイヤ 自動自轉車用 タイヤ 自動自轉車用 タイヤ 自動自轉車用 タイヤ	每箇	五・〇〇 〇・五〇 八・〇〇 四・〇〇 〇・四〇 三・〇〇 〇・三〇 〇・三〇 〇・三〇 〇・二〇	本品の在澳門消費者は利得する所あるを以て消費稅を設定するも澳門經濟狀況に支障なく且納稅人に擔稅力あると新稅徵收の必要あるとに由り本稅を新に制定せりと云ふ 本品積載船舶(戎克を含む)の船長は澳門に入港後五時間以内に本品の積荷目録を提出すべく又其の輸入商は本品到着後二十四時間以内に其の旨届出を要し右何れの場合も違反者に對し五十元乃至百元の罰金を課し消費稅を納付せざる者は十倍の科罰に處す但し五百元を超えず、尙再輸出品は免稅し又經濟局検査員は本品の検査權を有する旨の規定あり

澳門の消費稅及特惠關稅

澳門總督府令		品名	單位	稅率	備考
番號	日				
三二〇一九三四	一月一日	外國產煉瓦	每箇	〇・〇三五	煉瓦及瓦製造は澳門に於て最も盛況を呈しつつある一工業なるを以て之が保護の爲外國輸入品に對して課稅するに至りたるもの如し
三三九	同	外國產烈酒	每リットル	一・〇〇 一・五〇	引上
三四〇	同	外國產皮着又は靴の燒きたるもの又は粉狀のもの	每疋	〇・一五 〇・二〇	引上
三六七	同	外國產セメント	每疋	〇・〇一	昭和八年(一九三三年)十一月二日附在香港總領事報告に依れば在澳門グリーン・アイランド・セメント會社工場(在香港同會社分工場にして年産額約三萬噸)保護の見地より每樽一弗七十仙、每袋一弗四仙の稅率を設定し一九三四年一月初より實施をなすことを決定せりとのことなるを以て更に右を引上げたるものなるべし
三六八	同	外國產白麥酒 外國產黑麥酒	每壘	〇・〇八八 〇・〇六六	引上
四一一	同	外國產小盒每箇	八文三厘		昭和九年十二月七日附在香港總領事代理の報告に依れば澳門に三燐寸工場ありて合計約二萬の職工

第三章 比律賓の關稅

第一節 關稅制度

第一項 關稅政策

一八九八年八月米國の比島領有以後比島に於ける關稅政策は米比兩國の貿易を増進助長せんが爲自由通商を目標として漸次歩武を進め(一)普通關稅實施期、(二)特惠關稅實施期及(三)制限付自由通商期の三期を経て一九一三年十月遂に目標せせる(四)絶對自由通商期に到達し比島に在りては米國品の比島輸入を無稅とし且仕向地の如何を問はず輸出税を完全に撤廢し米國側に於ては比島生産品は其の外國原料含有量が價格の二十%に相當するものを除き米國及其の領土への無稅輸入を許容したるを以て比島の對米貿易は之を右四期に區分し百分率を以て表示すれば左の如く逐次多大なる増進を結果したる處

	第一期	第二期	第三期	第四期
輸 出	一八九一年—一九〇二年 一三二・二六%	一九〇三年—一九〇九年 三一・四四%	一九一〇年—一九一二年 三四・四四%	一九一三年—一九一四年 四四・八〇%
輸 入	七二・二二	一一・二二	三九・五〇	一九一三年—一九一四年 四九・六四 一九一五年—一九一六年 五八 一九一七年—一九一八年 六五

比島が尙未だ原始産業國にして工業國たる地位に達せざるを以て従來は米國品に脅威を與へざる限り他國の輸入品に對して防遏的措施を採るに至らざりしが本邦品の輸入が漸次増加し特に最近其の進出著しく例へば一九三四年の如き

比島輸入總額一億六千七百二十一萬ベソ中本邦品の輸入額は二千六十九萬ベソを以て米國品の一億八百七十五萬ベソに次ぎ百分率を以て連年の趨勢を米國品輸入額に對照表示すれば左の如きものあるを以て

日米輸入額百分率對照表

	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
米	四・五三%	六・九二%	六三・五一%	六二・六五%
日	四・八九%	八・一一%	一〇・五一%	一一・〇六%

	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
米	六三・五一%	六二・六五%	六四・六一%	五八・二九%
日	八・一一%	一〇・五一%	一一・〇六%	七・七五%

近年主として之が防止を意圖せる關稅政策の展開を現出し關稅改正は次第に頻繁に行はるるに至りたるを以て以下之を略敘することにすべし

一九三一年二月には本邦より輸入多きセメントの輸入税を二倍に引上げ七月には同じく電球中自動車用のものを一般電球(從價稅率十%)より區別し自動車部分品として從價稅率二十五%を適用し又農產品保護の議壇頭し米作獎勵の爲一九三一年十一月佛領印度支那を主とし其の他暹羅等より輸入多なる米の輸入税を每百疋一弗五十仙より二弗五十仙に改正し(一九三三年一月施行)、一九三二年九月には米國政府の訓令に基きたる

(一) 爲替關稅法案(比島關稅定率法中「關稅の納付」に題せる第六節、「仕入書」に題せる第十六節乃至第二十節中の第十六節乃至第十八節を改正して輸入する商品の爲替換算價格下落の爲生じた關稅收入減少の補填を目的とし仕入書價格を常時に於ける爲替率即ち本法案中に規定せる各國貨幣換算率例へば日本金一〇〇圓を九九七〇ベソ又は米貨四九八五弗に換算せんとするものなり)

(二) 不當廉賣防止法(新規の制定に係り大藏長官は不當廉賣を認むる外國商品の輸入を拒絶し又は成規の輸入税の外特別關稅の納付に依りて之が輸入を許可することに得る旨を規定せるものなり)

三、從價稅制限撤廢法案(比島關稅定率法中「稅率」に題せる第八節より從價一〇〇%を超えたる關稅を賦課するを得ざる旨の制限規定を削除せんとするものなり)

の三法案が比島上院に提出せられ夫々議會を通過し總督及米國大統領の裁可を経て十二月二十一日附總督の布告を以て公布し即日施行を見たるが石の中特に本邦品の關係大なるものは第一の爲替關稅法にして本邦品に對して十割以上の關稅を増課することに爲に相當の打撃を加へられたるものなり

次で一九三二年十二月に於ては比島產業保護助長關稅增收並に現行稅率の單純化を目的とせる六十九稅目に亘る一般關稅引上案議會を通過し同月八日總督之を裁可し翌一九三三年二月二十七日公布實施せられたるが當時の聲明に依れば右關稅率改正の結果は島内農產業の發展及保護に效果的なるに他方生絲及絹絲並に家内工業原料品の稅率引下及綿製品關稅率を据置しなしたる等比島市民の生活費を昂騰せしめざる様努めたりこのことなるも右改正中には本邦にミり關係大なる玉葱及馬鈴薯、豆類等の外靴、人絹布其の他の人絹製品、麥酒、貝鈕釦、玩具、帽子等の如き多數の工業品をも包含せるを以て本邦品の輸入防遏を企圖したるものと觀測せらるる次第なり、尙一九三三年中比島議會は比島關稅委員會なるものを設け其の進言に依り總督が輸入稅率の伸縮をなし得べき法案を通過せるも總督は憲法違反の理由に依り之を拒否したり

一九三四年に入りては前記一般關稅引上より除外せられたる綿布其の他の綿製品について本邦品が顯著なる進出に依り米國品の優越地位を凌駕せんとする形勢を示せるを以て米國筋に於ける右等諸品に對する關稅增課の策動行はれ七月十六日開會の比島議會に對する總督の教書に於ては特に關稅及貿易問題に關し數年來の米比貿易關係を説き之が相互に利益を齎したるも最近の情勢は必ずしも然らず比島產品の對米輸出は増進すれども米國品の對比輸入は漸減の傾向を辿り此の事實は米國市場に於ける比島の權利利益を比島及米國相互の擁護せんとするものに對し障害となり易

きものなる處米國市場に於ける比島產品の寛大なる取扱を享受せんとする主張は比島に於ける米國重要輸入品の競争品目に對し輸入關稅の引上に依り有力なるを以て議會は本件に關し慎重なる考慮を拂はんことを切望する旨を説述したるを以て主要本邦品を目標せざる綿布、綿製品、陶磁器、硝子製品其の他雜貨類、建築用鐵材、罐詰食料品等の關稅増課案を特別關稅審議會の審議に付し又禁止的高率關稅政策、割當制度施行等に關しても準備を進めたるが如く傳へられたるが十月九日總督は米國政府の意嚮もあり米國品擁護の爲の關稅引上を行はず又伸縮關稅獨裁權付與案も今期議會には提出せず單に比島産業保護上必要の關稅改正のみに限定する旨聲明し次で總督は右目的の關稅引上案を下院に送付したるも反對論多く結局十一月六日下院議長及歳入委員長は今期議會中關稅改正に手を着けざる旨を發表したり

今一九三五年に於ては六月中外國麥酒の輸入防止に比島産麥酒の保護を目的とし現行稅率に數倍する高率への關稅修正案上院に提出せられ又本邦製綿布の比島市場への進出愈々優勢を示し一九三三年及三四年に於ける日米兩國品の輸入百分率を對照すれば左の如く

一九三三年	輸入總量	一億平方メートルの内	米國品	六七%	日本品	二三・五%
一九三四年	同	一億四百萬平方メートルの内	同	四七%	同	五二・〇%

を算し一九三五年に入りては右比率更に増加せり傳へられ米國側の脅威を感じるに甚しく米國上院に於ては一議員より比島市場に於ける米國綿業保護に關し比島政府が米國綿製品品の輸入に絶對的保護を加ふべきことを期待する旨の決議案提出せられ比島に在りては總督は七月九日比島議會に對し關稅引上問題に關して大要左記趣旨の教書を發したり

「現行關稅率に於ては比島に輸入せらるる外國商品中或る種品目は米國品を驅逐し米國側の蒙むる打撃甚大なり、綿

布のみに付て云ふも米國品は一九三二年中比島全輸入數量の七二%なりしものが一九三三年には六七%、一九三四年には四〇%に減じ更に本年上半期には三八%に減じ居れり、右は米國當業者並に一般を甚しく刺戟したる所なるが米比通商關係の調整は先づ綿布其の他に對し高率關稅を課し以て米比兩國の利益保護の爲の應急手段を執るべきなり、綿布問題解決案としては米國側綿布を一九三四年以前の比島市場に於ける平均數量迄回復せしむるにあり依て右考慮の上至急適切有效の手段を講ぜられ度」

次に比島獨立問題に關聯せる米比兩國間の將來の通商關係につき略説せんに比島民の多年の翹望に拘らず一九一六年制定のジョーンズ法施行以來遷延を重ね來りたる比島獨立問題は茲に解決の緒に着き所謂タイディングス・マツクダフイ法案として比島獨立法案が一九三四年三月米國議會を通過し同月二十四日米國大統領の裁可を經、五月一日比島特別議會の受諾するところとなり同月十四日舉行の一般投票に依る人民の過渡期憲法の批准を了したるを以て來る十一月には比島新共和政府の開始を實現すべく期待せられ居る處本問題の斯る急轉回を見るに至りたるは一九二九年紐育株式恐慌に起因せる世界經濟恐慌の襲來に依り米國の不況深刻を極めたるに促され(一)米國糖業資本家、酪農業者等が比島より無制限に増入する砂糖、椰子油等の壓迫を防遏し、(二)比島勞働者の米國入國を阻止して米國勞働者を擁護せんとするに出でたるもの一般に觀測せられ即ち比島獨立法に於て右要求を制度化し其の通商關係に關するものは第六條に於て左の如く規定せられあるを見るなり

- 一 何れの曆年に於ても比島より米國へ輸入する精糖は五萬噸、粗糖は八十萬噸、椰子油は二十萬噸、織絲線繩索類(マニラ麻又は其の他の硬質纖維より成るもの)は三百萬ポンドを天々超過するときは何れも外國品と同率の輸入税を賦課す

- 二 前記の物品を含む米國への無稅輸入品に對して比島に在りては新政府の開始後第六年目に於て米國輸入稅率の五

%に相當する輸出税を賦課し毎年5%を遞増し第九年目を終了したるときは25%とす

三 比島が自由獨立となりたる後に於ては米國への比島輸入品は外國品と同率の輸入税を賦課す而して比島は其の後にあらざれば米國品に對して輸入税を賦課するを得ざるものとす

本邦品の輸入防遏を主たる目標とする比島の關稅政策が前述の如き經過を取りつつある一方に於て比島獨立問題が右の如き解決を告げ其の對米通商關係が獨立實施早々重要輸出品に制限を加へらるる等一大變革を來し比島が經濟上並に財政上に於て多大の困難に當面すべく豫想せらるるに付ては斯る難局打開の工作上自然比島の關稅政策は從來の態様に對し何等かの修正を加ふべき必要に迫らるるものあるやに看取せらる

第二項 關稅率

一、輸 出 稅

輸出税は米國の比島領有前に在りては其の歲入の一部にして米國統治下に於ても一九一三年迄繼續せられたるが米國向比島產物に對して一九〇二年三月輸出税を輕減したるは比島に於ける米國商業政策の發展上米國議會の採りたる最初の一段と稱せられ一九〇五年三月には米の輸出税を撤廢し一九〇九年八月五日の比島關稅定率法に依り輸出税を課すべき比島產物の數はアバカ(マニラ纖維)、砂糖、コブラ、製造又は未製造煙草及煙草の中骨、クリツピング並に其の他の屑煙草の五重要輸出品に減少せられ、尙同法律は米國又は其の何れかの領土へ其の使用及消費の爲比島より直送する一切の比島產物に對する輸出税の一般的禁止をも包含し次で一九一三年十月三日の法律を以て一切の比島輸出税の完全なる廢止を規定し而して此の無稅輸出政策は一九一六年比島自主法に依りて一層強化せられたるが右は

同法律が比島の爲の關稅立法權を比島立法部に付與したるも輸出税の賦課は之を禁止したるに依るものとす

二、輸 入 稅

現行輸入税は一九〇九年比律賓關稅定率法に一九一三年十月三日、一九二二年九月二日及一九三〇年六月十七日の合衆國關稅定率法並に比律賓立法部の種々なる法律に依り改正を加へたるものにして最近の改正は一九三三年二月二十七日公布施行のものなるを以て右改正をも包含せる比島官邊の一九三三年出版の關稅定率法中主として本邦及本島輸出品に關係多き稅率を抄録すれば左の如し

比律賓輸入稅率表 (抄録)

(備考) 從量稅率の單位が重量なる場合特に規定なき限り正味重とし又其の弗は米國通貨とす

第一類 石、土、硝子及陶器

品 名	稅 率	
	單 位	弗
第一節 石及土		
六 土		
(イ) 耐火粘土、石灰及ローマン・セメント、ポルトランド・セメント並に其の他の水硬セメント	總量每百磅	〇・六五

一〇 陶器瓦	同	總量每百疋	〇・四五
(イ) ワニスを施したるもの(裝飾せざるもの)	同		一・二〇
一 陶化せると否とに拘らず釉藥を施し、琺瑯又は裝飾を施したるもの	同		〇・四五
(ロ) 磁器、ピスク、フアヤンス、陶器、石器及其他別掲せざる陶磁器	同		一・二〇
(イ) 濾過器及衛生建設物用たることを明示する形跡を有する物品並に其の部分品と認め得るもの	同		一・二〇
(ロ) 普通の壺、壺、埴塙、キューベル、庖厨具及花瓶(鍍金、彩色、エナメル又は裝飾せざるもの)	同		一・一〇
(ハ) 別掲せざるもの(鍍金、彩色、エナメル又は裝飾せざるもの)	同		一・一〇
(ニ) 皿、食卓用具又は別掲せざるものにしてエナメル又は無地淡色を施したるもの但し鍍金、彩色又は裝飾せざるもの	同		二・〇〇
(ホ) 皿、食卓用具又は別掲せざるものにして彩色、鍍金、又は裝飾したるもの	同		二・五〇
(ハ) 精巧なる裝飾を施したる器具(花瓶、花立及裝飾用品、小像、ハイ・エンド・バス・レリーフ、竝に薩摩、セーヴル及類似の精巧磁器、裝飾したると否とを問はず)	同		四・〇〇
(イ) 第三節 硝子及同製品	同		五・〇〇
一八 板、スラブ及類似の形状の硝子又はクリスタル	同		一・六五
(イ) 舗道又は屋根用スラブ、コイン又はブリズム	同	總量每百疋	二・五〇
(ロ) 窓用及類似の目的用のロールド、シリンドラー、クラウン及シート硝子にして(プレート硝子にあらざるもの) 研磨、斜角、彫刻、酸腐蝕、着色、裝飾、焼戻、鉛嵌入又はフロストせざるもの	同		四・〇〇
(ハ) 前項と同一のものにして研磨、斜角、彫刻、酸腐蝕、着色、裝飾、焼戻、鉛嵌入又は無地若は模様フロストせるもの及プレート硝子(研磨、斜角せると否とを問はず)	同		五・〇〇
(ニ) 彫刻又はエナメルせる各種の硝子	同		五・〇〇

一九 各種の鏡	同		三五%
(イ) 縁を有するもの又は裏打したるもの(材料の如何を問はず)又は縁を有せざるもの及裏打せざるもの、縁及裏打の價格を含む	同		三五%
(ロ) 二〇 其の他の硝子製品	同		三五%
(イ) 眼鏡、鼻眼鏡及塵除眼鏡並に其のレンズ、嵌込みたると否とを問はず、嵌込費を含む	同		二五%
(ロ) 花立、花壺並に化粧及裝飾目的の類似品、カット、採色、琺瑯又は鍍金を施さざるもの	同		四〇%
(ハ) 前項と同一のものにしてカット、採色、琺瑯又は鍍金を施したるもの	同		六〇%
(ニ) 粉末又は粉碎したる硝子	同		二五%
(ホ) 別掲せざる製品(硝子が主要價格の構成材料たるもの)	同		三五%

第二類 石炭、片岩、瀝青及其の生成品

品名	稅率	
	單位	弗
第一節 石炭		
二一 石炭及コークス	總量每千疋	〇・二五

第三類 金屬及同製品

品名	稅率	
	單位	率
第二節 鑄鐵		
二六 鑄鐵製品		
ベイントしたると否とを問はず、但し塗り又は裝飾し若は研磨し又は旋盤に掛けたるものを除く		
條竿、桁、板、爐の火床、圓柱及管		
其の他のもの		
(イ) 同	總量每百疋	〇・三五
(ロ) 同	總量每百疋	〇・七五
第三節 鍊鐵及鋼		
三二 鍊鐵又は鋼の大形のもの(條竿、桁又は薄板より成り、建設用のものにして穿孔し又は所定の形に切りたるもの、結合したると否とを問はず)		
四二 雙物		
(イ) 肉屋・靴工・馬具工・鉛管工・ペンキ屋用、剪枝用及接芽用ナイフ、草・庭・離用、剪枝用及羊用大剪刀、魚釣針		
庖厨・パン及チーズ用ナイフ、柄が普通木又は鐵製にして漆を塗りたる否とに拘らず他の金屬を以て被覆せざる食卓用ナイフ及フォーク、普通鋏又は大剪刀(生地のもの、グレイズしたるもの又は漆塗のもの)		
携帯用雙物、狩獵用及鞍附ナイフ、佩劍及同部分品、剃刀及其の他の雙物、別掲せざる鋏及大剪刀を含む(金又は銀にて被覆したるものを除く)		
仕込杖及類似のもの及刀身を隠せる武器		
(ハ) 同		一・二五
(ニ) 同		一・五%
第四節 銅及其の合金		
四六 銅及其の合金にして條竿、筒竝に管若は薄板状のもの、又は銅の合金にして塊及鑄塊状をなすもの、上記のものは何れもムント・メタルを含む		
同		八〇%
同		三〇%
同		二〇%
同		一五%
同		一〇%
同		一〇%

第四類 製藥及化學工業に使用する物品、藥材、化學藥、顔料及ワニス

品名	稅率	
	單位	率
第二節 顔料、ベイント、染料及ワニス		
六四 染料、鞣皮用樹皮及タンニン越幾斯にして別掲せざるもの		
(イ) 木材、樹皮、根、漿果、果實、葉及其の他類似の天然産物にして染料用又は鞣皮用若は越幾斯製造用のもの		
(ロ) 前項物品の越幾斯にして染料用又は鞣皮用のもの及カッチ(其の形状の如何を問はず)		
(ハ) コチニール、藍(天然又は合成のもの)、石炭より誘導したる顔料及別掲せざる化學的ダイ・カラー		
但し本法施行後五年間本號(イ)項に分類する物品は之を比律賓に輸入するときは無稅とす		
同		三〇%
同		一五%
同		一〇%
第三節 化學的及製藥學的生成品		
七二 無機鹽		
(イ) 硫酸アンモニウム及硫酸加里、鹽化加里、磷酸石灰及過磷酸石灰、硝酸加里及硝酸曹達並に其の他の化學肥料及人造肥料		
同		五%
七九 生物學的及製藥學的生成品		
(イ) 血清、ワクチン、病菌、血漿及細菌にしてキャブシユール、丸藥、錠劑、菱形錠、ツロ		
(ロ) 一ツ錠劑、アムプール、テニユーブにて又は他の同等の容器にて輸入するもの		
製藥品、調製藥、硬膏及膏布、及空のキャブシユール(何れも別掲せざるもの)		
同		二〇%
同		三〇%

第四節 油、脂、蠟及其の生成品

八一 不揮發性植物油(落花生油を除く)にして固體及液體のもの
 每容器の重量(内容をも含む)二斤を超えたる容器入のもの
 (イ) 其の他の容器入のもの、家傳のものたる否とを問はず(他物と混合したるもの又はキ
 ヤプシユール入のものを除く)
 (ロ) 同

從	價
一五%	

第五節 雜 品

九〇 各種の燐寸及燐寸軸木

直接容器の 重量共毎斤の	〇・二〇
-----------------	------

第五類 綿及其の製品

品 名

名

稅

率

第一節 屑 綿

九一 屑 綿

單位	弗
----	---

第二節 織絲、縫絲及繩索

九二 別掲せざる織絲

九三 織絲又は縫絲

從價	一〇%
----	-----

從價	一五%
----	-----

九四 縫用、編用、かがり用又は刺繡用のもの及マーセイイズしたる織絲又は縫絲
 縫絲又は線(帆及袋縫用)、索及繩、漁網、蠟燭及燐寸製造用心
 九五 ハムモック、テニスネット及別掲せざる網製品
 九六 フェルト、打綿及綿織絲製の布帯並に雜巾帯

同	二五%
同	二〇%
同	四〇%
同	一五%

第三節 織 物

本類に屬する織物にして諸種の原料を交へブロセシ、刺繡し、トリムし又は仕上げたるものは總て一般規定第二條乃至第十一條に定むる所に依り相當の附加税を課す
 織物にして色絲を以て縁を織りたるもの及幅十耗を越えざる色縞縁のものは染色絲を以て製造したるものと看做さず

九七 織 物

平織にして紋織にあらざるもの、起毛したると否とを問はず、毎百平方メートル重量八
 疋又は夫れ以上のもの

絲數十八本迄のもの

絲數十九本乃至三十一本のもの

絲數三十二本乃至三十八本のもの

絲數三十九本乃至四十四本のもの

絲數四十五本以上のもの

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)

但し本號に分類する織物にしてスタンプし、捺染し又は染色絲を以て製造したるものは
 三〇%の附加税を課す

尙本號に分類する刺繡織物は稅率從價二五%を下ることなし

又右刺繡織物は決定せる稅額を基礎として計算し稅率が從量たると從價たるとを問はず
 本法に依り適用すべき總ての附加税を課す

每疋	〇・一〇
同	〇・一四
同	〇・二〇
同	〇・二六
同	〇・三二

比律賓の關稅

九八

前號と同一のものにして毎百平方メートル重量八疋未満のもの

絲數十八本迄のもの

絲數十九本乃至三十一本のもの

絲數三十二本乃至三十八本のもの

絲數三十九本乃至四十四本のもの

絲數四十五本以上のもの

但し本號に分類する織物にしてスタンプし、捺染し又は染色絲を以て製造したるものは四〇%の附加税を課す

尙本號に分類する刺繡織物は稅率從價二五%を下ることなし

又右刺繡織物は決定せる稅額を基礎として計算し稅率が從量たると從價たるとを問はず

本法に依り適用すべき總ての附加税を課す

綾織物又は紋織物、起毛したると否とを問はず、毎百平方メートル重量十疋又は夫れ以上のもの

絲數十八本迄のもの

絲數十九本乃至三十一本のもの

絲數三十二本乃至三十八本のもの

絲數三十九本乃至四十四本のもの

絲數四十五本以上のもの

但し本號に分類する織物にしてスタンプし、捺染し又は染色絲を以て製造したるものは三〇%の附加税を課す

尙本號に分類する刺繡織物は稅率從價二五%を下ることなし

又右刺繡織物は決定せる稅額を基礎として計算し稅率が從量たると從價たるとを問はず

本法に依り適用すべき總ての附加税を課す

(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ) 九九

一一〇

每 疋

〇・一八
〇・二〇
〇・三四
〇・四〇
〇・五〇

同 同 同 同 同

〇・一四
〇・一八
〇・二四
〇・三〇
〇・三四

一〇〇

前號と同一のものにして毎平方メートル重量十疋未満のもの

絲數十八本迄のもの

絲數十九本乃至三十一本のもの

絲數三十二本乃至三十八本のもの

絲數三十九本乃至四十四本のもの

絲數四十五本以上のもの

但し本號に分類する織物にしてスタンプし、捺染し又は染色絲を以て製造したるものは四〇%の附加税を課す

尙本號に分類する刺繡織物は稅率從價二五%を下ることなし

又右刺繡織物は決定せる稅額を基礎として計算し稅率が從量たると從價たるとを問はず

本法に依り適用すべき總ての附加税を課す

一〇一 各種ビケ

但し本號に分類するものは稅率從價三〇%を下ることなし

一〇二 綿製ブランケット

スタンプし、捺染し又は染色絲を以て製造したるもの(連製のもの)

其の他のもの(連製のもの)

但し綿製ブランケットにして單製又は二枚續のものはヘムを取り又は縁縫したると否とを問はず本號に依り從價三〇%の附加税を課す

一〇三 ブラッシュ、天鵞絨及其の他のパイル織物(タオル及浴用衣を除く)、一般規定第六條に依るもの

一〇四 パイル織物製の浴用衣及タオル

一〇五 メリヤス製品、一般規定第六條に依るもの

從 價

〇・五〇
二五%

比律賓の關稅

一一一

比律賓の關稅

(イ)	連製のもの	從	價	二〇%
(ロ)	ジャージー、肌着、袴下、長短靴足袋	同	同	二五%
(ハ)	其の他のもの	同	同	三五%
	但し本號に分類するものにして刺繡したるものは各該當條項に依る決定せる稅額を基礎として計算し三〇%の附加稅を課す			
一〇六	網布、一般規定第六條に依るもの	每	疋	〇・五六
	平織のもの又は織機にて紋様を現はし又は刺繡したるもの但し本號に分類するものは稅率從價三〇%を下ることなし			
	尙同一品にして織成後織機外に於て刺繡し又は紋様を附したるものは該當項目に依り六〇%の附加稅を課す			
	又刺繡が金屬製の絲より成るものは八〇%の附加稅を課す			
	此等の附加稅は適用すべき稅率が從量たるを從價たるを問はず決定せる稅額を基礎として計算す			
一〇七	レース及ブロード、一般規定第六條に依るもの	同	同	〇・五〇
(イ)	レース・カーテン、ベッドスプレッド、枕覆及ベッド・セット（ヘムを取らざるもの、ヘムを取りたるもの又は縁縫したるものにしてノッチング・レース・カーテン又はウォール・マシンのもの）	同	同	〇・五〇
(ロ)	其の他のもの	同	同	〇・五〇
一〇八	地 氈	從	價	六〇%
一〇九	タペストリーと稱する織物	同	同	三〇%
(イ)	連製のもの	每	疋	〇・二〇
(ロ)	仕 上品	同	同	〇・三〇
	但し本號に分類するものは稅率從價四〇%を下ることなし			

一一二

一一〇	ランプ心	直接容器的重量共每疋	〇・一五	
一一一	トリミング、リボン、組紐及平紐（一般規定第七條参照）	同	〇・二〇	
(イ)	平紐、靴紐	同	〇・五〇	
(ロ)	其の他のもの	同	〇・五〇	
	但し本號の(ロ)項に分類するものは稅率從價三〇%を下ることなし			
一一二	短靴紐及コルセット紐	同	〇・三五	
一一三	馬の肚帶、サドル・ガス、手綱、ホールター及ブリツドル	從	價	二五%
一一四	第一一三號に掲げたる物品製造用のリボン又はバンド	同	一五%	
一一五	綿織物と結合せる防水布又はカウチャック布及彈性護謄絲を以て製造せる彈性綿織物並に其の製品	同	二五%	
一一六	別掲せざる綿製品	同	二五%	

第八類 絹、レイヨン及其の他の合成織物並に其の製品

品 名	稅 率	
	單 位	弗
第一節 屑及紡きたるもの		
一四二 屑生絲、紡績絹絲、眞綿及縫絲		

比律賓の關稅

一一三

比律賓の關稅

一一四

(イ)	層生絲	從價	二〇%
(ロ)	紡績絹絲、撚らざるもの	直接容器的重量共每担の價	一・五〇
(ハ)	眞綿及撚絲	從價	三〇%
(ニ)	織絲及縫絲(縫用、編用、カガリ用又は刺繡用のもの)	同	三五%
但し本號(ロ)項に分類する物品は稅率從價二五%を下ることなし			

第二節 織物及絹製品

一四三 絹反物
一四四 製 品

(イ)	レース、絹の割合の如何を問はず	同	六〇%
(ロ)	其の他のもの、全部又は主要價格が絹より成るもの	同	五〇%

第三節 レイヨン製品及其の他の合成織物

一四五	纖維、織絲及シート	從價	三〇%
(イ)	ファイラメント、纖維、ストリップ、バンド、シート	同	五〇%
(ロ)	織絲及縫絲	同	六〇%
一四六	レイヨン織物及製品並に其の他の合成織物	同	六五%
(イ)	織物及編物、網布及バイル織物(反物)	同	
(ロ)	製品(全部又は主要價格がレイヨンより成るもの)及其の他の合成織物	同	

但しレイヨン絲を含む織物又は其の他の合成織物にして經緯に於て數へらるる絲の數が織物を組成する全絲數の五分の一を超えたるときは比律賓關稅定率法に於て反對の規定あるも本號に依り課稅す

第九類 紙及其の製品

品	品名	單位	稅率
一四九	各種の紙、ベースト・ボード、カード・ボード、プリストル・ボード、藥板紙及バルブ・ボード	單位	
(イ)	有罫のもの及印刷又は石版刷樂譜表裝したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず	從價	二〇%
(ロ)	無線電信用ウォール・ポケット及安全器	同	二五%
(ハ)	印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの	同	三五%
(ニ)	前項と同一のものを物品に製造し別掲せざるもの	同	四〇%

第十一類 動物及動物製品並に屑

品	品名	單位	稅率
第二節	皮革、皮革製品、腸及屑	單位	

比律賓の關稅

一一五

一七七 靴類

(イ) 護謨、植物纖維及カンバス製のもの
 牛皮、馬皮、羊皮及豚皮並に其の模造品製のもの
 其の他のもの(爬虫類皮製靴及絹以外の材料製スリッパ及サンダルを含む)
 前項と同一のもの(絹、レイヨン及其の他の合成織物製のもの)
 但し本號(イ)に分類するものにして皮革、絹又は其の模造品を含むときは其の割合を問はず本號の相當項たる(ロ、ハ又はニ)項に依り課税す
 又本號(イ、ロ、ハ及ニ)項に分類する物品の稅率は夫々從價二〇、四〇、四五及五〇%を下ることなし

每足	同	同	同	同
	〇・二五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇

第十二類 器具、裝置、機械、車輛及船舶

品

名

稅位 率 弗

第二節 裝置及機械

一九〇 電氣及電氣工業機械、裝置及用具

(イ) 發電機、發電裝置、交流發電機、電動機及別掲せざる類似の機械、變壓機及蓄電池、配電盤及開閉器、弧光燈、電話機及電信機、電扇、電氣信號機及呼鈴器、電流計、電壓計、電力計及類似の計量器具、乾及濕電池及上記各品の部分品並に其の配設に專用するもの、電氣用のみの碍子及絶縁用合成物並に材料、炭素及白熱球並に管

從價 一五%

(ロ) 調理・冷凍及加熱裝置並に器具、シャンデリヤ、机用ランプ、懐中電燈、火熨斗、織附用鏡及毛捲鏡、熱焼灼及燒灼器具、外科・齒科及所謂電氣帶をも含む治療科器具、X光線機械、振動器具、電氣鍍金具、シガーライター、其の他の器具及物品にして電氣工業・熱電氣・流電氣又は電磁力の應用又は發生に關聯して使用するもの並に別掲せざる上記各品の部分品
 (ハ) ラヂオ裝置及部分品並に附屬品

同 同 二五% 三〇%

第三節 車輛

一九五 自動車

商品運搬用のもの
其の他のもの

(イ) 自動車部分品及附屬品(タイヤ、ランプ及號筒を含む)

(ロ) 自動車、三輪車、自動自動車、部分品及其の附屬品(タイヤ及ランプを含む)

從價 一五% 二〇% 二五%

第十三類 榮養物

品

名

稅位 率 弗

第三節 豆類、野菜、果實及堅果

二二六 乾豆、豌豆及其の他の豆類

比律賓の關稅

一一〇

二七五	ペン(別掲せざるもの)、針(外科用針を除く)、普通のピン並に安全ピン、フック・エンド・アイ、鈕釦用リング並にフラスナー、かがり用針及ヘアーペン、上記のもの何れかにして普通の金屬製のもの(金又は銀を以て被覆したるものを除く)	從價	二・五%
二七六	各種の時計鎖附屬品及各種の裝飾品(金又は銀、若は鍍金又は鍍銀若は其の主要價格の構成材料が琥珀、ジェット、玉、龜甲、珊瑚、象牙、メアシャウム又は眞珠母貝より成るものを除く)	從價	二・五%
二七七	琥珀、ジェット、龜甲、珊瑚、象牙、メアシャウム及眞珠母貝	直接容器的重量共毎斤	一・七五
(ロ)(イ)	細工せざるもの又は嵌入の爲切り又は小珠用として孔を穿ちたるもの	從價	一・五%
(ロ)(イ)	細工したるもの、別掲せざるもの	同	四〇%
二七八	角、骨、鯨骨、セルロイド及上記のもの何れかの模造品、又は第二七七號に列擧せざるもの何れかの模造品	同	同
(ロ)(イ)	細工せざるもの	直接容器的重量共毎斤	〇・三〇
(ロ)(イ)	細工したるもの、別掲せざるもの	同	一・五〇
二八〇	鈕 釦	同	〇・一五
(ハ)(ロ)(イ)	眞珠母貝製	同	二・五〇
(ハ)(ロ)(イ)	骨、陶磁器、合成物、木材、鋼、鐵又は類似の材料製のもの	同	〇・三〇
(ハ)(ロ)(イ)	其の他の材料(金、銀又は白金又は鍍金若は銀鍍したるものを除く)製のもの	同	〇・五〇
二九三	但し本號(イ)項に分類するものは稅率從價五〇%を下ることなし 又本號(ロ)又は(ハ)項に分類するものは稅率從價二五%を下ることなし	同	同
二九三	面、紙帽子並にケイン、人造クリスマス・ツリー、クリスマス・ツリー用裝飾品、玩具車輛並に別掲せざる其の他兒童用小車輛及實用に供せられず玩具用としてのみ使用する小形物品を含む遊戯具又は玩具	同	〇・一五

二九五	雨傘及日傘	每箇	〇・二五
(ハ)(ロ)(イ)	紙にて被ひたるもの	同	〇・七五
(ハ)(ロ)(イ)	絹、レイヨン又は其の他の合成織物にて被ひたるもの	同	〇・三〇
(=)	其の他の布帛にて被ひたるもの	從價	四〇%
二九六	骨組の完全なるものにして被はざるものは柄を附したると否とを問はず	從價	二・五%
二九六	但し本號に分類するものは稅率從價二五%を下ることなし	同	同
二九六	帽子、婦人帽及其のクラウンにして麥稈、經木、椰葉、草、籐、杞柳及類似材料製のもの	同	〇・三〇
(ハ)(ロ)(イ)	完成したるものにしてトリムせざるもの	每箇	〇・三五
(ハ)(ロ)(イ)	前項と同一のものにしてトリムしたるもの	同	〇・六〇
(ハ)(ロ)(イ)	クラウン	同	〇・三〇
二九七	但し本號に分類するものは稅率從價六〇%を下ることなし	同	同
二九七	前號と同一のものにして其の他の材料製のもの	同	〇・二〇
(ハ)(ロ)(イ)	完成したるものにしてトリムせざるもの	同	〇・三五
(ハ)(ロ)(イ)	前項と同一のものにしてトリムしたるもの	同	〇・一五
(ハ)(ロ)(イ)	但し本號に分類するものは稅率從價三五%を下ることなし	同	同

比律賓の關稅

一一二

二九八 無縁帽、フェズ、ターバン及頭巾にして別掲せざるもの	從價	五〇%
三〇三 材料、物及製品、別掲せざるもの	同	
(イ) 未製品	同	一五%
(ロ) 半製品	同	二〇%
(ハ) 全製品	同	三五%

第三項 輸入禁制品

比島に於ける輸入禁制品に關しては一九〇九年關稅定率法(一九三三年二月二十七日迄の改正を含む)第三章に於て左の如く規定しあり

左の物品は比律賓への輸入又は積送を禁止す

- (イ) ダイナマイト、火藥、類似的爆發藥、銃砲及同部分品、但し比律賓立法部の法令を以て許容せられたるもの又は北米合衆國若は比律賓政府の使用の爲輸入するものを除く
- (ロ) 猥褻なる性質を有し又は公安を破壊する物品、書籍、パンフレット、印刷物、寫本、タイプライターに依る寫字物、繪畫、圖解、像又は物
- (ハ) 賭博又は金錢、葉卷煙草若は其の他の物品を偶然的の機會に依て分配する爲使用するルーレット、賭博用具、ロ―デッド・ダイス、マークド・カード、機械、裝置又は機械的裝置
- (ニ) 全部又は一部分金又は銀若は其の合金を以て製造したる物品にして「虚偽の刻印を施したる金又は銀若は其の

合金製の商品の輸入、輸出又は州際商業上の運送禁止法」に稱する一九〇六年六月十三日の議會法に違反して刻印を施したるもの

- (ホ) 「不純又は不正商標又は有毒又は有害なる食料品、藥材、製藥及飲料の製造、販賣又は輸送防止及其の取引取締並に其の他の目的の爲の法律」即ち通例「純粹食料品法」に稱する一九〇六年六月三十日の議會法の規定に違反する物品
 - (ヘ) 富籤札、其の廣告物、其の抽籤表(不正輸入の廉を以て差押し其の手取金と共に相當の法律手續を経て比律賓政府之を沒收す)
 - (ト) 阿片(形狀の如何を問はず)但し比律賓政府に依り又は正當に許可を受け其の登録を爲したる藥劑師が本島現行法令に依り輸入するものにして醫療用に限るものを除く
 - (チ) 阿片煙管、材料の如何を問はず其の部分品
- 尙比島には日本商品の防遏を目的とする如き直接的貿易制限等の制度存在せず

第四項 通關手續

比律賓の關稅賦課方法中從價稅は輸入當時の商品價格に據らざ輸出當時の價格(輸出國主要市場に於ける輸出品にして卸賣價格及荷造費用の合計に對し、賦課せらるる運賃、保險料、船積費等は所謂輸出當時の價格中に包含されず)を以て稅率賦課の基準となす故に輸出地に於ける領事送狀は絶対に必要なり、而して米國領土以外よりの輸入に依るものは船積の際又は其の以前に送狀を製造購買地管轄の領事館に提出するを要す、但し比島稅關長は其の裁量に依り右領事送狀なきも商業送狀のみにて無稅品の輸入を許可するこゝにあり

送狀には輸出國の通貨を以て眞價を記し若し買付けたる物品なるときは實際に支拂はれたる通貨を以てし且つ該商品に關する箇數、重量、數量等を正確に關稅用語を以て記載するを要す所要枚數は四枚とす又買付けたるものなるときは所有者又は出荷人の署名、買付たるものにあらざるべきは買付人、製造者又は所有者の署名を要す

船客の自用品以外は價額百弗を越ゆる貨物は必ず領事送狀を要す若し荷受人に於て直ちに領事送狀を提出し得ざる場合は稅關吏に對し提出不可能なる旨の宣誓書を提出し稅關吏の決定する期間内に送狀を提出する爲の保證金を供託すべきものとす

一九一七年比島行政法第一二七二條に依り原產地標記及數量の表示を要す即ち外國製品は包装上並商品上の見易き場所に明瞭なる文字を以て原産國名及貨物の數量をマーク、スタンプ、烙印又はレットテルを附するを要し然らざれば通關を拒絶せらる、尙一箇の荷物中稅率の異なるものが詰合せられ直ちに兩者の評價を決定し難きときは高率品に據て課稅せらる

第四章 佛領印度支那の關稅

第一節 關稅制度

第一項 關稅政策

一、一八九二年ノ關稅率設定ニ關スル法律時代

佛領印度支那に於て初て佛本國一般稅率の適用を見たるは一八八七年なるが印度支那の關稅制度を確立したるものは一八九二年一月十一日公布の關稅率設定に關する法律なりとす、元來佛本國の關稅制度は典型的複稅制なるが之を制度化し且保護關稅の基礎を確立せるものは實に此の一八九二年の法律にして依然現行制度の基礎を成すものなり、而して尙同法は佛國の植民地關稅政策が植民國としての三百餘年間に於て幾多の變遷を経、大體に於て關稅統一主義を採用することとなり此の趣旨をも包含して制定せられたるものにして植民地の地理、産業、民情等を參酌し同法第三條に於ては佛國植民地を統一植民地（又は同化植民地）及非統一植民地（又は非同化植民地）の二種に大別し前者は原則として佛本國と同一の關稅制度を施行するものとし印度支那はマテニツク、グアデループ、ギニヤース等と共に之に屬し、後者は佛本國と異なる固有の關稅制度を施行するものとし阿弗利加海岸の佛領地（ガボンを除く）タヒチ及其の保護領等を之に屬せしめたり

印度支那に於ては右一八九二年法律に依り本國同様の最高及最低の複關稅率表を施行し外國輸入品に對しては無條

約國のものには最高稅率を適用し條約國のものには最低稅率の全部又は一部を適用したるが例外として印度支那總督の行政命令を以て(一)印度支那土人又は在住支那人の生活必需品又は原料品及(二)在住佛國人其他白人の生活必需品又は嗜好品の二種に對し特別關稅率を設定することを得、一八九八年に至り此の規定に基き數十品目に亘る特別關稅率を設定したり、而して佛本國よりの輸入品及外國品が佛本國へ輸入後更に輸入の場合は之を無稅とし他の佛領植民地産品の輸入は關稅を免除し、外國品が他の佛領植民地へ輸入せられ更に印度支那に輸入の場合は双方の關稅の差額を課し印度支那品の佛本國へ輸入の場合は原則として無稅の取扱を受くるも例外として砂糖、ビスケット、ジャム等砂糖を用ひたる食料品、ココア、珈琲、チョコレート、胡椒及其他の調味料に課稅し稅率は砂糖及砂糖を用ひたる食料品は外國品と同一の稅率其他は外國品に對する稅率の二分の一(即ち半稅)とし(此の課稅品目は一九一三年八月の法律に依り一九一四年一月一日以降砂糖及砂糖を用ひたる食料品並に胡椒以外の品目は總て無稅に改正せられたり)外國品が一旦印度支那に輸入後更に佛本國に輸入の場合は印度支那への密輸入品の再輸入を防止する爲正規の關稅を二重に課徵せるも一九〇〇年二月以降双方關稅の差額を課徵することになれり

佛本國に於ける最高稅率と最低稅率との差は一八九二年制定當初に在りては大體三〇%増の程度なりしが一九一〇年には廣汎なる改正を行ひ最高稅率を最低稅率の五〇%増に高め歐洲大戰に際會し頻々として關稅改正を行ひ稅率を加重し其の最も主要なる改正を擧ぐれば一九一九年六月爲替の下落、物價の騰貴に伴ふ輸入品の關稅負擔の低下を防止すべく從價附加稅制を採用し翌月之を増加係數制に改め又一九二一年三月には爲替の暴落せる外國よりの貨物の競争の爲其の存立を脅威せらるる如き國內産業の保護手段として大多數の品目の最高稅率を引上げ最高最低兩稅率の差を從來の一〇〇%より三〇〇%に迄擴大し更に同年六月各種商品に對する増加係數を増嵩したる等なるが印度支那に於ては如上の改正に準據し一九二二年七月總督令を以て關稅改正を公布し本那輸出品について見るに舊稅率に比し鉛

筆は七倍、石鹼は八六倍、鏡は五六倍、白熱電球は十三倍、羽二重は十二倍、紙は七倍、刷子は十三倍と云ふが如き極めて急激なる引上を行ひたるが右は印度支那の輸入貿易が百分中七十迄は日本及支那の占有に係り佛本國よりするもの僅に百分の三十に過ぎざるを以て之が増進を企圖するものなりと稱せられ一九二三年三月には前年十二月に於ける本國の改正を印度支那に於て施行せるが此の場合は主として増加係數の變更行はれ本那關係品の之を加重せられたるもの少く低減せられたるもの寧ろ多數を算し一九二六年三月には總督令を以てセメントの稅率を改正し又絹絲及絹織物の増加係數を引上げ更に注意を値するは同年フラン貨の下落其の頂點に達したる等に依り佛本國に於ては八月十四日の大統領令を以て同年四月六日の法律に依る三〇%の引上及増加係數の適用の結果たる當時の現行從量稅率を更に三〇%引上ぐることを定め印度支那に於ても十月十三日總督令を以て右を公布施行したることなり

二、一九二八年の植民地關稅法時代

印度支那に於ては斯く急激過大なる關稅引上を執行し特に本邦よりの輸出品に甚大なる打撃を加へたるも印度支那在留の佛國商工業關係者等は其の經營事業等の保護上之を以て未だ足れりともせず印度支那本位の特別關稅制度の樹立を要望せるが之蓋し佛國の植民地關稅政策が周知の如く主として本國の利益の爲に左右せられ例へば印度支那が所謂同化植民地として「準本國」の取扱を受け佛本國の關稅率を適用し本國品の無稅輸入を認めつつあるにも拘らず或る種の印度支那品が本國に於て課稅せられ本國の利益偏重に基く不公平の待遇を示現し又印度支那が本國とは經濟事情並に産業狀態等に於て大差あるものなるに關せず之を準本國として本國の必要と利益の爲に設定せる關稅率を施行するが如きは甚だしく不得策なるを免れず彼此共に印度支那の開発進展を阻碍すべきものなるを以て印度支那に取り從來以上に有效適切なる關稅制度を採用し得べき法制の設定を主張し尙各植民地に於ても同様の要望高まりたる處佛本

國に於ても戰後其の制定せる關稅法規を必ずしも植民地に強要せざる方針を採りたる爲或る法規は植民地に施行せられ他のものは施行に至らざる等植民地關稅制度が甚しく複雑となり之が整理統一を計り尙同化植民地の要求の一部を容れ遂に一九二八年四月十三日の植民地關稅法を制定公布するに至れり

一九二八年の植民地關稅法は印度支那に於ては同年七月五日公布を見たるが同法に依れば佛國の植民地關稅制度は根本趣旨に於ては従前と大差なく佛國植民地を第一類本國關稅の適用を受くるもの(即ち統一植民地)及第二類特別關稅の適用を受くるもの(即ち非統一植民地)に大別し印度支那は第一類に屬するこゝ等従前と同様なるが注意すべき要點は左の如し(本法及其の施行規則は之を後段に掲出す)

- 一、第一類に屬する植民地生産品の本國及アルヂエリ輸入は第二條の規定に依り本國品及アルヂエリ品の植民地輸入の場合に相互的に無税となし従來印度支那生産品中砂糖並に砂糖を用ひたる食料品及胡椒は佛本國へ輸入の場合無税となせり
- 二、第一類に屬する植民地に於ては第四條の規定に依り一般(即ち最高)及最低稅率は本國關稅定率表の輸入禁止規定と共に輸入外國商品に適用せらる、又同條に於て關稅率に關する法律及規定は佛本國官報に公表の日より四箇月以内に公布するこゝを要する旨規定したるは従來公布期日を定めざりし爲往々植民地に於て公布を遅延し又は久しく之を施行せざるが如きこゝありたるに由るこゝ云ふ
- 三、第一類植民地に對し特別關稅率の設定上従前に比し一層有效確實なる方途を規定したる點は特に注意を値するものとし今新舊關係規定を對照すれば左の如し

一九二八年四月十三日の植民地關稅法

第五條

- 第一項 一般議會、財政委員會、總督府會議及行政會議は必要なる場合には植民地に於て特別稅制の適用を必要とする商品に對する要求決議を本國定率表に反して爲すことを得
- 第二項 異議要求ありたる本國稅率にして植民地に未公布のもの又は右の異議要求が第四條第二項規定の公布義務に則り採擇又は棄却の裁定ある迄要求物件たる商品に對して中止す
- 第三項 第一類に屬する諸植民地の特別稅率適用要求に付ては地方議會の決議が植民省に受領せられてより三箇月以内に商工大臣、農務大臣及大藏大臣申請の上植民大臣の提案に基く大統領令を以て規定す
- 第四項 右要求に對し本國政府が付與せられたる期限内に規定公布を爲さざる場合には地方議會の要求決議は承認を得たるものと認めらる
- 第五項 植民地特別稅は本國稅と一律關係に置かることを要す、即ち右特別稅は本國稅と同一増減率を有することを要す、但し地方議會は右増減率に關する異議要求行使權を留保す、本要求に對しては前掲諸項規定の手續を適用す

右對照に依りて看取せらるる如く新法第五條第三項及第四項の規定に依り本國は第一類植民地より特別關稅率設定の要求を受理したるこゝきは必ず三箇月以内に決裁を與ふるを要し然らざる場合は右要求は承認を得たるもの

一八九二年一月十一日公布關稅定率設定に關する法律

第三條

- 第一項 植民地、佛領地及印度支那保護領の諸國より母國に輸入する生産品に適用する關稅率及免稅は本法律附屬のE表に依り設定す
- 第三項 植民地、佛國屬領及印度支那保護領の諸國に輸入する外國貨物は前項(即ち第二項、省略)に掲ぐる佛領地を除き佛國に輸入する場合の關稅を課す
- 第四項 一般議會又は植民地行政會議の上申に基き商工及植民大臣の提案に依り發布する公共行政規則の形式を有する命令を以て前項規定の例外として特別稅を課すべき品目を指定すべし
- 第五項 本條第一項及第三項の規定は第四項に定むる規則發布せらるる迄は植民地に對して之を適用せず、本規定の效力は一箇年限とす(下略)

第四條

一般議會及植民地行政會議は母國の關稅率の改正を提案するこゝとを得、此の改正提案は參議院に付議し而して其の決定は前條に定むる公共行政規則の場合と同様の手續に依り發布すべし

認めらるるの結果從來の如く徒に決裁を遷延し事實上否決したるが如き効果を生ぜしめ得ざるこゝこなり植民地は自己本位の關稅施設能力を一層強化するを得たるを以て此の改正は佛國植民地關稅政策上の一大變革と認められつつあり

四、佛國植民地の一に於て生産せる貨物は他の佛國植民地へ無税にて輸入せらる、但し佛領印度産の綿絲布類を除く(第七條)

五、外國品にして佛本國及アルヂェリ又は他の植民地に輸入し關稅を納付したるものが佛本國、アルヂェリ又は他の植民地に輸入するときは最初納付したる稅額との差額を納付するものこす(第八條)

一九二八年の植民地關稅法施行後に於ける印度支那關稅は當然期待せられたるが如く廣汎なる改正を實現したるが今其の經緯を見るに一九二八年七月二日の大統領令を以て甚しき大改正を加へ之を十二月二十五日總督令に依り印度支那に適用(一九二九年一月施行?)したるものは總稅種目約八百種の中三百種許りにして殘餘の五百種に付ては新に付與せられたる權限に基き印度支那に最も適切なる特別稅率を設定すべく本國に於て重要任務に服し居りたるキルシエ印度支那關稅局長を特に歸任せしめて特別稅率案の作成に當らしめ之が適用方を本國政府に要求し此の要求は一九二九年四月三日大統領令を以て公布せられ同年七月十日印度支那官報にて發令(同月二十四日施行?)したり、而して右十二月二十五日適用のものは佛本國の最高及最低稅率にして此の關係本邦主要品は綿織物、陶磁器、セメント、硝子製品、鏡、鹽乾魚、靴足袋・手袋類、鈕釦、石鹼、自轉車及同部分品等にして最低稅率の四倍に相當する最高稅率を課せられ而も其の最低稅率たるや舊稅率の一、二倍に高められたるものあるを以て物品に依りては非常に苛酷なる高率を負擔するこゝこなりたり、又一九二九年七月十日發令の特別稅率は土人及在住支那人並に佛本國人の生活必需品、原料品等の廉價輸入を目的とせる外本邦重要品の輸入を阻止せんこゝし佛本國の最高稅率よりも却て高率を定められたるものもありて羽二重及縮緬の如きは三、四割高くセルロイド玩具の如きは五倍以上の高率を課せられたるが右

は一面本邦との關稅協定の場合を見越し其の掛引の目的に出づるものこ觀測せられたり

印度支那關稅は爾後に於ても頗る頻繁に改正せられ又本邦印度支那間通商に關し本邦佛國間に協定の成立を見たるが此の協定に關しては後段に敘述するこゝこし茲には特に重視すべき比較的廣汎なる改正の二例を擧示するに止めんこす

其の一は一九三二年十月に於ける關稅の引下改正にして五十五品目に亘るものなるが元來一九二八年十二月二十五日適用の改正關稅率及翌年七月施行の特別稅率を以て構成せる所謂キルシエ關稅率は舊に五倍する課稅にして其の結果印度支那近接諸國との貿易の漸減、延いては關稅收入の減退、國內金融の逼迫、産業不振の原因となりたるを以て之が救済の爲改正を見るに至りたるものこし尙此の間の事情を一九三二年十二月二日印度支那財政經濟審議會に於けるパスキエー總督の演說に徴するに總督は「印度支那輸出顧客たる極東隣接國との貿易が特に減退せるは頗る憂ふべし」こなし「此の現象は現在經濟界不況のみに依るものこ認められず實に主として印度支那關稅制度に基くものなり」こして「印度支那其の隣國との間の通商關係を恢復し以て印度支那の經濟的繁榮のみならず財政上の均衡にも關係を有すべき取引を活潑ならしむべき必要あり、總督府の上記の如き態度は植民省の支持をも受け居るも又之に對し素より相當強硬なる反對あり然れども結局必要なる改革の第一歩として次の二問題の解決せられたるこゝこを擧ぐるを得べし、即ち其の一は一九三二年八月二十六日より實施せられたる印度支那に關する日佛協定之なり右に依り印度支那の鑛業品の日本への輸出に對し有利なる制度の確保を見又日本の工業に直接利害ある日本品は中間稅率又は最低稅率を享有するこゝこなれり、其の二は亞細亞特産の輸入稅を出來得る限り低下したる一九三二年五月十日の總督府理事會の決議が大部分本國の認可を得て實施せらるるに至りたるこゝこ之なり」こ述べ居れるを見るなり

其の二は一九三四年五月二十六日印度支那に於て公布實施せられたる一般的改正にして其の内容は頗る廣汎なるも

のなるが其の一特色は一九二九年以來實施し來れる印度支那特別稅率の多數存在が本國の植民地統制上不便ありし之を再び從前の本國稅率に還元せしめんとしたるものにて之が爲引上りなりしもの引下りなりしものあり、本邦主要關係品は引上品に在りては石鹼原料硬化油、朝鮮人參等十七品目、引下に在りては種々なる護謨製品等約二十五品目を算し得べし

佛蘭西植民地關稅法

(一九二八年四月十三日法律)
(同年七月五日印度支那總督令を以て公布)

第一條 關稅法適用につき佛蘭西植民地及佛蘭西國委任統治領を次の二種に分類す

第一類 本國に準ずるもの 印度支那、マダガスカル及從屬地、グワデループ及從屬地、マルテニツク、ギユイヤ
ーヌ、レユニオン

第二類 特別法を適用するもの 前項の諸植民地を除く他の諸植民地及佛蘭西國委任統治領亞弗利加

第二條 佛蘭西及アルヂェリ原産商品は第一類に屬する諸植民地に於て無稅す

右に準じ第一類に屬する諸植民地原産商品は佛蘭西及アルヂェリに於て無稅す

第三條 第二類に屬する諸領域に輸入する佛蘭西及アルヂェリ原産商品は國際條約又は國際文書に牴觸する若干條款を留保の上無稅す

本國及アルヂェリ商品に對し特惠制度を規定する第二類に屬する諸領域は輸入工業用原料品及食料品に對し無稅を享受す、該商品目表は商工大臣、農務大臣及植民大臣の提案に基く大統領令を以て規定せらる、右品目表は同一形式に依る大統領令を以て他の商品に對しても數行することを得

無稅を享受せざる商品は最低稅率又は前項の規定に從ひ定められたる輕減率を適用す

本國及アルヂェリ商品に對し特惠制度を規定せざる第二類に屬する諸領域原産商品は佛蘭西及アルヂェリ輸入に際し最低稅率を課す、商工大臣、農務大臣及大藏大臣申請の上植民大臣の提案に基き公布する大統領令は右諸領域産若干商品に對し稅率輕減又は無稅を宣することを得

第二類諸領域原産の砂糖及砂糖製品は佛蘭西及アルヂェリに於て輸入税を免除す

第四條 一般及最低關稅率は本國關稅定率表の輸入禁止規定と共に第一類に屬する諸植民地に輸入する外國商品に適用す

關稅率に關する法律及規定は佛蘭西共和國官報に公表の日より四箇月以内に公布することを得

第五條 一般議會、財政委員會、總督府會議及行政會議は必要なる場合には植民地に於て特別稅制の適用を必要とする商品に對する要求決議を本國定率表に反して爲すことを得

異議要求ありたる本國稅率にして植民地に未公布のものは右の異議要求が第四條第二項規定の公布義務に則り採擇又は棄却の裁定ある迄要求物件たる商品に對し中止す

第一類に屬する諸植民地の特別稅率適用要求に付ては地方議會の決議が植民省に受領せられてより三箇月以内に商工大臣、農務大臣及大藏大臣申請の上植民大臣の提案に基く大統領令を以て規定す

右要求に對し本國政府が付與せられたる期限内に規定公布を爲さざる場合には地方議會の要求決議は承認を得たるものと認めらる

植民地特別稅は本國稅と一律關係に置かることを要す、即ち右特別稅は本國稅と同一増減率を有することを得、但し地方議會は右増減率に關する異議要求行使權を留保す、本要求に對しては前掲諸項規定の手續を適用す

第六條 第二類に屬する諸領域に輸入する外國商品は地方關稅定率表に記載の稅率を適用す

右地方關稅定率表は第一類に屬する諸植民地に於ける特別稅率を設定する爲の上掲第五條規定の手續及形式に依り商工大臣、農務大臣及大藏大臣申請の上植民大臣の提案に基く大統領令を以て制定す

第七條 甲佛蘭西植民地より乙佛蘭西植民地に輸入する甲佛蘭西植民地原産商品は國際文書が本規定の適用を許容せざる諸領域を除き無稅とす

本規定は諸植民地及佛蘭西國委任統治領亞弗利加間の取引にも同様に適用す

關稅關係法規を集録せる一九二六年十二月二十八日附大統領令第三三二條に規定する佛蘭西領印度の綿絲布類は本法より除外す

但し各種綿布帛及綿織絲の割當量は各第一類に屬する諸領域に對しては三百萬疋、第二類に屬する諸領域に對しては二百萬疋とす

第八條 關稅拂濟みにて佛蘭西國、アルヂェリ又は植民地に於て自國商品化し且他領域に再輸出する外國商品は先に支拂ひたる稅率及地方稅率との差額を支拂ひ以て仕向國に輸入せらる

第九條 上掲第二條乃至第八條に従ひ植民地又は佛蘭西國委任統治領亞弗利加に輸入する商品が享受し得る稅率輕減及免稅は直接輸送及合法生産證明の二條件を具備して以て許容せらる

但し植民大臣は關係大臣と調査の上特定商品、特定運輸路及特定植民地に對しては直航輸送の規定に抵觸せる規定を特に認容することを得

第十條 本國に於て制定せる輸出稅率及禁制は植民地向輸出には適用せず

特別輸出稅率及禁制は第一類に屬する諸植民地の特別稅率設定に關する上掲第五條規定の手續及形式に従ひ商工大臣、農務大臣及大藏大臣共同申請の上植民大臣の提案に基く大統領令を以て諸植民地に於て規定することを得

第十一條 本國輸入定率表に規定の禁制又は制限は一般秩序又は專賣影響を考慮しアルヂェリ、諸植民地又は佛蘭西

國委任統治領亞弗利加原産商品に適用す、右の禁制及制限は單に本國輸入の場合を目的とす

第十二條 上掲第三條乃至第十條に則り公布する大統領令は議會開會中は同會議に於て然らざるときは最近の議會開會翌日に其の協賛を經同時に官報に公表するものとす、同承認手續は第五條第四項に定めたる植民地地方議會の決議にも適用す、本令第一條乃至第十一條を適用する爲自國商品を除く外國商品の諸植民地輸入に際し賦課する稅率は關稅法を以て明瞭なるべし

第十三條 本令の規定に反する總ての規定は之を廢す

植民大臣の提案に依り大統領令を以て本令の施行規則を定む

上下兩院に於て決議承認したる本令は國法として實施す

(主として「南支那及南洋情報」昭和十年七月十五日號所載のものに據る)

佛蘭西植民地關稅法施行規則

(一九二八年七月二日大統領令)
(同年八月二十五日印度支那總督令を以て公布)

一、第一類植民地關係規定

第一條 關稅率に關する法律及規定を公布せる佛蘭西共和國官報が植民地首都に到達せる時は第一類に屬する諸植民地總督又は知事は必要に應じ右の諸規定を一般議會、財政委員會、總督府會議及行政會議の審議に付するものとす、右各集會は佛蘭西共和國官報に記載せられたる新語規定公表の日より四箇月以内に該規定の適用受諾又は異議要求決議の何れかを總督に認知せしむることを要す、異議要求決議の對象とならざる稅率は總督令を以て直に實施せられ既に特別稅として遇せられたるものは適當に規定さる

地方議會の異議要求は猶豫なく植民大臣に移牒することを得

四箇月の期限満了せるも地方議會未だ意志表示せざる場合總督は直に新稅率を實施し得
會議期間の中絶に依り地方議會の決議に關する處置が四箇月以内に實行不能なる場合は同議會常置委員會は同議會
に付與されたる職權を行使す

第二條 一九二八年四月十三日附法律第五條の規定に従ひ諸植民地會議にて定めたる本國稅率反對要求は植民大臣受
領後八日以内に佛蘭西共和國官報に公表し且商工大臣、農務大臣及大藏大臣の審議を受くる爲同期限内に移牒す
第三條 一九二八年四月十三日附法律第五條第三項に規定せる三箇月の期限満了せるも同條同項規定の大統領令が猶
處置せられざる場合は總督又は知事は必要に應じ地方議會の決議を公布し且直に電信を以て植民大臣に通告し佛蘭
西共和國官報挿入の告示を以て一般に認知せしむることを要す

第四條 本國稅に則り商品に課せらるる稅率は其の一部分が自領產同類商品に課せる消費稅に相當せる場合本商品が
特別稅を以て遇せられざる同化植民地に於て本來の關稅に當る部分のみに對し關稅名義を以て徵收す

第五條 第一類に屬する植民地に於ける現行特別稅制度は引續き效力を有す

第六條 本國に於ける現行關稅規定條文は第一類に屬する諸植民地に適用す、但し特別稅制定に關する規定の手續
及形式に則りたる大統領令を以て例外を規定することを得

二、第二類植民地關係規定
第七條 第一類に屬する諸植民地の特別稅制定に關する本令第二條及第三條の規定は同時に第二類に屬する諸植民
地關稅率制定に對しても適用す

第八條 ガボン及ヌーヴエール・カレドニー兩植民地に現在適用中の關稅率は此等植民地に對する特別稅制定せら
るる迄暫定的に施行す

佛蘭西に輸入する右兩植民地商品に適用する關稅は引續き現行せられ且前項と同期限迄有效す

第九條 本國產商品に對し特惠制度を制定せる第二類に屬する諸植民地產原料品及食料品に關する現行大統領令規定
の無稅及輕減稅規定は一九二八年四月十三日附法律第三條第二項に規定の大統領令の處置ある迄暫定的に有效す

イ 原料及食料品を除く右諸植民地產商品、ロ 前記諸植民地を除く諸植民地原產商品に對して認容せられたる無
稅規定又は輕減規定は同様に引續き有效す

三、共通規定

第十條 通商條約規定は同規定が特に約定したる植民地に限り適用するものとす

第十一條 饑饉又は物資缺乏の場合植民地總督又は知事は暫定施行令を以て特別輸出禁止を制定することを得、同令
は猶豫なく植民大臣に移牒することを要す、右は同化植民地の特別稅制定に關して定められたる手續及形式を以
て該地に確定的に規定せらる

第十二條 植民大臣は本令施行の責に任ず

(主として「南支那及南洋情報」昭和十年七月十五日號所載のものに據る)

三、輸出稅

印度支那に於ては古より輸出稅制度を制定し輸出貨物に對し仕向地の如何に拘らず課稅し來りたるが一八九八年以
降佛本國及佛國植民地へ直接輸出の場合には輸出稅を免除することにし又一九〇八年及一九二六年の改正に依り課稅
品目を大に減少したり

印度支那の最重要輸出品たる米の輸出稅に關して注意を值するは一九三三年八月二十一日附總督令を以て一九

三一年十一月十日附大統領令に依り規定せる米の輸出税を左記の如く改正し同時に佛本國向輸出米に對しても新に右改正税率を適用するこゝになしたるこゝ之なり

	舊税率	改正税率	削減割合
粉	一〇%	八〇%	二割
立米	八	六・四〇	同
白米	六	四・五〇	二割五分
碎米	五	三・七四	同
粉米	四	三・二〇	二割

印度支那米は近年極東方面の販路縮小に依り主として佛本國方面に輸出を増大したるを以て本國側に於ける農耕業者の不安を誘發し遂に農務大臣は印度支那米割當制度に依る之が制限方を決意し又特別輸入税の賦課説をも傳へられたるに鑑み印度支那側に於ては之を回避せんが爲右改正を執行したるものなる處本國側に於ては一九三四年六月近く小麥の輸入に負擔せらるべき課稅案の適用を見るに至る迄米の大量輸入を豫防する爲九月に至る迄輸入割當制を實施し尙右許可を得たる佛國輸入業者に米百疋に付十フランの課稅をなすこゝにせり云ふ（「南支那及南洋情報」昭和八年七月十五日、八月十八日及昭和九年八月一日號に據る）

四、日本印度支那間通商に關する日佛協定

本邦印度支那間通商協定問題は多年の懸案に屬せるも印度支那は自國産業並に佛本國製品保護の爲本邦品の進入防遏に專念し本國政府を動かし明治四十四年（一九一一年）の日佛通商條約の適用を除外せらるるこゝにせり次で極力右通

商協定の成立を拒否し來れるを以て本邦品は印度支那に於て無條約國產品として一般税率（即ち最高税率なり、以下之に同じ）に服するの不利を甘受するの外なく加ふるに同地に於ける輸入税は別項に叙述せるが如く逐年高度の引上改正行はれ特に昭和三年（一九二八年）十二月二十五日より同年春改正を見たる極めて高率の佛本國關稅を適用し翌年七月十日より新に改正を加へられたる印度支那特別關稅の實施をも開始し本邦商品に對しては大體に於て最惠國待遇を與へらるる諸國產品に比し四倍に當る殆ど禁止的とも云ふべき高率の關稅を課するに至れる結果本邦の對印度支那輸出は激減し昭和二年（一九二七年）に於て五百八十七萬圓なりしもの昭和五年（一九三〇年）二百四十一萬圓に過ぎず然も同年に於ける印度支那の對本邦輸入は七百九十一萬圓（内石炭五百九十五萬圓）、昭和六年（一九三一年）本邦輸出百七十一萬圓印度支那輸入六百三十八萬圓（内石炭五百十萬圓）にして印度支那の輸入は遙に本邦の輸出を超過し本邦輸出の衰退甚しく之が爲近く日印支間に關稅協定の成立あるべきことを期待し萬難に堪へて印度支那に踏止まり本邦貿易の發展の爲努力し來れる本邦商人中地貿易に望を失ひ既に引揚げたる者もありて此の儘放置せられんには本邦對印支輸出貿易の根底破壊せられ殆ど回復の途なきに至るべきを慮る事態を現出したるを以て本邦側に於て百方圓滿なる解決に努力せるも荏苒猶其の進捗を見ざる關稅協定問題を此の際迅速に解決するの必要に迫られ昭和六年（一九三一年）八月己むを得ざる措置として愈々關係各省間に於て印度支那の對本邦重要輸出品たる鴻基炭に對する報復關稅設定の内議を進めたるこゝろ佛國側に於ては著しく其の態度を改め同年九月商議再開の提議をなし來り遂に二十有餘年の久しきに亘れる交渉の成果として昭和七年（一九三二年）五月十三日「日本國及印度支那間の貿易規程を暫定的に定むる爲の日本國佛蘭西國間通商協定」は巴里に於て調印せられ八月十三日御批准を終へ同月十八日官報にて公布、同月二十六日より實施を見るに至れり

本協定は七箇條の協定本文並に之に附屬せる甲表（印度支那に於て最低税率又は一般税率に對する輕減率の利益を

享有する日本國產品の表) 及乙表 (日本國に於て最も輕減せられたる稅率又は無稅の利益を享有する印度支那產品の表) より成り右協定の適用條件を明確ならしむる爲の諸規定及船舶所得稅免除に關する宣言書を含む署名議定書、爲替差額補償附加稅に關する交換公文、極東常用型の磁器に對する印度支那關稅率變更に關する交換公文之に附屬し本協定の有効期間は一箇年なるも締結國の何れか一方より協定所定の豫告期間(初め一箇年は六箇月其の後は三箇月)を以て廢棄の通告をなさざる限り其の後も暗黙の更新に依り引續き有效なるものにして協定要領左の如し(協定要領は主として「南支那及南洋情報」昭和七年九月一日號所載のものに據る)

甲、日本國產品に對する利益供與の規定

一、印度支那關稅率の輕減

協定に依り本邦よりの輸入品は印度支那一般稅率に對する輕減率又は最低稅率を適用せらるることとなり右適用品は本邦輸入品の大部分を網羅し百三十品目の内五十は最低稅率、其の他は一割乃至六割の輕減率に屬し協定當時の對印度支那貿易統計に依れば本邦輸出全額の七割が最低稅率、一割が輕減稅率の適用を受くることとなり而して最低稅率の適用を受くる品目に付ては若し別國の同種の產品が更に輕減したる稅率の適用を受くるときは當然之に均霑すべきものとし一般稅率に對する輕減率は將來一般稅率變更の場合は右變更稅率を基準として計算するものとし此の計算に依る稅額が最低稅率に依る稅額以下なるときは最低稅率を適用するものとす、右二種の課稅形式に依る品目中主要なるものを擧ぐれば左の如し (備考、協定稅率の利益を享有せんとする本邦輸出品は印度支那關稅法上原產地證明書の添附を要するものとす)

イ、最低稅率に依るもの

絹織物(但し人造絹布の一部及交織絹布の一部を除く)、磁器、極東常用型陶器、鱈、乾魚、乾鮑、乾牡蠣、貝柱、

鮭・鮑罐詰、果實、野菜、椎茸、昆布、寒天、調味料(味の素、醬油、福神漬等)、薄荷腦、樟腦、蚊取線香、印刷用紙、自轉車及人力車用タイヤ、地下足袋及ゴム草履、木材、花莖類、籠類、人造肥料、砂糖、小麥粉、茶、石炭、コール・タール等

ロ、一般稅率に對する輕減率に依るもの

麥酒、時計(但し懷中時計を除く)、貝製鈕釦、齒刷子、亞鉛鍍鐵板、極東常用型以外の陶器(以上五割引)、綿絲及綿織物(四割引)、諸種の硝子製品(大部分三割引)、琺瑯鐵器(種類に依り割引率を異にするも大體三割三分引)玩具(種類に依り四割又は五割引)、フェルト製帽子(種類に依り三割三分又は四割引)、護謄靴(一割五分引、但し地下足袋及ゴム草履を除く)

右の中綿絲及綿織物に對する四割の輕減率は印度支那が同品に對する輸入割當制度實施中に限り同制度廢止の場合に輕減率を二割に改むるものとす

二、途中積換の認容

印度支那關稅法に依れば協定稅率の利益を享くるには原則として輸出國より印度支那へ直接輸送することを要件とせるが本邦產品にして上海又は香港にて積換へらるる場合にも通し船荷證券を附し積換港の佛蘭西領事官憲の査證あり該品が同港に於て加工を施されざりしことが證せられ且積換港より印度支那港まで本邦或は佛國船舶にて輸送せられたる場合直接輸送と同一の利益を享く

三、通過 稅

直接輸送又は前項の條件を具有して印度支那に到り同地を通過して別國に輸入する本邦品は通過稅に付ても最惠國待遇を受け即ち從來一般稅率の二十%を課せられたるも今回の協定物品は其の輸入稅が最低稅率適用のものに限ら

ず一般稅率に對し一定の輕減率を適用するに止まるものも雖も總て最低稅率の二十%に輕減せられ將來右通過稅が輸入稅を基準として課せらるるこゝなきに至りたる場合も尙最惠國待遇を享有す

乙、印度支那產品に對する利益供與の規定

協定品目は十二種にして石炭、亞鉛礦(燒きたるものを含む)及亞鉛「マツト」を無稅とし玉蜀黍、生インディア・ラツバー・アラビアゴム・セルラック・松脂・其他別號に掲げざる護謨及樹脂(醫藥用のものを除く)、漆、實綿及繰綿(カード又はコームしたるものを含む)、亞鉛塊・錠及粒、コブラ、蘭・莞及葦、藤及チーク材に對しては最も輕減せられたる稅率を適用するこゝこせり

丙、爲替差額補償附加稅

印度支那に於ては爲替低落國より輸入する商品は間接の輸出獎勵金を受くるものも看做すべきものなるを以て特別の附加稅を課するの必要ありきなし既に十數國の輸入品に對し爲替差額補償附加稅を課し居れる處本邦輸入品に付ても乾性果實、化粧品、極東常用型以外の磁器、ニッケル鍍金屬部分を有する磁器、絹布帛、紙、煙火、曲木製家具、自轉車等のタイヤ及テューブに對しては從價十五%の補償附加稅を課するこゝこ定め特に絹布帛に付ては最低稅率に依る稅額を補償附加稅十五%に依る稅額との合計が一般稅率に依る稅額を超過する場合は一般稅率を適用するに止め補償附加稅は之を課せざるこゝこし尙爲替差額が將來増大するときは補償附加稅率を増加し又右増加せる附加稅率を他の本邦產品の一部又は全部に適用するの權能を保留せり

第二項 關稅及其他の課稅

一、輸入稅及輸出稅

別記の印度支那輸入稅率及輸出稅率は一九三五年印度支那關稅專賣局の刊行に係り同年九月當府外事課に到着せる印度支那關稅率表中輸入に付ては本島及本邦主要輸出品に關係あるものを拔萃し輸出稅率は全部を採録したるが右兩者は該稅率表に明示なきも追録を六月より發表し居れるに鑑み一九三五年三、四月頃現在のものも思料せらる、尙品名は主として外務省及外事課の譯文に據れり

印度支那關稅率は從量稅を主とし從價稅は少數なるが從量稅は重量を課稅基準とし大體風袋込重量、實際正味重量及法定正味重量の三種あり、次に從價稅の課稅は多くの場合仕入書金額を基礎とするも稅關の評定價格に依る場合あり而して從價稅は沖着價格に依るものなるを以て若し本邦渡の價格なるときは適宜運賃、保險料等を加算するを要し、沖着價格に對し課稅せざる唯一の例外は小賣用に用意したる賣藥にして此の場合は壘、函、包等に記載しある賣價に對して課稅するものとし又關稅率の貨幣單位は輸入はフラン建、輸出は印度支那通貨弗(ピアストル)建にして現在十フラン對一弗の公定率なり、尙課稅基準の詳細に付ては前記一九三五年版印度支那關稅率表の冒頭に掲載せる「關稅率徵收の基準に就て」を左に譯載すべし

關稅徵收の基準に就て

從 量 稅

輸入稅率表に記載の關稅の適用上

風袋込重量は内容貨物に貨物包裝を計量せる重量即ち内容貨物に總ての内部包裝及外部包裝を加算せる重量
實際正味重量は總ての内部包裝及外部包裝を控除せる貨物のみの重量

法定正味重量は右の風袋込重量より法定の風袋減量(法定風袋減量表参照但し省略)を控除せる重量なり而して此の法定の風袋減量は貨物の包装様式及商品の種類に應じて法律又は大統領令を以て夫々規定するものにして法定風袋減量の規定ある貨物は總て法定正味重量を以て徵稅し法定風袋減量の規定なき貨物は當然實際正味重量を以て徵稅す

特別反對規定なき限り從量關稅は最低稅率(特惠稅率)一キントル當り一五〇フラン即ち一キログラム當り一・五〇フランを超過せざる總ての商品に對しては風袋込重量を基準として一般稅率、中間稅率又は最低稅率を以て徵稅し之に反する場合の從量關稅は正味重量を以て徵稅す

内部包装又は外部包装が一定の商品價値を有する場合には夫々固有の稅額を納付するを要す、但し風袋込課稅商品の場合には包装の課稅額は内容貨物の稅額を一〇%以上超過するを得ず、同様の規定は半風袋込〔註〕課稅商品の内部包装に對しても之を適用す(一九二八年三月二日附法律第九條)

〔註〕貨物自體の重量に内部包装の重量を加へたるものを半風袋込重量と稱す

從 價 稅

一、輸 入 關稅適用上の申告價格は其の商品が稅關に到着したる時に於て當該商品の有する價格即ち當該商品の仕入價格に輸入地への輸送に要したる輸入關稅以外の總ての費用(運送費、輸出稅、保險料、コンミツション、包裝費等)を加算せるものなり

但し右の如くして算定せられる價格も購買後の價格變動を考量するときは當然修正せらるべきものとす

價格の申告は佛蘭西外交官憲又は佛蘭西領事館(之を缺くときは佛蘭西政府に依り同様の機能と與へられたる機關)

に依りて證明せられたる仕入書に據らざるべからず、但し一、郵便、二、小包郵便、三、航空路に依る輸送品は當然領事證明仕入書の提出を要せず

尙稅關は價格評價に關して賣買其の他の契約書、書狀等の書類提出を要請し得るが此等の書類提出は勿論前記の送狀の如く義務附けられるものにあらず

一般販賣用包装を施して輸入する調合化學製品たる藥劑に對する關稅は特に壘、箱、包等に記載せる販賣價格に據り徵稅す

内容商品に施したる容器及包装の價格は當該商品價格に含まれ居り從て内容商品と同様に課稅せらるるが此の課稅物件の容器及包装は課稅物件の固定稅とは別に區別せらる

價格申告に當り一般課稅商品に保稅倉庫向商品又は通過向商品との間には何等の區別を存せず唯だ保稅倉庫出商品即ち通過に發送又は保稅倉庫移轉等の爲に庫出せる商品に關しては初の申告價格を修正し得る權利を與へらる、何れにせよ價格申告の際には現在價格を提示すべきを原則とす

二、輸 出 從價輸出稅適用上の申告價格は即ち當該商品が稅關に搬入せられたる時の商品價格なり、尙輸出業者は申告價格適用承認の爲計算書の提出を要す、此の場合輸出業者は仕入書又は賣渡書何れにても提出し得る右價格が仕入書を以て定められる場合には當然發送驛より輸出稅關に到る迄の運送費を加算す

若し右價格が賣渡書を以て定められたる場合には當該商品價格は外國渡價格と看做され當該商品輸出稅額及積出港又は印度支那國境より仕向地迄の運送費を當然控除す

印度支那輸入稅率表(抄錄) (稅率單位 フラン)

第二類 動物より採りたるもの

(備考) 「單位」欄にNとあるは正味重量、Bとあるは風袋込重量、1/2 Bとは半風袋込即ち貨物自體の重量に内部包装の重量を加へたる重量なり

税番	品名	單位	稅率		輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率		
一九の内	肉罐詰					
A	豚肉罐詰	每百斤 1/2 B	三〇〇〇	二〇〇〇	同	三〇〇〇
B	豚肉以外の罐詰	同	二六〇〇	一七五〇	同	三〇〇〇
三五乃至三五の四	煉乳					
	砂糖を含まざるもの	每百斤 N	二〇〇〇	一〇〇〇	二割引	二六〇〇
	全乳製	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	脱脂乳製	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	砂糖を含むもの	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	五〇%未満のもの	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	全乳製	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	脱脂乳製	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	五〇%以上のもの	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	全乳製	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
	脱脂乳製	同	三〇〇〇	一五〇〇	最低	二五〇〇
三九	有機物肥料	每百斤 B	無稅	無稅	同	無稅

第三類 魚獲物

税番	品名	單位	稅率		輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率		
四五	生鮮なる魚類	每百斤 B	七五〇	四八〇	同	七五〇
	淡水魚					
	鹹水魚					
四六	乾魚、鹹魚又は燻魚	同	四〇〇	一〇〇	最低	四〇〇
	ストツクフイツシュ	同	四〇〇	一〇〇	最低	四〇〇
	厚切身のもの	同	三〇〇	一〇〇	最低	三〇〇
	其の他のもの	同	二〇〇	一〇〇	最低	二〇〇
	ハツドツク	同	二〇〇	一〇〇	最低	二〇〇
	厚切身のもの	同	二〇〇	一〇〇	最低	二〇〇
	其の他のもの	同	一〇〇	一〇〇	最低	一〇〇
	鹹魚	同	一〇〇	一〇〇	最低	一〇〇
	其の他のもの	同	一〇〇	一〇〇	最低	一〇〇
	鹹魚又は燻魚	同	一〇〇	一〇〇	最低	一〇〇
	鹽したる乾魚	同	一〇〇	一〇〇	最低	一〇〇
	其他	同	一〇〇	一〇〇	最低	一〇〇
四九の内	天然の儘保藏し又は加工したる蝦	同	三〇〇	一〇〇	同	三〇〇
	乾蝦、乾海參	同	三〇〇	一〇〇	同	三〇〇
	乾鱸鱈	同	三〇〇	一〇〇	同	三〇〇
五〇	乾貝、貝柱	同	三〇〇	一〇〇	同	三〇〇
五一	魚脂	同	三〇〇	一〇〇	同	三〇〇

第六類 食用の澱粉質品

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率	
六八の内	小麥粉	每百斤	七・〇〇	三・五〇	最低
七〇の内	大麥、粒のもの	同	一五・〇〇	一五・〇〇	一般
七七	麵類	同	三〇・〇〇	八五・〇〇	一般
	支那麵	同	九〇・〇〇	四〇・〇〇	最低
八一	栗果實	同	一五・〇〇	一五・〇〇	一般
	粉	同	二五・〇〇	二五・〇〇	一般
八二	ダリ、粟、アルピー ストル、粒のもの	同	九・〇〇	九・〇〇	同
	粉末のもの	同	二・〇〇	二・〇〇	同
	脱皮せざるもの	同	九・〇〇	九・〇〇	同
	脱皮したるもの	同	二・〇〇	二・〇〇	同
八三	馬鈴薯	同	無稅	無稅	同

第七類 果實及種子

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率	
八四A及B	生鮮なる食卓用果實	同	無稅	無稅	同

オレンヂ(甘酸を問はず)	三・四〇	八五〇	同	八五〇	最低
シトロン、佛手柑及其の變種	三・四〇	八五〇	同	八五〇	同
マンダリン及支那蜜柑	三・四〇	八五〇	同	八五〇	同
パインアップル	一・七〇	四二五	同	四二五	同
バナナ	二・〇〇	五〇〇	同	五〇〇	同
マンゴー	三・四〇	八五〇	同	八五〇	同
マングステン	三・四〇	八五〇	同	八五〇	同
柿	三・四〇	八五〇	同	八五〇	同
荔枝	三・四〇	八五〇	同	八五〇	同
葡萄	無稅	無稅	同	無稅	同
林檎及梨	同	同	同	同	同
桃、棒桃、杏子	同	同	同	同	同
梅	同	同	同	同	同
櫻桃	同	同	同	同	同
莓	同	同	同	同	同
海棗	同	同	同	同	同
無花果	同	同	同	同	同
椰子の實	八・〇〇	二〇〇	同	二〇〇	同
檳榔樹の實	五・〇〇	三〇〇	同	三〇〇	同
別に掲げざるもの	無稅	無稅	同	無稅	同
八五 乾性又は潰して乾したる食卓用果實	無稅	無稅	同	無稅	同

税番	品名	單位	稅率		輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率		
八六の内	扁桃、胡桃及榛實	每百斤	20.00	10.00	最	10.00
	林檎及梨	同	20.00	10.00	同	10.00
	梅、干李、桃、杏子	同	100.00	50.00	同	50.00
	柿及荔枝	同	50.00	25.00	同	25.00
	葡萄	同	50.00	25.00	同	25.00
	パン、菓子製用のコリント乾葡萄にして小包郵便又は最高五〇斤の箱又は約八〇斤の小樽にて輸入さるるもの	同	50.00	25.00	同	25.00
	檳榔樹の實	同	100.00	50.00	同	50.00
	別に掲げざるもの	同	25.00	12.50	同	12.50
	酒及アルコール、砂糖漬の又は天然の儘の保藏バインアップル	同	1100.00	400.00	同	400.00
	酒及アルコールに漬けたるもの	同	100.00	60.00	同	60.00
砂糖に漬けたるもの	同	100.00	60.00	同	60.00	
天然の儘保藏したるもの	同	100.00	100.00	同	100.00	

第八類 植民地產消費用品

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
九四及	砂糖入ビスケット	每百斤	150.00	100.00	同	100.00
九四の二	香料入パン	同	300.00	170.00	同	170.00
九五	果實及類似品のジャム、マーマレード、ヂエリ、砂糖煮ビュレー	同	100.00	60.00	同	60.00
一〇八	茶	精製せるもの	1600.00	750.00	同	750.00
		粗製のもの	900.00	480.00	同	480.00

第九類 植物性油及汁液

税番	品名	單位	稅率		輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率			
			一般稅率	最低稅率					
一一二	揮發性油及エッセンスの内	薑黃油	每百斤	260.00	65.00	同	65.00		
		シトロネラ油等	同	260.00	65.00	同	65.00		
		シトロネラ油	同	65.00	65.00	同	65.00		
		其の他のもの	同	260.00	65.00	同	65.00		
		薄荷、チモール等	同	無稅	無稅	同	無稅		
		樟腦	同	無稅	無稅	同	無稅		
		一一八の内	粗製普通樟腦及所謂臺灣樟腦並に類似品	粉状のもの	每百斤	110.00	50.00	同	50.00
				精製のもの	同	100.00	10.00	同	10.00
				人造のもの	同	100.00	10.00	同	10.00
				及合成のもの	同	100.00	10.00	同	10.00

第十類 藥 種

稅番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率に依る輕種又は上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率	
一二六	根 人參 (Je shingeng) 其他(生のもの又は乾したるもの) (備考) 印度支那稅率表に於ては右の 内人參に對し本邦產品に協定稅率を適 用するが如く記載しあり	每百疋	10.00	5.00	最低
		每百疋	20.00	10.00	
二六の二の内	除蟲菊の花、天然の儘の除蟲菊粉	N	100.00	100.00	同
					100.00

第十一類 木 材

稅番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率に依る輕種又は上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率	
一二八乃至 一四〇の内	丸太、皮の有無を問はず角材とせざる粗木 角材又は挽材 八〇耗以上 松、樅 其他	每百疋	無稅	無稅	最低
		B	無稅	無稅	
厚	其他	同	11.00	3.00	同
		同	無稅	無稅	無稅

稅番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率に依る輕種又は上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率	
三五耗を超え八〇耗未満のもの 三五耗未満のもの 但しベニヤ板を含まず(ベニヤ板に付 ては稅番六〇三參照)	薪束及屑 木炭及麻稈 樫板(樽を造るに用ふ) 其他	同	18.00	4.50	同
		同	10.00	2.50	
同	同	同	無稅	無稅	同
		同	無稅	無稅	

第十二類 加工用纖維、莖、果實

稅番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率に依る輕種又は上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率	
一四一の内	線綿	每百疋	無稅	無稅	最低
		B	無稅	無稅	無稅

第十四類 各種產物及屑

稅番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率に依る輕種又は上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率	
一五八	野菜		無稅	無稅	同

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率			
A	生鮮なるもの	每百疋 B	無稅	無稅	同	同	無稅
B	鹽漬したるもの	同	三〇〇〇	二〇〇〇	同	同	三〇〇〇
C	罐詰のもの トマト、人參及豆 アスパラガス	同	一三〇〇〇	六五〇〇	同	同	一三〇〇〇
D	其他のもの 乾かしたるもの 箱詰のもの 散のもの	同	一〇〇〇〇	五〇〇〇	同	同	一〇〇〇〇
一六八	バルブ	同	一三〇〇〇	六五〇〇	同	同	一三〇〇〇
一七〇	生きたる植物、玉葱、球根、木、灌木	同	無稅	無稅	同	同	無稅
一七〇の二	粗なる又は加工したる食用海藻類(寒天等)	同	同	同	同	同	同
の内の	別に掲げざる植物質產品及屑 菗醬	同	無稅	無稅	同	同	無稅

第十五類 飲料

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率			
一七二の三	麥酒	每百疋 B	三三〇〇	二四〇〇	同	同	三三〇〇
	罐入のもの	同	三三〇〇	二四〇〇	同	同	三三〇〇
	樽入のもの	同	三三〇〇	二四〇〇	同	同	三三〇〇

第十六類 大理石、石、土、礦物質燃料

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率			
一八四の二	石灰	每百疋 B	無稅	無稅	同	同	無稅
	普通生石灰	同	無稅	無稅	同	同	無稅
	水硬石灰	同	三三〇〇	〇八〇〇	同	同	三三〇〇
	コンクリート用	同	無稅	無稅	同	同	無稅
一八五	セメント	同	六〇〇〇	一五〇〇	同	同	六〇〇〇
	凝結早きもの	同	一八〇〇	九〇〇〇	同	同	一八〇〇
	凝結遅きもの	同	無稅	無稅	同	同	無稅
一八九	硫黃	同	無稅	無稅	同	同	無稅
	清淨にせざるもの(鑛石及硫化鑛を含む)	同	無稅	無稅	同	同	無稅
	粉碎したるもの、清淨にしたるもの、精製したるもの又は昇華せるもの	同	三五〇〇	八七五	同	同	三五〇〇
一九〇	石炭	同	無稅	無稅	同	同	無稅
	貧炭(即ち揮發質を一〇%未満含むもの)	同	無稅	無稅	同	同	無稅
	豐炭又は半豐炭(即ち揮發質を一〇%以上含むもの)	同	無稅	無稅	同	同	無稅

一九二	石炭の蒸溜に依りて得らるる礦物質ター	同	無稅	無稅	同	無
	灰	同	六〇〇	六〇〇	同	最低
	上含むもの	同	六〇〇	六〇〇	同	最低
	炭化せるもの(コークス)	同	六〇〇	六〇〇	同	最低

第十七類 金 屬

二〇九及 二〇九の二	鐵及鋼の薄板 厚さに依り 至	同	每百疋 B	一四〇〇 九六〇〇	二四〇〇 三六〇〇	同	日本國産品に 用せらるる稅率 輕種又は 稅上欄に依る 稅率
二一〇乃 至二二〇	鐵又は鋼 形状等に依り 至 〔備考〕 同前	同	同	五二〇 二八八〇	一三六 二九七〇〇	同	日本國産品に 用せらるる稅率 輕種又は 稅上欄に依る 稅率

第十八類 化學製品

〇一	亞比酸	從價	八〇%	二〇%	同	同	八〇%
〇七	硝酸 一水化物五三%未満のもの	同	六〇〇〇	六〇〇〇	同	同	六〇〇〇
〇七の二	硝酸 一水化物五三%以上のもの	同	九〇〇〇	九〇〇〇	同	同	九〇〇〇
〇八	商業上の純硝酸	同	九〇〇〇	九〇〇〇	同	同	九〇〇〇
〇九	硫酸アンモン	同	無稅	無稅	同	最低	無稅
〇一七乃至 〇二二の内	硫酸アンモン	同	無稅	無稅	同	最低	無稅
〇二四乃至 〇二五	硼酸	同	無稅	無稅	同	最低	無稅
〇四六の三	鹽酸加里	同	一六〇〇	一六〇〇	同	同	一六〇〇
〇七三	硫酸	同	八〇〇〇	二〇〇〇	同	同	八〇〇〇
〇八八	硫酸六五%以下のもの	同	八〇〇〇	二〇〇〇	同	同	八〇〇〇
〇一三〇	硫酸六五%より八一%迄のもの	同	二二〇〇	三〇〇〇	同	同	二二〇〇
〇一三〇	八一%及夫以上のもの	同	一八〇〇	四五〇〇	同	同	一八〇〇
〇一三〇	商業上の純硫酸	同	三三〇〇	八〇〇〇	同	同	三三〇〇
〇一三〇	アンモニア明礬及加里明礬	同	一〇〇〇〇	二五〇〇	同	同	一〇〇〇〇
〇一三〇	酸化鐵	同	無稅	無稅	同	同	無稅
〇一三〇	天然のもの	同	無稅	無稅	同	同	無稅
〇一三〇	塊	同	無稅	無稅	同	同	無稅
〇一三〇	粉	同	無稅	無稅	同	同	無稅
〇一八〇E	硫酸鐵	同	四〇〇〇	一〇〇〇	同	同	四〇〇〇
〇一八〇E	ナフタリン	同	無稅	無稅	同	同	無稅
〇一八〇E	粗なるもの	同	無稅	無稅	同	同	無稅

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產に適用せらるる稅率
〇二〇〇	精製したるもの	每百疋 B	四六〇〇	三三〇〇	一	四六〇〇
〇二〇〇	アセトン	同	四〇〇〇	一〇〇〇	同	四〇〇〇
〇二一九	ステアリン酸	同	一五〇〇	二〇〇	同	一五〇〇
〇三八〇	窒素肥料	同	一五〇〇	二〇〇	同	一五〇〇
〇三八一	有機肥料(稅番三九參照)	同	一五〇〇	二〇〇	同	一五〇〇
〇三八一	硫酸アンモン	同	一五〇〇	二〇〇	同	一五〇〇
〇三八一	硝酸ソーダ	同	一五〇〇	二〇〇	同	一五〇〇
〇三八一	除蟲菊を基とする殺蟲劑	同	一五〇〇	二〇〇	同	一五〇〇

第二十一類 各種の調合品

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產に適用せらるる稅率
三一	薰香類	每百疋 N	一、〇〇〇	三〇〇	一	一、〇〇〇
三一	透明石鹼以外の石鹼	同	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇
三一	透明石鹼	同	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇
三一	酒精分及糖分を主成分とするもの	同	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇
三一	酒精分及糖分を含まざるもの	同	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇
三一	其他	同	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇
三一	酒精分を含むもの	同	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇
三一	容器に充填せる重量一疋及以上のもの	每百疋 1/2 B	一、〇〇〇	三〇〇	同	一、〇〇〇

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產に適用せらるる稅率
三二	容器に充填せる重量一疋以下のもの	從價	六〇%(b)	一五%(b)	同	一五%
三二	酒精分を含まざるもの	每百疋 1/2 B	二、〇〇〇	五〇〇	同	五〇〇
三二	〔註〕a 調製に用ひられたる原料の内國稅を含む	同	二、〇〇〇	五〇〇	同	五〇〇
三二	b 内國稅を含まず	同	二、〇〇〇	五〇〇	同	五〇〇
三二	薰香を付せざる石鹼	每百疋 B	三〇〇	七五	一	三〇〇
三四	ソース及別號に掲げざる藥味(トマトソース及ピカリリを除く)	同	三〇〇	七五	最	七五

第二十二類 陶磁器

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產に適用せらるる稅率
三四	陶器	同	三〇〇	八〇	五	一六〇
三四	普通粘土及含錫粘土製のもの	同	三〇〇	八〇	最	八〇
三四	模様なきもの	同	三〇〇	八〇	最	八〇
三四	極東常用型のもの	每百疋 B	一、〇〇〇	四〇〇	五	四〇〇
三四	其他のもの	同	一、〇〇〇	四〇〇	最	四〇〇
三四	模様あるもの	同	一、〇〇〇	四〇〇	最	四〇〇
三四	極東常用型のもの	同	一、〇〇〇	四〇〇	最	四〇〇
三四	其他のもの	同	一、〇〇〇	四〇〇	最	四〇〇
三四	上等粘土製のもの	同	三〇〇	八〇	五	一六〇

佛領印度支那の關稅

三四七ノ四	極東常用型のもの	同	每百疋 N	1,000.00	二五〇.〇〇	最低	二五〇.〇〇
	其の他のもの	同	同	1,000.00	二五〇.〇〇	同	二五〇.〇〇
	食卓用、化粧用、調度用及住宅裝飾用磁器 竝に事務室用品（瓶、植木鉢、盃、小花 瓶等）にしてニッケル鍍したる普通金屬部 分を有するもの但し金屬部分は重量に於て 一五%を超えざる場合	從價	從價	七二%	一八%	同	一八%

一六二

第二十三類 硝子

税番	品名	位單	稅率		日本國産品に適用せらるる稅率	
			一般稅率	最低稅率		
三四八の六	鏡面 五〇厘平方以下のものにして貴金屬以外の材料の枠又は縁に入れたる携帯用、壁掛用、置物用、廣告用等のもの	從價	八〇%	二〇%	三割引	五六%
三六一	白熱電球 硝子製電球にして内外に裝具なきもの 眞空管内にフィラマンを有するもの 炭素フィラマンを有するもの 座金を有するもの	每百疋 N	九〇.〇〇	三五.〇〇	一 般	九〇.〇〇
	座金を有せざるもの	每疋 N	四八.〇〇	二〇.〇〇	同	四八.〇〇

	座金を有せざるもの	同	六四〇.〇〇	一六〇.〇〇	同	六四〇.〇〇
	金屬フィラマンを有するもの	同	二四〇.〇〇	六〇.〇〇	三割引	一六〇.〇〇
	五瓦以下のもの（座金の有無を問はず）	同	二四〇.〇〇	六〇.〇〇	三割引	一六〇.〇〇
	五瓦以上一五瓦以下のもの（座金の有無を問はず）	同	二四〇.〇〇	六〇.〇〇	同	八四〇.〇〇
	一六瓦及以上のもの	同	六四〇.〇〇	一六〇.〇〇	三割引三分引	四八〇.〇〇
	座金を有するもの	同	六四〇.〇〇	一六〇.〇〇	同	四八〇.〇〇
	座金を有せざるもの	同	八〇.〇〇	二〇.〇〇	三割引三分引	五三六.〇〇
	瓦斯入りにして金屬フィラマンを有するもの	同	六四〇.〇〇	一六〇.〇〇	三割引三分引	四八〇.〇〇
	座金を有するもの	同	六四〇.〇〇	一六〇.〇〇	三割引	八四〇.〇〇
	一五瓦以下のもの	同	二四〇.〇〇	六〇.〇〇	三割引	一六〇.〇〇
	一六瓦及以上のもの	同	八〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	三割引三分引	五三六.〇〇
	座金を有せざるもの	同	二四〇.〇〇	六〇.〇〇	三割引	一六〇.〇〇
	一五瓦以下のもの	同	二四〇.〇〇	六〇.〇〇	三割引	一六〇.〇〇
	一六瓦及以上のもの	同	八〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	三割引三分引	五三六.〇〇
三六一ノ二	其の他の電氣器具（ランプ、ヴァルヴ） 白熱フィラマンを有するもの、ヴァルヴ（T、S、F、ランプ） 蒸氣又は放電裝置にして白熱又は螢石光を放つもの	從價	四八%	一二%	三割引	三三六%

佛領印度支那の關稅

一六三

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率	
三八一の二 A及B	小賣用に整へたる粗なる絹絲 小賣用に整へたる精練せる絹絲 人造絹絲及人造羊毛の絲 人造絹絲又は類似品の層 純人造絹絲及人造羊毛絲	每疋	六〇〇〇	三〇〇〇	同 一般
		N	七五〇〇	三七五〇	
至	人造絹絲又は類似品の層	同	六五〇〇	一六二五	同 同
		N	一〇二〇〇	二五五〇	
自	人造絹絲又は類似品の層	同	八八〇	二二〇	同 同
		N	八五〇〇	二二五〇	

第二十五類 布 帛

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率	
四〇四	純綿布帛 平織、綾織及雲齋織にして五耗平方内の經緯絲數及一〇〇平方内の重量左の如きもの 精練せざるもの 自 一三疋以上 自 絲數二七本以下	每疋	一六〇〇	四〇〇	同 同
N	四六〇				

税番	品名	單位	稅率		日本國產品に適用せらるる稅率
			一般稅率	最低稅率	
四〇五	至一〇〇平方内の重量三疋未滿 精練又は漂白したるもの 自 一三疋以上 自 絲數二七本以下	同	一四〇〇	三五〇〇	同 同
N	一八〇〇				
四〇五の二	至一〇〇平方内の重量三疋未滿 繻帶用の純綿平織のバンド(幅〇・一五米以下長さ一〇米以下一〇〇平方内の重量三疋を超え五耗平方内の經緯絲數一六本を超えざるもの)及同質の綿布帛の端切(別に包裝せられたるもの) 精練せざるもの 漂白したるもの(消毒したるものを含む)	同	一六〇〇	四八〇	同 同
		N	二〇〇〇		
四〇六	平織、綾織及雲齋織にして五耗平方内の經緯絲數及一〇〇平方内の重量左の如きもの 染色したるもの 自 一三疋以上 自 絲數二七本以下	同	四五六〇	二一四〇	同 同
		N	一七〇〇		
四〇六の二	至一〇〇平方内の重量三疋未滿 精練せざるもの 自 一三疋以上 自 絲數二七本以下	同	一四八〇〇	三七〇〇	同 同
		N	一八八〇		

至一〇〇平方米の重量三疋未満 精練又は漂白し且マーセイイズしたるもの	毎疋 N	一四八〇	三三〇	四割引	五五〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	同	三〇〇	五五〇	同	一三二〇
至一〇〇平方米の重量三疋未満 染色し且マーセイイズしたるもの	同	一七〇〇	四三七〇	同	一〇三四八
自 一三疋以上 絲數二七本以下	同	一五〇〇	三七七〇	同	九〇四八
至一〇〇平方米の重量三疋未満 其の他一切の種類純綿布帛(紋織、ビ ケ織、ビケ織の掛布及膝掛並に調度用紋 織布(レプス)、綴子織及食卓用布ボビ ノシル織、綿ブランケット、機械製レ ス及小間物、絲組物、リボン、ツル織の 模様なきもの、刺繡したるモスリンのカ ーテン、ツル織應用カーテン・グルナデ インのカーテン、刺繡したるツル織のカ ーテン、レースのカーテン、刺繡し又は 編針にてプロシエしたる調度又は衣服用 のモスリン)	同	二六八〇	六七〇	同	一六〇八
四〇五 四〇六 四〇六の二	同	一五〇〇	三七七〇	同	九〇四八

漂白したるもの 染色したるもの	種類に依り精練せざる布帛の稅率の二〇%増 種類に依り精練せざる布帛の稅率に左の稅を加ふ	八〇〇	二二〇〇	四割引	四八〇
マーセイイズしたるもの	種類に依り精練せざる布帛、漂白したる布帛、一 箇づ、染色したる又は捺染したる布帛の稅率に左 の稅率を加ふ	二八〇	〇七〇	四割引	一六八
〔註〕本號に依る各種稅率は相當稅番 に掲げあり	種類に從ひ精練せざる布帛の稅率に左の附加稅を 加ふ	二八〇	〇七〇	四割引	一六八
四〇七 捺染したる各種綿布					
一色乃至二色の捺染 三色乃至六色の捺染 七色以上の捺染	百平方 米	一〇〇〇〇 一四〇〇〇 二二〇〇〇	二五〇〇 三三〇〇 六〇〇〇	四割引	六〇〇〇 八四〇〇 一四〇〇〇
四〇九及 四一〇 天鵝絨	一疋 N	二〇〇〇 二二〇〇	一五〇〇 三〇〇〇	同	三六〇〇 七三〇〇
四一一 其の他のもの 純又は交織の平織、綾織及雲齊織の綿布 帛にして左の如き加工絲を以て織りたる もの 全部又は一部が漂白したる絲を以て織ら れたるもの	同	二二〇〇	三〇〇〇	同	七三〇〇

自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が精練せざるもグレイズ又はマーセライズしたる絲を以て織られたるもの	同	一疋 N	二七三〇 二八〇〇	六八〇 五四五〇	同	四割引	一六三三 一四〇〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が漂白し且グレイズ又はマーセライズしたる絲を以て織られたるもの	同	同	三三〇〇 二八〇〇	八〇〇 五四五〇	同	同	一九二〇 一四〇〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が染色し且グレイズ又はマーセライズしたる絲を以て織られたるもの	同	同	三三〇〇 二四六〇〇	八〇〇 六一五〇	同	同	一九二〇 一四七六〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	純又は交織の浮織又は紋織の綿布帛にし	同	同	四〇〇〇 三三六〇〇	一〇〇〇 五六五〇	同	同	二四〇〇 一三六〇

て左記の如き加工絲を以て織りたるもの
全部又は一部が漂白したる絲を以て織られたるもの

自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が染色したる絲を以て織られたるもの	同	同	三五三六 三〇九四〇	八八四 七七三三	同	同	二二二二 一八五六〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が精練せざるもグレイズ又はマーセライズしたる絲を以て織られたるもの	同	同	三九二〇 二八一〇〇	九八〇 七〇二五	同	同	三三三三 一六八六〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が漂白し且グレイズ又はマーセライズしたる絲を以て織られたるもの	同	同	三九二〇 二八一〇〇	九八〇 七〇二五	同	同	三三三三 一六八六〇
自 一三疋以上 絲數二七本以下	至一〇〇平方米の重量三疋未滿	全部又は一部が漂白し且グレイズ又はマーセライズしたる絲を以て織られたるもの	同	同	三九二〇 二八一〇〇	九八〇 七〇二五	同	同	三三三三 一六八六〇

至一〇〇平方米の重量三疋未満
 全部又は一部が染色し且グレーズ又はマ
 ーセライズしたる絲を以て織られたるも
 の
 自 一三疋以上
 絲數二七本以下
 至一〇〇平方米の重量三疋未満
 其の他の一切の純なる又は交織の綿布帛
 にして一部又は全部加工絲を以て織りた
 るもの
 (ビケ織、ビケ織の掛布及膝掛並に調
 度用紋織布(レブス)、緞子織及食卓用
 布、ボビノツル織、綿ブランケット、機
 織製のレース及小間物、絲組物、リボ
 ン、ツル織の模様のないもの、刺繡し
 たるモスリンのカートン、ツル織應用
 カートン、グルナデインのカートン、
 刺繡したるツル織のカートン、レース・
 カートン、刺繡又は編針にてプロシエ
 したる調度用のモスリン)
 漂白したる絲

一疋 N	同	同	同	同
四三三	二七四〇	四七二〇	二八〇〇	二八三〇
二〇八四	七九三	二八〇	七三三	二八三
四割引	同	同	同	同
二六〇二	一九〇四			一七三〇

種類に依り精練せざる布帛の稅率の五割増に漂白
 に對する割増(精練せざるもの二割増)を加ふ

染色したる絲

グレーズ又はマーセライズしたる絲

四二二
 純綿布帛
 浮織又は紋織の布帛にして五耗平方内の
 經緯絲數及一〇〇平方米の重量左の如き
 もの
 精練せざるもの
 自 一三疋以上
 絲數二七本以下
 至一〇〇平方米の重量三疋未満
 精練又は漂白したるもの
 自 一三疋以上
 絲數二七本以下
 至一〇〇平方米の重量三疋未満

種類に依り精練せざる布帛の稅率の五割増に染色 に對する割増(一疋Nに付)	種類に依り精練せざる布帛の稅率の五割増に漂白、 染色又は捺染ある場合は各之に對する割増を加へ 更にグレーズ又はマーセライズに對する割増(一 疋Nに付)	を加ふ	を加ふ	同
八〇〇	八〇〇	二〇〇	二〇〇	四割引
二〇〇	四割引	四割引	四割引	四割引
四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
二〇八〇	二〇八〇	二〇八〇	二〇八〇	二〇八〇
一八二〇〇	一八二〇〇	一八二〇〇	一八二〇〇	一八二〇〇
五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇
四五五〇	四五五〇	四五五〇	四五五〇	四五五〇
同	同	同	同	同
六二四	六二四	六二四	六二四	六二四
二四九六	二四九六	二四九六	二四九六	二四九六
同	同	同	同	同
二八四〇	二八四〇	二八四〇	二八四〇	二八四〇

第二 ツル織の模様なきもの	同	毎	100.00	同	100.00
第三 絲組物類	同	底	500.00	同	500.00
第四 リボン以外の天鵞絨及ブラツシユ (調度用のものを含む)	同	N	200.00	同	200.00
平織のもの	同		200.00	同	200.00
紋絨、即ち意匠、模様、紋を織り出した るものに對する附加稅	同		100.00	同	100.00
第五 薄織物モスリン、グルナデイン、ヴ オイル及類似品、紗及篩布	同		100.00	同	100.00
精練せざるもの	同		200.00	同	200.00
精練又は漂白したるもの	同		100.00	同	100.00
染色したるもの	同		100.00	同	100.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同		200.00	同	200.00
第六 節用の紗(仕上げたると否とを問はず)	同		100.00	同	100.00
第七 リボン	同		150.00	同	150.00
天鵞絨又はブラツシユ製のもの(シエニ ール織の帶を含む)	同		200.00	同	200.00
其他	同		100.00	同	100.00
第八 レース、紋ツル織、透しレース及類 似品(豆型又は班點を施したるツル織、 肩掛等を含む)	同		200.00	同	200.00
機械製のもの	同		100.00	同	100.00

四五九のG

手製のもの	同	同	700.00	同	700.00
第九 メリヤス	同		200.00	同	200.00
第十 密織物、フリーラル及前諸項に掲げ ざる他の一切の布帛	同		100.00	同	100.00
一平方米の重量一〇〇瓦を超えるもの	同		100.00	同	100.00
精練せざるもの	同		100.00	同	100.00
精練若は漂白又は染色したるもの	同		110.00	同	110.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同		110.00	同	110.00
一平方米の重量一〇〇瓦未満のもの	同		100.00	同	100.00
精練せざるもの	同		100.00	同	100.00
精練又は漂白したるもの	同		110.00	同	110.00
染色したるもの	同		110.00	同	110.00
紋織又は捺染のものに對する附加稅	同		100.00	同	100.00
純なる人造絹布帛又は絹、紡績絹若は他の 紡織原料との交織人造絹布帛にして金屬を 交へず人造絹が重量に於て主たるもの	同		100.00	同	100.00
第一 縮緬	同		100.00	同	100.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同		80.00	同	80.00
第二 ツル織の模様なきもの	同		100.00	同	100.00
第三 絲組物類	同		100.00	同	100.00
第四 リボン以外の天鵞絨及ブラツシユ (調度用のものを含む)	同		100.00	同	100.00

稅番第四五九のP參照

I、H、J、K、
四、五、九の
2、Hの
1

平織のもの	同	毎	110.00	115.00	同	115.00
紋織のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第五 薄織物、モスリン、グルナデザイン、 ゴオイル及類似品、紗及篩布	同	同	110.00	115.00	同	115.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第六 リボン	同	同	110.00	115.00	同	115.00
天鵝絨又はブラツシユ製のもの(シエニ ール織の帯を含む)	同	同	110.00	115.00	同	115.00
其他	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第七 レース、紋ツル織、透しレース及類 似品(豆型ツル織、肩掛等を含む)	同	同	110.00	115.00	同	115.00
機械製のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
手製のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第八 メリヤス	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第九 密織物、フーラール及前諸項に掲げ ざる他の一切の布帛	同	同	110.00	115.00	同	115.00
精練せざるもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
精練又は漂白したるもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
染色したるもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	同	110.00	115.00	同	115.00
絹、紡績絹又は人造絹の布帛にして他の紡 織原料(羊毛、毛、綿等)と交織し金屬を	同	同	110.00	115.00	同	115.00

交へず右他の原料が重量に於て主たるもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第一 縮織	同	同	110.00	115.00	同	115.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第二 ツル織の模様なきもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第三 絲組物類	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第四 リボン以外の天鵝絨及ブラツシユ (調度用のものを含む)	同	同	110.00	115.00	同	115.00
平織のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
紋織のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第五 薄織物、モスリン、グルナデザイン、 ゴオイル及類似品、紗及篩布	同	同	110.00	115.00	同	115.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第六 リボン	同	同	110.00	115.00	同	115.00
天鵝絨又はブラツシユ製のもの(シエニ ール織の帯を含む)	同	同	110.00	115.00	同	115.00
其他	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第七 レース、紋ツル織、透しレース等 機械製のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
手製のもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第八 メリヤス	同	同	110.00	115.00	同	115.00
第九 密織物、フーラール等 精練せざるもの	同	同	110.00	115.00	同	115.00